

(議員用)

令和2年4月6日

宝塚市議会議長 様

議員名 藤岡 和枝



令和元年度 政務活動費収支報告書

宝塚市議会政務活動費の交付に関する条例第8条第1項の規定に基づき、下記のとおり、令和元年度政務活動費に係る収入及び支出を報告します。

記

1 収入 政務活動費 858,000 円

2 支出

科 目	金 額
研究・研修会費	334,770 円
調査費	51,217 円
広報費	- 円
広聴費	- 円
要請・陳情活動費	- 円
資料作成・購入費	- 円
人件費	- 円
事務費	- 円
合 計	385,987 円

3 残 額 472,013 円

支 出 内 訳 書

科 目	内 訳	
研究・研修会費 (334,770 円)	(1) 会場費 (2) 講師謝金・旅費 (3) 出席者負担金・会費 (4) 旅費 (5) 交通費 (6) その他	- 円 - 円 179,500 円 155,270 円 - 円 - 円
調査費 (51,217 円)	(1) 旅費 (2) 交通費 (3) その他	51,217 円 - 円 - 円
広報費 (0 円)	(1) 広報紙・報告書印刷費 (2) 送料 (3) 会場費 (4) その他	- 円 - 円 - 円 - 円
広聴費 (0 円)	(1) 交通費 (2) 会場費 (3) 印刷費 (4) その他	- 円 - 円 - 円 - 円
要請・陳情活動費 (0 円)	(1) 旅費 (2) 交通費 (3) 印刷費 (4) その他	- 円 - 円 - 円 - 円
資料作成・購入費 (0 円)	(1) 資料作成費 (2) 翻訳料 (3) 書籍・新聞等購入代 (4) その他	- 円 - 円 - 円 - 円
人件費 (0 円)	(1) 賃金	- 円
事務費 (0 円)	(1) 文房具代 (2) 備品費 (3) 電話料 (4) その他	- 円 - 円 - 円 - 円

令和元年度 政務活動費会計帳簿






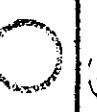


(会派名または議員名 藤岡 和枝)

支出番号	月日	支出先	支出内容	金額	科目・内訳	ポイント	ポイント 分減額	コード
1	7月30日	JR等	旅費	30,200	1 研究・研修会費	4 旅費		104
2	7月30日	(株) 図書館総合研究所	セミナー参加費	5,000	1 研究・研修会費	3 出席者負担金・会費		103
3	8月7日	全日本空輸(株)等	旅費	44,290	1 研究・研修会費	4 旅費		104
4	8月7日	地方から考える「社会保障フォーラム」事務局	セミナー参加費	27,000	1 研究・研修会費	3 出席者負担金・会費		103
5	10月31日	JR等	旅費	43,307	2 調査費	1 旅費		201
6	11月13日	JR等	旅費	41,120	1 研究・研修会費	4 旅費		104
7	11月13日	一般社団法人地方議員研究会	研修会受講代	60,000	1 研究・研修会費	3 出席者負担金・会費		103
8	1月9日	JR等	旅費	1,760	1 研究・研修会費	4 旅費		104
9	1月9日	一般社団法人地方議員研究会	研修会受講代	60,000	1 研究・研修会費	3 出席者負担金・会費		103
10	1月15日	阪急	旅費	460	2 調査費	1 旅費		201
11	2月3日	阪急	旅費	560	1 研究・研修会費	4 旅費		104
12	2月6日	JR等	旅費	7,450	2 調査費	1 旅費		201
13	2月12日	JR等	旅費	37,340	1 研究・研修会費	4 旅費		104
14	2月12日	地方から考える「社会保障フォーラム」事務局	セミナー参加費	27,500	1 研究・研修会費	3 出席者負担金・会費		103

(会派名または議員名 藤岡 和枝)

政務活動費支出書

支出科目	研究・研修会費	内 訳	旅費	支出番号	1
支 出 日	令和1年7月30日		支出金額	30,200 円	
支 出 先	JR等				
支出内容	旅費				
<領収書等添付欄> 裏面使用または別紙添付可			ポイント	0	円減額

供	議 長	副議長	局 長	次 長	課 長	副課長	係 長	係	合
覧									議

出張調査 (研究・研修会参加) 報告書

宝塚市議会議長 様

議員名 藤岡 和枝



出張調査 (研究・研修会参加) の結果について、次のとおり報告します。

1 調査先 (研究・研修会会場)

2 期 間 令和 元年 7月30日 ~ 令和 元年 7月30日

3 出張者氏名 (議員名) 藤岡 和枝

4 調査項目、テーマ ※調査結果の概要、所見等については別紙を添付  
・人口減少時代の都市計画と公共施設マネジメント

5 旅費

①鉄道賃等

月 日	交通機関	経 路	金額	領収書の有無※	備 考
20190730	阪急	逆瀬川～梅田	280円	有・ <del>無</del>	
	JR	大阪～東京	14,650円	<del>有</del> ・無	
	東京メトロ	東京～茗荷谷	170円	有・ <del>無</del>	
	東京メトロ	茗荷谷～東京	170円	有・ <del>無</del>	
	JR	東京～大阪	14,650円	<del>有</del> ・無	
	阪急	梅田～逆瀬川	280円	有・ <del>無</del>	
		～		有・無	
合 計			30,200円		

※原則として領収書の添付が必要だが、券売機での切符購入等で領収書が徴しがたい場合は、2,000円以内の支出に限り、本報告書への記入をもって領収書の添付に代えるものとする。

②宿泊料

人	泊	金額	計	円
6	交通費	ガソリン代		円
		高速代		円
		駐車場代		円
		自動車借上料		円
		計		円

7 出席者負担金・会費 @ 5,000 × 1 人 = 5,000 円

【記入要領】

- ア 出張調査 (市内を除く)、研究・研修会参加 (市外、市内とも) の場合、この報告書を作成すること。
- イ 調査 (研究・研修) 結果の概要、所見等については別紙を添付すること (書式は任意)。
- ウ 鉄道賃等は、現に要した実費を記入すること (領収書を別紙に添付する)。  
ただし、行程等については経済的かつ合理的な経路及び方法によるものとする。
- エ 通常の経路以外の経路を用いた場合は、その合理的な理由を備考欄に記入すること。
- オ 宿泊料は、上限額 (13,000円) 以内で現に要した実費を記入すること (領収書を別紙に添付する)。
- カ 鉄道賃等と宿泊料がセットになっている場合は、鉄道賃等の項に合計金額を記入し、その旨を備考欄に付記すること。
- キ 交通費は、自家用車 (バイクを含む) 等を利用した場合に記入すること (領収書を別紙に添付する)。
- ク 出席者負担金・会費は、支出があった場合に記入すること (領収書を別紙に添付する)。



領 収 書

藤 岡 和 枝 様

Receipt

領収年月日 2019.-7.26

金額 ￥29,300 (消費税等込み)

上記金額確かに領収いたしました

購入商品 JR乗車券類 JR tickets

(50460 4枚)  
西日本旅客鉄道株式会社

宝塚駅  
宝塚駅F1発行

60461-01

印紙税申告納  
付につき大淀  
税務署承認済

出張調査（研究・研修参加）報告書 （別紙）

日 時	令和元年 7月30日（火）12時45分～ 令和元年 7月30日（火）17時00分
調査先（研修・研究会会場） ・図書館流通センター本社ホール	
<調査・研究の報告>～人口減少時代の都市計画と公共施設マネジメント～ ◎まちのたたみ方と都市計画 講師： 饗庭 伸 首都大学東京 都市環境研究科 都市政策化学域 教授 1 人口・都市空間・都市計画 ・長期的な人口の推移と将来推計 江戸時代後期（享保改革1716～45年）から明治維新（1868年）までの150年間は日本の人口は約3000万人で維持。 明治維新（1868年）から2008年（1億3000万人でピーク）までの150年間で1億人増加→そこから減少に転じる。 ・なぜ人口が減っていくのか ベビーブーム世代が亡くなっていく。亡くなる人の数>生まれてくる人の数 ・人口が減っていくことに対して ミティゲーション（緩和）ではなく アダプテーション（適応）が必要 減るのは当たり前 いかに関自分たちができることを適応させていくか ・人口の増減と都市空間の大小との関係性 人口が増えるにしたがって都市空間が追いかけるように拡大していった（過密状態を解消するため） 今度は、都市空間広がったままの状態、人口が減少することによって過疎状態に陥る  そうならないよう、人口減少に伴い、都市空間も緩やかに小さくしていくことが理想的だが 2 都市の空間はどう変化するか ・人口減少していくこと（都市の縮小）により都市空間に小さな穴 都市をたたむこと 人口減少を実感。少しずつスポンジ化 ・スポンジ化の持つ可能性 空き地・空き家を問題にしてしまうと、殆どの政策は失敗する 空き地・空き家はまちづくりの「実現手段」である ・ゆっくりと変わる=いろいろ仕掛けられる 個人が変える=誰かをその気にすればよい 小さな規模で変わる=失敗を恐れない	

様々なもの変わる=なんでも出来る

あちこちで変わる=どこでも出来る

### 3 まちづくりのイメージ

<事例紹介>

東京都国立市

NP0 法人が空き家を活用できないかと持ち主に掛け合い、提案

ワークショップを開催 持ち主の意向を受け、定期借地として5年間契約

行政管理はゼロ 税金ゼロで何が出来るか挑戦

山形県鶴岡市

行政に空き家の寄付が持ち込まれる状況

約2000戸の空き家=ストックをうまく活用しながら、豊かな都市空間を創り出せないか？

都心部の除雪困難、交通困難地区において、寄付された土地を道路等の都市基盤に変え環境を向上させる

### 4 参考(図書館づくりの実践)

多摩ニュータウンの地域図書館を含む複合施設の改築 5回のワークショップ

人口は減少、高齢化しているが、世帯減少は起きず、ゆっくりとした新陳代謝が進んでいる状況

複合施設を今後どうするか

### ◎まちの核づくりと公共施設マネジメント～発想の転換/ユルグトンガル～

講師：寺沢 弘樹 特定非営利活動法人日本PFI/PPP協会業務部長

#### 1 行政の経営感覚

##### ① 東京都 代々木公園

管理上の理由(利用者からのクレーム等)への対応として、当該事項を禁止 OR 留意事項として位置付け→楽しみたいのに、制限だらけ、新しいことが許容されない公共空間⇒ホントは利用者のニーズ(ビジネスチャンス)、民間と連携したビジネスモデルに置換すればできるようにならないか？

##### ② 行方市 水の科学館

公共施設・サービスは「無料(OR 低料金)だから低品質・低サービス」⇒顧客目線の欠如

#### 2 眠る地域コンテンツ

##### ① 山形県 旧県庁舎「文翔館」

##### ② 北海道 小樽市 小樽運河

#### 3 民間投資と自治体経営

##### ① 北海道 北広島市 北海道ボールパーク

##### ② 長崎県 長崎市 ジャパネットたかた スタジアム構想

#### 4 中央集権型「街づくり」相次ぐ公共事業・三セクの経営危機・破綻

① アウガ(青森市)の経営危機：商業継続を断念し庁舎機能の一部移転など公共施設として継続

② 完熟農園(南アルプス市)の経営破綻：当初からビジネスモデルが破綻していた。融資の見込みがない中で、どこかを止血しないと、負債が雪だるま式に増えていく



と判断した

- ③ 長岡市 アオーレ長岡：まちのシンボルとしての建築的価値の高い庁舎⇒超高コスト（イニシャル、ランニング共）、周辺を中心市街地は空洞化

#### 5 公共施設を取り巻く環境

- ① 水戸市 公共施設等総合管理計画、みと財政安全ビジョン
- ② 夕張市 財政破綻⇒①人口減少（120千人→8千人、3880戸の市営住宅）②大量のハコモノ③マネジメント能力の欠如④誰かが助けてくれる... ⇒日本の未来を10年先取りしただけでは...
- ③ 国に自治体を助ける力はあるか 国のバランスシート  
⇒自治体より国のほうが財政状況は厳しい・各種補助金・交付金の基準単価割れ、不採択等・（各方面から異論が出される）地方創生・統一基準による自治体の経営感覚醸成の要請⇒「最終的には国が助けてくれる」時代ではない
- ④ 「朽ちるインフラ」の顕在化：老朽化はいつの間にか忍び寄る『緩やかな震災』である。東日本大震災による被害を二度と繰り返してはならないと考えるならば、同じように、老朽化という『緩やかな震災』にも対応すべきだ。  
100%確実に予見できるということは、100%確実に避けることができるということ。その知恵と力が日本人にないはずがない。（東洋大学 根本祐二教授「朽ちるインフラ忍び寄るもう一つの危機」日経新聞社から抜粋

- ⑤ ふじみ野市 プール事故
- ⑥ 公共施設・インフラの実態

#### 6 教科書型行政の限界と思考停止

- ① 国（や自治体）が想定する公共施設マネジメント
- ② さいたま市 公共施設マネジメント白書

#### 7 発想の転換

- ① 公共施設マネジメントと自治体経営への貢献
- ② ハコモノビジョン
- ③ まちにあるサービス 流山市 公共施設等総合管理計画 民間施設のプロット
- ④ 地方に民間はいない・来ないのか

#### 8 PPP/PFI 事例

- ① 静岡市 新清水庁舎建設検討委員会
- ② 大東市 新庁舎整備に係る官民連携可能性調査
- ③ 武蔵野市 武蔵境駅北口市有地の有効活用
- ④ 廿日市市 宮島水質管理センター等公共施設包括管理業務委託
- ⑤ ひたちなか市 民間賃貸住宅家賃補助制度
- ⑥ 神戸市 小規模保育施設「マッチング事業」
- ⑦ 大阪市 天王寺公園
- ⑧ 広島市 MAZDA Zoom-Zoom スタジアム広島
- ⑨ 東京都中央区 Ligare MARUNOUCHI STREET PARK
- ⑩ 柏市 アクアテラス
- ⑪ つがる市 つがる市立図書館
- ⑫ かすみがうら市 廃校施設見学会

⑬ 常総市 旧自動車教習所 AI・自動運転パーク

## 9 行政と民間の立ち位置の変化

- ① 常総市 トライアル・サウンディング あすなるの里
- ② 公共R不動産 公共空間 逆プロポーザル
- ③ ジャパネットたかた V・ファーレン練習拠点公募
- ④ 常総市 公共施設マネジメント民間提案制度
- ⑤ 横浜市 「まちを楽しむ多彩な交通」提案募集
- ⑥ 問われる質

## 10 自分ごととして考える

- ① 常総市 公共施設マネジメントアドバイザー業務
- ② 武蔵野市 普通財産の貸付フローの検討協議

## 11 決め方を決める

- ① 武蔵野市 公民連携に関する基本的な考えかた及び運用ガイドライン
- ② 鳥取市 公共施設整備等におけるPPP導入検討指針

## 12 生きる手段としてのPPP/PFI

- ① 長門市 長門湯本温泉
- ② 柴波町 オガールプラザ
- ③ PPP/PFIに対する意識改革
- ④ PPP/PFIに関する懐疑的思想

## 13 ユルグトンガル

- ① 沼津市 INN THE PARK
- ② 沼津市 ヌマズタカラプロジェクト
- ③ オモロイ場の創造・「みんな」からの脱却・事業採算性

## 14 アカルイミライ

- ① 常総市 豊田城超観月会
- ② 豊見城市 ウミカジテラス
- ③ ビジョン×地域コンテンツ×PPP/PFI×やる気と覚悟

## 15 まちとして考える

- ① 南木曾町 妻籠宿
- ② 熱海市 まちとしての再生
- ③ 小松市 三草二木 西園寺「ごちゃまぜ」のコミュニティ
- ④ 「街づくり」から「まちづくり」へ

### <所見>

人口減少時代、超高齢社会において、既存の公共施設を今後どうしていくのか。公共サービスを民間がビジネスベースで提供する、公民連携をする、PPP/PFIを価値的に活用するなど地域コンテンツをこれまでとは違う発想で工夫し取り組んでいく大きなヒントを学ぶことができた。市民サービスを低下させずに、民間の活力を大いに駆使して経営資源が循環するまちづくりが今後さらに求められることを再確認した。

# 株式会社 図書館総合研究所

まちづくり  
City Planning

設計と建築  
Constructor

空間デザイン  
Special Design

運営手法  
Management Solution

実績紹介  
Achievement

会社情報  
About Us

セミナーのお知らせ

## TRCセミナー「まちの課題を解決する図書館」

### 人口減少時代の都市計画と公共施設マネジメント

図書館づくりとまちづくりに貢献する図書館総合研究所では、地域政策をめぐる情報交流の場としてセミナー「まちの課題を解決する図書館」を開催しております。今回は、人口減少局面での都市計画と、拠点形成を視野に入れた公共施設マネジメントのあり方等について考えます。皆様のご参加をお待ち致しております。

#### Talking Points :

人口減少の歩を速める日本にあって、戦後、急速に人口集中・スプロール化した都市では、今後、郊外から徐々に都市機能が劣化し、空き家等が虫食い状に広がるスポンジ化を進め、ロードサイド店舗の閉鎖や老朽化した建物の放置など、都市環境が悪化していくことが懸念されます。こうした事態を回避すべくコンパクトシティ等の取り組みも試みられていますが、具体化には大きな困難が伴うことも事実です。それでは、減少する人口と膨張した都市空間の間をどう調整していくのか。その際、老朽化・更新問題が重くのしかかる公共施設をいかに位置付け再編していくのか。今回のセミナーでは、縮小局面におけるまちづくりと都市計画、そして、まちの拠点形成を視野に入れた公共施設マネジメントの考え方や技術等を、最前線の事例を交えながら考えます。

#### 〔構成〕

第1講(12:50~14:50)

まちのたたみ方と都市計画 (巖庭 伸)

第2講(15:00~17:00)

まちの核づくりと公共施設マネジメント (寺沢弘樹)

#### 講師

##### 巖庭 伸

(首都大学東京 都市環境研究科 都市政策科学域 教授)

早稲田大学理工学部建築学科卒業、同 工学研究科修了、工学博士。早稲田大学助手等を経て2017年より現職。人口減少時代における都市計画のあり方等に関する研究の傍ら、大船渡市、鶴岡市、日野市、国立市等にまちづくりの専門家として関わる。著書に『都市をたたくー人口減少時代をデザインする都市計画』(花伝社)、共著に『初めて学ぶ都市計画(第二版)』(市谷出版社)、『白熱教室 これからの日本に都市計画は必要ですか?』(学芸出版社)等。

##### 寺沢 弘樹

(特定非営利活動法人日本PFI・PPP協会 業務部長)

東京理科大学理工学研究科修了。流山市ファシリティマネジメント推進室長等を経て2016年より現職。同市では、デザインビルド型小規模VOLK ESCO事業、包括施設管理業務委託、事業者提案制度など斬新な施策を企画・推進。一級建築士、CFMJ認定ファシリティマネジャー。2013年、日本ファシリティマネジメント大賞奨励賞受賞。文科省学校施設の長寿命化計画策定に係る手引作成検討会委員等を歴任。共著に『成功する公共施設マネジメント』(学陽書房)等。

日時 2019年7月30日(火) 12:45~17:00

会場 東京会場: 図書館流通センター本社ホール (東京都文京区大塚3-1-1)  
\* JR東京駅より東京メトロ丸の内線で約10分、「茗荷谷」駅より徒歩1分

参加費 お一人様5,000円(税込) 当日、会場受付で頂戴致します。  
\* ご請求書の発行等については、下記までお問い合わせください。

別紙「参加申込書」に必要事項をご記入の上、Faxでお申込ください。

お申し込み \*お申込受付後、メールにて「出席票」をお届け致します。

\*お申込後、ご欠席となる場合には、事前に、下記まで、必ずご連絡ください。

#### お問い合わせ先

TRCセミナー「まちの課題を解決する図書館」 株式会社図書館総合研究所 (担当: 島)

〒112-8632 東京都文京区大塚3-1-1 株式会社図書館総合研究所

E-mail: [shima.yasuyuki@mxh.trc.co.jp](mailto:shima.yasuyuki@mxh.trc.co.jp) URL: <https://www.trc.co.jp/soken/>

担当者携帯: 080-6773-7099 Tel: 0120-801-202 Fax: 0120-101-914

送信先: Fax. 0120-101-914  
図書館総合研究所 島 宛

TRC セミナー「まちの課題を解決する図書館」  
人口減少時代の都市計画と公共施設マネジメント(7月30日開催)  
受講申込書

【お申込者】 下欄にご記入ください。

お名前	フリガナ 藤 岡 和 枝
ご所属	宝塚市議会
お役職	議員
ご住所	〒665-0033 宝塚市伊子心4丁目2番60-208号
Tel / Fax	Tel: 0797-71-5546 Fax: 0797-74-9957.
E-mail	kazuleo0802@gmail.com

\*ご記入の連絡先等は、図書館流通センターグループからの政策情報や催し物のお知らせ等に限って使用させていただきます。

【領 収 書】 お宛名=□□市議会議員○○○○様、□□市○○○○課様など、発行日付=開催日、  
発行者=株式会社図書館総合研究所(代表者肩書・氏名・印、社印)、但し書=セミナー参加費、  
にてご用意致します。記載事項にご指定がある場合には、下欄に内容をお知らせ下さい。

<input checked="" type="checkbox"/> 日付 <input checked="" type="checkbox"/> 宛名 <input checked="" type="checkbox"/> 但書 <input type="checkbox"/> その他	
--	--

【通 信 欄】 ご懸案の課題等をお知らせください。講義に反映させるなど、実践研究の場づくりに努めます。

TRC セミナー「まちの課題を解決する図書館」

# 人口減少時代の都市計画と公共施設マネジメント

図書館総合研究所

【講師】 饗庭 伸 首都大学東京 都市環境研究科 都市政策科学域 教授

寺沢 弘樹 特定非営利活動法人日本PFI・PPP協会業務部長

【進行】 12:45 開会  
12:50-14:20 まちのたたみ方と都市計画 饗庭 伸  
14:20-14:50 質疑  
14:50-15:00 休憩  
15:00-16:30 まちの核づくりと公共施設マネジメント 寺沢弘樹  
16:30-17:00 質疑  
17:00 閉会

【日時】 2019年7月30日(火) 12:45-17:00

【会場】 図書館流通センター本社ホール（東京都文京区大塚 3-1-1）

【資料】 1. まちのたたみ方と都市計画 <饗庭 伸>  
2. まちの核づくりと公共施設マネジメント <寺沢弘樹>

## 【Talking Points】

# 人口減少時代の都市計画と公共施設マネジメント

人口減少の歩を速める日本にあって、戦後、急速に人口集中・スプロール化した都市では、今後、郊外から徐々に都市機能が劣化し、空き家等が虫食い状に広がるスポンジ化を進め、ロードサイド店舗の閉鎖や老朽化した建物の放置など、都市環境が悪化していくことが懸念されます。こうした事態を回避すべくコンパクトシティ等の取り組みも試みられていますが、具体化には大きな困難が伴うことも事実です。それでは、減少する人口と膨張した都市空間の間をどう調整していくのか。その際、老朽化・更新問題が重くのしかかる公共施設をいかに位置付け再編していくのか。今回のセミナーでは、縮小局面におけるまちづくりと都市計画、そして、まちの拠点形成も視野に入れた公共施設マネジメントの考え方や技術等を、最前線の事例を交えながら検討します。

## 【講師プロフィール】

**饗庭 伸 (あいば・しん)** 首都大学東京 都市環境研究科 都市政策科学域 教授

早稲田大学理工学部建築学科卒業、工学博士。早稲田大学助手等を経て現職。専門は、都市の計画とデザイン、そのための市民参加手法、市民自治の制度、NPO 等。

震災復興に関する研究、人口減少時代における都市計画のあり方に関する研究等のほか、国内各地の現場(大船渡市、鶴岡市、世田谷区、中央区、日野市、国立市など)で、実際のまちづくりに専門家として関わり、それに必要なまちづくりの技術開発等も行っている。

国交省都市計画基本問題小委員会委員、大和市街づくり推進会議委員長、東京都都市づくり公社都市づくり支援事業審査委員長等を歴任。財団法人住宅総合研究財団・助成研究選奨、総務省消防庁・防災まちづくり大賞・消防庁長官賞、地域開発 500 号記念論文優秀賞等を受賞。

著書に『都市をたたむ—人口減少時代をデザインする都市計画』(花伝社)、共著に『初めて学ぶ都市計画(第二版)』(市谷出版社)、『白熱教室 これからの日本に都市計画は必要ですか?』(学芸出版社)等。

**寺沢 弘樹 (てらさわ・ひろき)** 特定非営利活動法人 日本 PFI・PPP 協会 業務部長

東京理科大学大学院理工学研究科建築学修了。流山市に入庁し、建築住宅課、企画政策課、教育委員会教育総務課、都市計画課交通計画推進室、総務部財産活用課(FM を担当)、ファシリティマネジメント推進室長等を歴任。2016 年 4 月より現職。

流山市では、デザインビルド型小規模バルク ESCO 事業、包括施設管理業務委託、事業者提案制度、丸ごと有料広告、屋根貸し太陽光発電等の施策を企画・展開した。

一級建築士、CFMJ 認定ファシリティマネジャー。自治体等 FM 連絡会議代表幹事、JFMA 公共施設 FM 研究部会副部会長、文科省学校施設の長寿命化計画策定に係る手引作成検討会委員、ふるさと財団公民連携アドバイザー等を歴任。2013 年、日本ファシリティマネジメント大賞(JFMA 賞)奨励賞受賞。

共著に、『先進事例から学ぶ—成功する公共施設マネジメント』(学陽書房)など。

# まちのたたみ方と都市計画

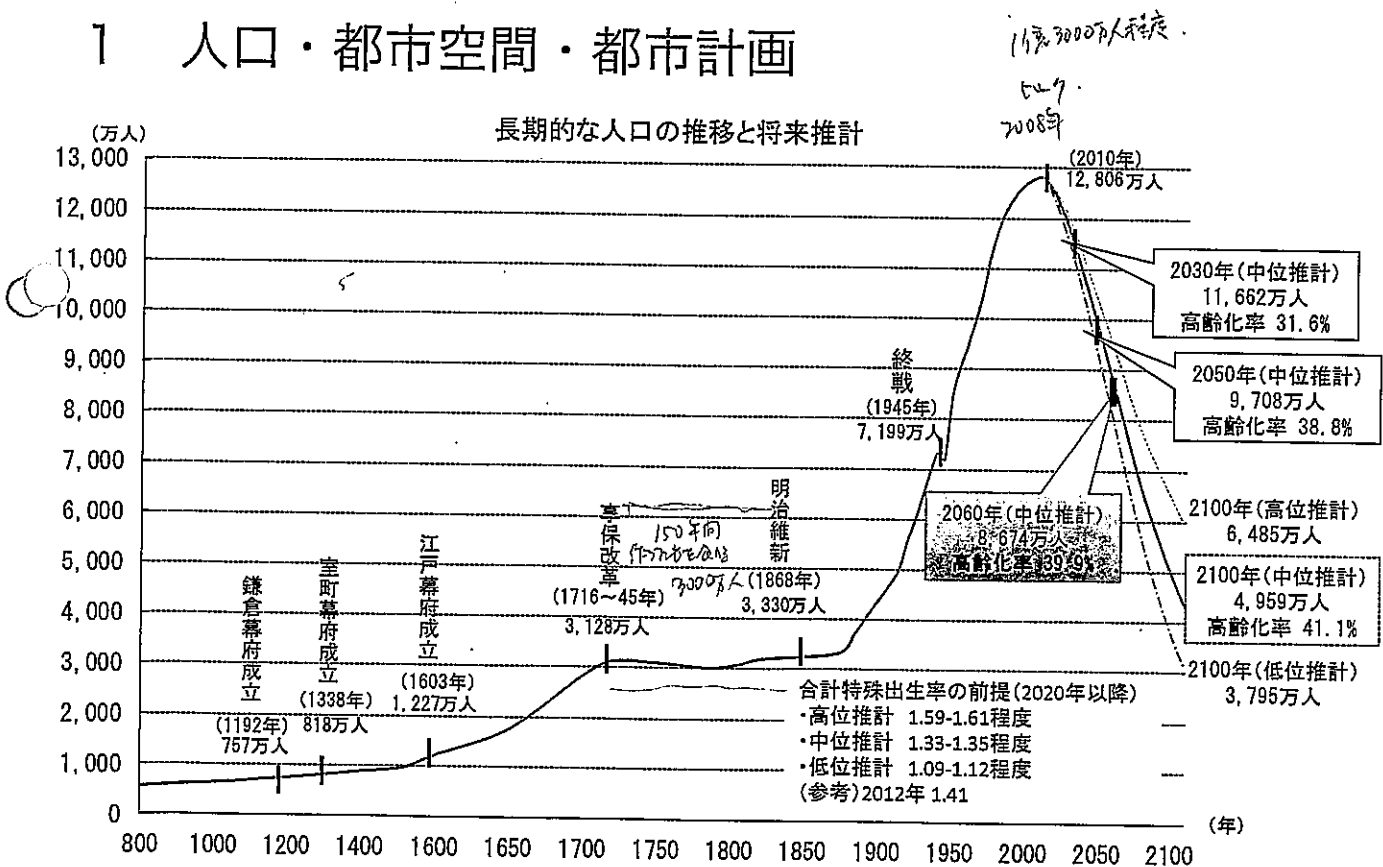
饗庭 伸 (あいばしん) [aib@tmu.ac.jp](mailto:aib@tmu.ac.jp)

首都大学東京 都市環境学部 教授

専門：都市計画・まちづくり

- 1 人口・都市空間・都市計画
- 2 都市の空間はどう変化するか？
- 3 まちづくりのイメージ
- 4 参考 (図書館づくりの実践)

## 1 人口・都市空間・都市計画



(備考) 国土交通省「国土の長期展望」(2011年)をもとに作成。  
 2010年以前の人口：総務省「国勢調査」、国土庁「日本列島における人口分布の長期時系列分析」(1974年)  
 それ以降の人口：国立社会保障・人口問題研究所「日本の将来推計人口(平成24年1月推計)」

# まちの核づくりと公共施設マネジメント

～発想の転換/ユルクトンガル～

2019.7.30 TRCセミナー 人口減少時代の都市計画と公共施設マネジメント

- 1. 行政の経営感覚
- 2. 眠る地域コンテンツ
- 3. 民間投資と自治体経営
- 4. 中央集権型「街づくり」
- 5. 公共施設等を取り巻く環境
- 6. 教科書型行政の限界と思考停止
- 7. 発想の転換
- 8. PPP/PFI事例
- 9. 行政と民間の立ち位置の変化
- 10. 自分ごととして考える
- 11. 決め方を決める
- 12. 生きる手段としてのPPP/PFI
- 13. ユルクトンガル
- 14. アカルイミライ
- 15. まちとして考える

特定非営利活動法人日本PFI・PPP協会  
業務部長 寺沢 弘樹

〒105-0004  
東京都港区新橋6丁目20番1号 ル・グラシエルBLDG.1-6F603  
TEL: 03-6809-2259 | FAX: 03-6809-2292  
URL: <http://www.pfikyokai.or.jp>  
E-mail: [terasawa@pfikyokai.or.jp](mailto:terasawa@pfikyokai.or.jp)

宮崎市





(会派名または議員名 藤岡 和枝)

## 政務活動費支出書

支出科目	研究・研修会費	内 訳	出席者負担金・会費	支出番号	2
支 出 日	令和1年7月30日		支出金額	5,000 円	
支 出 先	(株) 図書館総合研究所				
支出内容	セミナー参加費 出張調査報告書は、支出書 No.1 に添付				
<領収書等添付欄> 裏面使用または別紙添付可			ポイント	0	円減額

No.1907-243

## 領収書

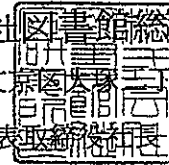
宝塚市議会議員  
藤岡 和枝 様

金 5,000 円 (消費税込み)

但し、セミナー参加費として  
(人口減少時代の都市計画と公共施設マネジメント  
令和元年 7 月 30 日開催)

令和元年 7 月 30 日

株式会社 総合研究所  
東京都文京区本郷 目 1 番 1 号  
代表取締役 佐藤 達生



別紙様式 1

(会派名または議員名 藤岡 和枝)

政務活動費支出書

支出科目	研究・研修会費	内 訳	旅費	支出番号	3
支 出 日	令和1年8月7日		支出金額	44,290 円	
支 出 先	全日本空輸（株）等				
支出内容	旅費				
<領収書等添付欄> 裏面使用または別紙添付可			ポイント	0	円減額

供	議 長	副議長	局 長	次 長	課 長	副課長	係 長	係	合
見									議

別紙様式 3-2 (議員用)

出張調査 (研究・研修会参加) 報告書

宝塚市議会議長 様

議員名 藤岡 和枝

出張調査 (研究・研修会参加) の結果について、次のとおり報告します。

- 調査先 (研究・研修会会場) **ビジョンセンター 東京有楽町**  
(東京都中央区銀座 1-6-2 銀座Aビル3階)
- 期 間 令和 元年 8月 7日 ~ 令和 元年 8月 8日
- 出張者氏名 (議員名) 藤岡 和枝
- 調査項目、テーマ ※調査結果の概要、所見等については別紙を添付  
・第19回地方から考える社会保障フォーラム

5 旅費  
①鉄道賃等

月 日	交通機関	経 路	金額	領収書の有無※	備 考
20190807	阪急バス	宝塚インター前~伊丹空港	240円	有・ <del>無</del>	
	飛行機	伊丹~羽田	14,850円	<del>有</del> ・無	
	JR	羽田空港~有楽町	630円	有・ <del>無</del>	
20190808	JR	有楽町~羽田空港	630円	有・ <del>無</del>	
	飛行機	羽田~伊丹	15,250円	<del>有</del> ・無	
	阪急バス	伊丹空港~鶴之荘	240円	有・ <del>無</del>	
合 計			31,840円	有・無	

※原則として領収書の添付が必要だが、券売機での切符購入等で領収書が徴しがたい場合は、2,000円以内の支出に限り、本報告書への記入をもって領収書の添付に代えるものとする。

②宿泊料

1人 1泊 金額 計 12,450 円

6 交通費	ガソリン代	円
	高速代	円
	駐車場代	円
	自動車借上料	円
	計	円

7 出席者負担金・会費 @ 27,000 × 1人 = 27,000 円

【記入要領】

- ア 出張調査 (市内を除く)、研究・研修会参加 (市外、市内とも) の場合、この報告書を作成すること。
- イ 調査 (研究・研修) 結果の概要、所見等については別紙を添付すること (書式は任意)。
- ウ 鉄道賃等は、現に要した実費を記入すること (領収書を別紙に添付する)。  
ただし、行程等については経済的かつ合理的な経路及び方法によるものとする。
- エ 通常の経路以外の経路を用いた場合は、その合理的な理由を備考欄に記入すること。
- オ 宿泊料は、上限額 (13,000円) 以内で現に要した実費を記入すること (領収書を別紙に添付する)。
- カ 鉄道賃等と宿泊料がセットになっている場合は、鉄道賃等の項に合計金額を記入し、その旨を備考欄に付記すること。
- キ 交通費は、自家用車 (バイクを含む) 等を利用した場合に記入すること (領収書を別紙に添付する)。
- ク 出席者負担金・会費は、支出があった場合に記入すること (領収書を別紙に添付する)。



## 領収書

WEB 6613406384-YJBQS-104908-0-1100

表示日 2019年06月24日(月)

藤岡 和枝 様

金額	¥30,100- (税込) クレジット支払い 三井住友カード
但し	運賃および税金・料金等
航空券発行日	2019年06月20日(木)

航空券番号	1010246867745010	1010246867745021
照会番号	1B105D	

上記、正に領収いたしました。

本紙は電子的に保持している領収データを画面表示したものです。

 A STAR ALLIANCE MEMBER 

全日本空輸株式会社 All Nippon Airways Co.,Ltd.

## 航空券明細

WEB 6613406384-YJBQS-104908-0-1100

表示日 2019年06月24日(月)

ご搭乗者名/照会番号

フジオカ カズ工様 (1B105D)

搭乗日	便名	区間	クラス	運賃	運賃額(税込)	運賃適用基準日
2019年08月07日(水)	ANA018	大阪(伊丹) - 東京(羽田)	普通席	スーパーバリュー-45 H	¥14,850-	2019年06月20日(木)
2019年08月08日(木)	ANA035	東京(羽田) - 大阪(伊丹)	普通席	スーパーバリュー-45 H	¥15,250-	2019年06月20日(木)

合計金額	¥30,100-
------	----------



APA HOTELS & RESORTS

# 領 収 書

藤岡 和枝様

金額

¥12,450

(内消費税等 )  
現金にて領収いたしました。

アパホテル <銀座 京橋>  
TEL 03-5159-5311

印紙税申告納  
付につき麻布  
税務署承認済

アパホテル株式会社  
作成地  
東京都港区赤坂3丁目2-3

取引番号: 019001P080726866 2019/08/07 18:08

**お部屋番号: 516**

お名前 : エバラカズアキ様  
ご人数 : 1  
宿泊期間 : 2019/08/07 - 2019/08/08

出張調査（研究・研修参加）報告書 （別紙）

日 時	令和元年 8月 7日（水）12時45分～ 令和元年 8月 8日（木）15時00分
調査先（研修・研究会会場） ・（貸会議室）ビジョンセンター東京有楽町	
<調査・研究の報告>～第19回 地方から考える社会保障フォーラム～ 8月7日（水）1日目 ◎講義1「少子高齢化社会における訪問看護の役割—被災地の経験を踏まえて」 講師：菅原 由美氏 開業看護師を育てる会理事長 有限会社ナースケア取締役 ケアマ ネージャー NPO 法人キャンナス代表 ○キャンナス（Cannus）とは デキル（Can）ことをデキル範囲で行うナース（Nurse） 地域に根ざした活動をモットーに、ご本人とご家族が満足していただける手厚い介護、 看護の実現を目指している。 ○キャンナスの理念 潜在ナースの掘り起こし ターミナルケア レスパイトケア ○全国のキャンナス 2019年8月現在 127箇所 ○地域看護の中の訪問看護 病気（病気の急性期）⇒自宅等（リハビリ、療養等）ケアや生活支援を行う ○平時のキャンナス（各地のキャンナスの活動） キャンナス湘南（患者北海道への移送）、キャンナス京都（障害者の家）、キャンナス松 戸（宅老所）、キャンナス釧路（ミニデイサロン）、キャンナス岐阜（外出の介助）、キャン ナスわじま（みんなの保健室）、キャンナス滋賀犬上（子ども食堂）、キャンナス高岡 野村（結婚式への同行）、キャンナス熱海（ユニバーサルツーリズム） ○災害時のキャンナス 1 東日本大震災における被災地支援 ・2011年3月11日～2011年5月連休明け 急性期 ・2011年5月～2011年10月 移行期 ・2011年11月～2012年3月 回復期 ・2012年4月～現在 慢性期 ●急性期 受診支援等 衛生環境改善 トイレ掃除 衛生環境改善 災害用トイレ導入 石巻に舞い降りた“トイレの神様”と言われる 衛生環境改善 土足禁止の調整・導入 衛生環境改善 室内掃除 ダイソン社より150台の掃除機を頂く 心のケア	

避難所での健康相談

在宅避難者の健康相談

仮設住宅への訪問

●移行期

復興支援プロジェクト①松島マリニピア水族館②石巻市立湊中学校ソーラン③ディズ  
ニーランドバスツアー④マジックショー⑤気仙沼の小さなバレリーナとゆかいなパー  
フォーマーたちの笑顔の発表会⑥スマイル花一杯プロジェクト

●東日本大震災での支援活動実績（2011年3月19日～2011年9月末日）

避難所での滞在型医療・生活支援 在宅避難者への訪問医療・生活支援、仮設住宅へ  
の訪問医療・生活支援、物質支援、地域医療セミナーの企画・実施

- 2 2016年4月 熊本地震支援
- 2016年9月 DVT フォローアップ健診
- 2017年2月 バーキャンナス
- 3 2018年7月 西日本豪雨災害

被災者と共に同じ場所で寝泊まりした

・共感 ⇒ 寄り添う

↓

・安心 ⇒ 信頼される看護

↓

・安定 ⇒ 見守る看護

\*生活を支え、共に境遇を共有することで被災者の方々の立場で考え行動することが出来  
た⇒心のケア、疫病の早期発見、予防ケアにつながった

○これからのキャンナス 少子高齢化社会に向けて

\*なぜナースは一人開業できないのか？

2. 5人の人員基準の規制緩和を

↓

1人での開業を認めてください

↓

\*2008年11月開業看護師を育てる会設立

\*なぜ一人からの開業なのか

地域密着 24時間365日 ⇒ 駐在型 コンビニ型 訪問看護ステーション

\*2. 5人となると労務管理費の負担が大きい！

\*身近にいる、かかりつけナースが大切！

- ・地域に根ざしたナースが開業していくべき⇒町の駐在所やコンビニのような存在
- ⇒・医療費が減る 在宅で看取りが増える
- ・町の人々と顔が見える関係であり安心感となる
- ・夜間 etc. 救急外来受診が減る

\*夢 小学校区に1つ 中学校区で連携・連帯

\*現実 地域包括ケアに1つのキャンナスを

・おせっかいな町のナースの自由な働き方が地域の方々の安心感につながる



#駆け込み寺的存在ナース#町の保健室的ナース

⇒#虐待の早期発見#健康相談による悪化予防

EX:・訪問看護、介護・コミュニティカフェ・笑いヨガ・町の保健室・栄養相談・健康体操・臨床美術・認知症カフェ・寺子屋・子ども夏合宿・講演会など

●日本中に星降るほどの訪問看護ステーションを！！

⇒日本中に星降るほどの訪問看護志を！！

## ◎講義2「空き家対策—都市の事情、地方の事情」

講師：深井 敦夫氏 国土交通省住宅局住宅総合整備課長

### ○空き家の現状—推移と種類別内訳

5年に一度の住宅・土地統計調査（総務省）によれば、空き家の総数は、この20年で1.5倍に増加（576万戸→846万戸）に増加

種類別の内訳では「賃貸用又は売却用の住宅」（461万戸）等を除いた「その他の住宅」（347万戸）がこの20年で1.9倍に増加

「その他の住宅」（347万戸）のうち、「一戸建（木造）」（239万戸）が最も多い

### ○空き家による悪影響は多岐にわたる

想定される問題の例

・防災性の低下・防犯性の低下・ごみの不法投棄・衛生の悪化、悪臭の発生、風景、景観の悪化など

### ○空家等対策の推進に関する特別措置法 平成27年2月26日に施行

特定空家等に対する措置

・空家の定義を規定（2条）

・特定空家等に対する措置（14条）

特定空家等に対しては、除却、修繕、立木竹の伐採等の措置の助言又は指導、勧告、命令が可能 さらに要件が明確化された行政代執行の方法により強制執行が可能

・施行後5年経過後に、施行状況を勘案して検討等を行う（附則）

### ○空家等対策の推進に関する特別措置法の施行状況等（概要）

・空家等対策計画の策定状況・法定協議会の設置状況・特定空家等に対する措置状況

### ○空き家対策総合支援事業

・空家等対策計画に基づき実施する空き家の活用や除却などを地域のまちづくりの柱として実施する市町村に対して、国が重点的・効率的な支援を行うため、社会資本整備総合交付金とは別枠で措置 令和元年度予算額33億円（1.22倍）

### ○空家対策の担い手強化・連携モデル事業 モデル的な取り組み

・岡山県岡山市 空家等対策計画（平成28年3月策定）

・空き家等を活用した密集市街地等の再編事例：NPOつるおかランドバンク

・相続財産管理人の選任の申立事例：福岡県宗像市

・福祉分野と連携した大宰府における空き家対策の施策構築事業

### ○全国空き家対策推進協議会（平成29年8月31日設立）

### ○空き家の活用の方向性

空き家→住宅（持ち家）として活用

空き家→住宅（賃貸）として活用

空き家→非住宅として活用

○新たな住宅セーフティネット制度の枠組み

①住宅確保要配慮者向け賃貸住宅の登録制度

②登録住宅の改修・入居への経済的支援

③住宅確保要配慮者のマッチング・入居者支援

○民間賃貸住宅の課題（住宅確保要配慮者とは）

高齢者の単身世帯が大幅増（H27）601万世帯→（H37）701世帯

\*家賃滞納等への不安から入居拒否のケースの比率が高い

○セーフティネット住宅情報提供システムの運用開始・改修（H29.10.20より運用開始）

◎講義3「ごちゃまぜで進める地域包括ケア・地域共生社会」

講師：唐澤 剛氏 慶応義塾大学大学院政策・メディア研究科特任教授 佐久大学客員教授 前内閣官房まち・ひと・しごと創生本部地方創生総括官

○地方創生 自分の郷土がおもしろくないと思っている人は定着しない

自分のまちには、何も無いというのはまちがい

歴史、文化は必ずある⇒関心を持ってもらう

① 急速すぎる人口減少

・19世紀までは軍事大国、20世紀は経済大国 21世紀は覇権国家を目指す必要ない

・日本の総人口は、今後100年間で100年前（明治時代後半）の水準に戻っていく可能性

この変化は千年単位でもみても類を見ない、日本開闢以来の大人口減

団塊の世代の子どもの時代の第二次ベビーブームの次の世代のベビーブームはなかった 就職氷河期

・「日本の将来推計人口（平成24年1月推計）」によると、2060年の総人口は約8700万人まで減少

② 大都市の高齢者人口爆発

・今後、三大都市圏の高齢化が急速に進む

・特に、東京の近郊市の高齢化が顕著 高齢者人口の爆発が起こる

③ 東京一極集中と地方の疲弊

・東京圏への転入超過数の大半は15歳～19歳、20～24歳が占めており、大学進学時、大卒後就職時の転入が多いと考えられる

④ 大人手不足時代の到来

・2035年には、団塊世代が85歳になる一方、今の仕組みのままでは団塊ジュニアが60歳で退職年齢を迎える 2035年問題 大人手不足時代が到来する

・バブル崩壊後のビジネスモデルは終わった もはや安い賃金で大量の職員を雇うことはできない 職員を大切にす経営が重要だ 女性や高齢者等の就業を促進し、外国人材を活用する 良質な雇用（賃金水準、働きやすさ、安定性）を目指す

・大人手不足時代の医療介護サービス

- 1 医療介護スタッフの総合力の評価 多様な職種の活用
- 2 AI や ICT の活用促進 医療福祉機器、ロボット活用
- 3 女性や高齢者等の就業促進・外国人材の活用 複合的な能力を持つ人材育成

⑤ AI・ICT・情報化

- ・医療や介護は、生活と融合する
- ・診療やサービスの場所は、自宅になる 自宅は、サテライト病院・サテライト施設になる
- ・在宅医療は、医療の主流になる
- ・オンライン診療は日常的になる
- ・自宅を中心に、地域のサービスチームが活動する

\* 2つの大きな目標

- 1 国民皆保険の堅持
- 2 地域包括ケアの構築

① 地域包括ケアを分けて考える

- ・縦軸の地域包括ケアは「医療介護連携」
- ・横軸の地域包括ケアは「生活支援とまちづくり」

\* 縦軸の地域包括ケア（医療介護連携）

①地域における②総合的な③チーム医療介護 多職種ネットワークの構築

\* 地域包括ケア（医療介護連携）はなぜ難しいのか①

急性期医療と回復期以降のスタッフの相互理解が重要  
医療と介護の両サイドの相互理解も重要

\* 地域包括ケア（医療介護連携）はなぜ難しいのか②

別々の組織、団体の職員がチームを構成するメンバーである

\* 顔の見える関係づくり

顔が見える関係ができれば、医療介護連携はできたも同然  
連携には、医師のリーダーシップが重要  
次に重要なのは飲み会などのコミュニケーション

\* 顔が見える関係を築く医師のリーダーシップと責任が重要

\* 「ごちゃまぜ」による地域包括ケア

社会制度のイノベーションを進める

「多様性」×「交流」＝「ごちゃまぜ」

「ごちゃまぜ」による地域包括ケアづくりを進める

\* 孤立を防ぐ

- ・人口減少の中で、高齢者だけでなく、様々な人が人の繋がりを失い、孤立するおそれがある
- ・特に、大都市では地縁が薄く、孤立しやすい
- ・この問題に対処することも、地域包括ケアと地方創生の重要な課題

\* 「ごちゃまぜ」の系譜 1 吉田一平 長久手市長 1968年「愛知太陽の杜（ゴジカラ村）」を設立

「いつも未完成 まざって暮らしている 少しずつみんな我慢して、譲り合っている」

共生のキーワード「だいたい、まあまあ、てきとう」

\* 「ごちゃまぜ」の系譜 2 雄谷良成 社会福祉法人「佛子園」理事長

・理念

「ごちゃまぜ」と「開放」

すべての人は役割を持っている

すべての人が機能する

\* シェア金沢 GCRC（生涯活躍のまちづくり）への取組み事例」

介護保険とコミュニティビジネスの連携（総面積：約11,000坪）

コンセプトは「ごちゃまぜ」と「開放」

住人と住民による地域密着型の生活テーマパーク

地域の誰が来てもよい場所 誰も排除しない

\* 「ごちゃまぜ」による地域共生社会づくり

・認知症の人も障がいのある人もない人も、

高齢者も子どもも若者も、

ニートも引きこもりの人も、

あらゆる人たちを「ごちゃまぜ」にして、

自然に楽しく、その力を引き出し、

元気と活気のある地域、あらゆる人に開かれた地域を作っていく

開放された「ごちゃまぜ」により、私たちは新しい協力者に会うことができる

その協力者との相互作用により、化学反応が生まれ、新しい価値と新しい社会を創造する

結論：

② 超少子高齢社会を乗り切る方法は地域包括ケア以外にない

② 我々は地域包括ケアしか選ぶことができない

③ あらゆる政策の柱に地域包括ケアの推進を置く

地元の人が暮らしやすいまちにしていくために、どういう計画を立てるのか

どこの誰に相談するのか 内閣官房に ソフト面は地域創生推進交付金

ハード面は地方創生拠点整備交付金を申請して利用して

8月8日（木）2日目

◎講義1「児童虐待—児童福祉法の改正で地方自治体がやるべきことは」

講師：成松英範氏 厚生労働省子ども家庭局家庭福祉課長

○児童虐待相談の対応件数推移及び虐待相談の内容・相談経路

・平成30年度における児童相談所の児童虐待相談対応件数（速報値）159,850件

平成11年度に比べて約13.7倍

・心理的虐待の割合が最も多く（55.3%）次いで身体的虐待の割合が多い（25.2%）

・相談経路は警察等（50%）近隣知人（13%）家族（7%）学校等（7%）からの通告となっている

○児童虐待による死亡事例の推移

第1次（H15）から第15次（H29）報告までの児童虐待による死亡事例等の検証結果

【心中以外の虐待死 735例、779人】

- ・ 0歳児の割合は47.9% 中でも0日児の割合は19.1% さらに3歳児以下の割合は77.2%を占めている
- ・ 加害者の割合は実母が55.1%と最も多い
- ・ 妊娠期・周産期の問題では、予期しない妊娠/計画していない妊娠、妊婦健診未受診者の状況が25%強に見られている
- ・ 家庭における地域社会との接触がほとんど無い事例は39.1%であった

○児童虐待防止対策に関する現状・課題と対応

【現状】平成29年度の児童相談所の相談対応件数は過去最多の133,78件、一貫して増加死亡事例（平成28年度77人）をはじめ痛ましい事案も発生

【課題】児童虐待の発生予防・早期発見

児童虐待発生時の迅速・的確な対応

被虐待児童への自立支援

【主な対策・取組】

- ・ 体罰禁止規定の創設
- ・ DV対策との連携強化規定の創設
- ・ 子育て世代包括支援センターの全国展開（2020年度までに全市町村で設置（100%））
- ・ 児童相談所の体制強化等 新プランによる体制強化 医師及び保健師の配置義務規定の創設（2022年4月1日から全ての児童相談所に配置）
- ・ 市町村における相談体制の強化 子ども家庭総合支援拠点の設置促進（2022年度末までに全市町村で設置（100%））
- ・ 家庭への復帰支援
- ・ 家庭養育の推進 里親委託の推進 特別養子縁組制度の見直し
- ・ 自立支援

① 新プランに基づく人員増（H30.12）

児童虐待防止対策体制総合強化プラン（新プラン）のポイント

- ・ 児童相談所の体制強化 児童福祉司、児童心理司、保健師の増員
- ・ 市町村の体制強化 子ども家庭総合支援拠点 要対協調整機関調整担当者 2022年度末までに全市町村で設置

② 抜本的強化について（H31.3）児童福祉法等改正法（R1.6）

児童虐待防止対策の抜本的強化について

- 1 子どもの権利擁護 体罰禁止及び体罰によらない子育て等の推進
- 2 児童虐待の発生予防・早期発見
- 3 児童虐待発生時の迅速・的確な対応 児童相談所の体制強化 児童相談所の設置促進 市町村の体制強化 DV対応と児童虐待対応との連携強化 関係機関間の連携強化（児童相談所・市町村、学校・教育委員会と警察との連携強化）
- 4 社会的養育の充実・強化

\*市町村に関わる事項

①新プランに基づく体制強化（H30.12）

市町村の体制強化（子ども家庭総合支援拠点、要対協調整機関調整担当者の設置）再掲

③ 抜本的強化について（H31.3）

## 児童福祉法等改正法(R1.6)

### 児童虐待防止対策の抜本的強化について

- ・ 中核市・特別区の児童相談所の設置促進
- ・ 子ども家庭総合支援拠点に対する支援等の拡充
- ・ 要保護児童対策地域協議会の充実強化
- ・ DV 対応と児童虐待対応との連携強化
- ・ 児童相談所・市町村における情報共有の推進
- ・ 児童相談所・市町村、学校・教育委員会と警察との連携強化

## ◎講義2 「認知症対策—その最新情報」

講師：岡野 智晃氏 厚生労働省老健局総務課認知症施策推進室長

### 1 高齢化、認知症を巡る最近の状況

- 今後、日本の総人口が減少に転じていくなか、高齢者（特に75歳以上の高齢者）の占める割合は増加していくことが想定される
- 介護保険制度創設以来18年経過。65歳以上被保険者数は約1.6倍に増加、サービス利用者数は約3.2倍に増加
- 65歳以上高齢者のうち、認知症高齢者の占める割合  
2012年(462万人)15% → 2025年(約700万人)約20% と推計
- 認知症の症状 「中核症状」「行動・心理症状」
- 認知症の種類（主なもの）アルツハイマー型、脳血管性認知症、レビー小体型認知症、前頭側頭型認知症、

### 2 認知症施策の推進について

<これまでの主な取組>

- ① 平成12年に介護保険法を施行
- ② 平成16年に「痴呆」→「認知症」へ用語を変更
- ③ 平成17年に「認知症サポーター」の養成開始
- ④ 平成26年に認知症サミット日本後継イベントの開催
- ⑤ 平成27年に関係12省庁で新オレンジプランを策定（平成29年に改定）
- ⑥ 平成29年に介護保険法の改正
- ⑦ 平成30年12月に認知症施策推進関係閣僚会議が設置
- ⑧ 令和元年6月に認知症施策推進大綱が関係閣僚会議にて決定

### \* 認知症施策推進総合戦略（新オレンジプラン）の概要

～認知症高齢者等にやさしい地域づくりに向けて～

- ・ 新プランの対象期間：団塊の世代が75歳以上となる2025（令和7）年
- 新オレンジプランの基本的考え方
  - ・ 高齢者の約4人に1人が認知症の人又はその予備群 高齢化の進展に伴い、認知症の人はさらに増加 2012(H24)年462万人（約7人に1人）⇒2025(R7)年約700万人（約5人に1人）
  - ・ 認知症の人を単に支えられる側と考えるのではなく、認知症の人が認知症とともによりよく生きていくことができるような環境整備が必要

→認知症の人の意思が尊重され、できる限り住み慣れた地域のよい環境で自分らしく暮らし続けることができる社会の実現を目指す

#### 7つの柱

- ① 認知症への理解を深めるための普及・啓発の推進
- ② 認知症の容態に応じた適時・適切な医療・介護等の提供
- ③ 若年性認知症施策の強化
- ④ 認知症の人の介護者への支援
- ⑤ 認知症の人を含む高齢者にやさしい地域づくりの推進
- ⑥ 認知症の予防法、診断法、治療法、リハビリテーションモデル、介護モデル等の研究開発及びその成果の普及の推進
- ⑦ 認知症の人やその家族の視点の重視

・新オレンジプランにおける事業の拡大

認知症サポーター養成、認知症サポート医養成研修、認知症初期集中支援チーム設置市町村、認知症カフェ等の設置市町村 それぞれを拡大

\* 認知症施策推進大綱（概要）（令和元年6月18日認知症施策推進関係閣僚会議決定）

#### 【基本的考え方】

認知症の発症を遅らせ、認知症になっても希望を持って日常生活を過ごせる社会を目指し認知症の人や家族の視点を重視しながら「共生」と「予防」を車の両輪として施策を推進

- 1 普及啓発・本人発信支援
- 2 予防
- 3 医療・ケア・介護サービス・介護者への支援
- 4 認知症バリアフリーの推進・若年性認知症の人の支援・社会参加支援
- 5 研究開発・産業促進・国際展開

#### <所見>

少子高齢社会に突き進んでいる状況の中で、非常に重要な国の社会保障に関する施策の最新の動向を聴講できるこのフォーラムにはできるだけ参加している。特に今回は、訪問看護の重要性、児童虐待防止施策、認知症施策推進の方向性そして地域包括ケア・地域共生社会の確立の必要性を学ぶことができ、大いに参考になった。行政の一種特徴である縦割りの仕組みから縦横の連携、公民連携、広域連携、AI・ITなどの情報化など、これまでの発想を大きく転換し、これからの時代に限られた財源で、いかに工夫し、知恵を絞っていくのか。住み慣れた地域で、ここで暮らし続けたいと心から思い、少しでもわが地域がよくなるように願い暮らし続ける人を増やしていけるような施策推進が最も重要であるとよく理解できた。

# 第19回 地方から考える

## 「社会保障フォーラム」変更点

### 1、プログラムの順番変更

8/7(水)講義1 と8/8(木)講義1 が入れ替わり次の通り変更になりました

8月7日(水)「少子高齢化社会における訪問看護の役割

○ - 被災地の経験を踏まえて」

8月8日(木)「児童虐待 - 児童福祉法の改正で地方自治体がやるべきことは」

### 2、人事異動による講師の変更

8/7(水)講義2 「空き家対策」国土交通省住宅局住宅総合整備課長

石坂 聡 ⇒ 深井 敦夫 ふかい あつお

○ 8/8(木)講義1 「児童虐待」厚生労働省子ども家庭局

宮腰 奏子 家庭福祉課虐待防止対策推進室長

↓

成松 英範 なりまつ ひでのり 家庭福祉課長

8/8(木)講義2 「認知症対策」厚生労働省老健局

総務課 認症施策推進室長

田中規倫 ⇒ 岡野 智晃 おかの ともあき



# 少子高齢化社会における訪問看護の役割 —被災地の経験をまじえて

20190807(水)

開業看護師を育てる会理事長  
有限会社ナースケア取締役 ケアマネージャー  
NPO法人 キャンナス代表 菅原由美

## プロフィール

- 1955年神奈川県生まれ
- 1977年 東海大学病院ICUに勤める。
- 結婚と母の介護のため退職し、その後企業の診療所や保健所等に勤めるかたわら、夫が独立し会社を興した為その手伝いをする。
- 1975年から20年間日本赤十字救急法の指導員として救急員養成をする。
- 1995年阪神大震災にアジア医師連絡会のメンバーとしてボランティアとして参加。その後クロアチア、サラエボにも行き活動する。
- 1996年訪問ボランティアナースの会キャンナス設立。
- 1999年(有)ナースケア設立
- 県の委嘱を受け3人の知的障害児の里親となる。
- 2008年11月、開業看護師を育てる会を設立。
- 2011年3月～ 東日本大震災において、災害ボランティアキャンナスとして被災地にて活動
- 2014年8月～ 広島土砂災害において、災害ボランティアキャンナスとして被災地にて活動
- 2016年4月～ 熊本地震において災害ボランティアキャンナスとして被災地にて活動
- 2018年7月～ 西日本豪雨災害において災害ボランティアキャンナスとして被災地にて活動

AM/A

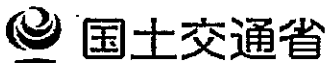
# 空き家対策

— 都市の事情、地方の事情 —

令和元年8月7日

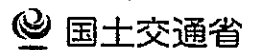
国土交通省 住宅局

住宅総合整備課

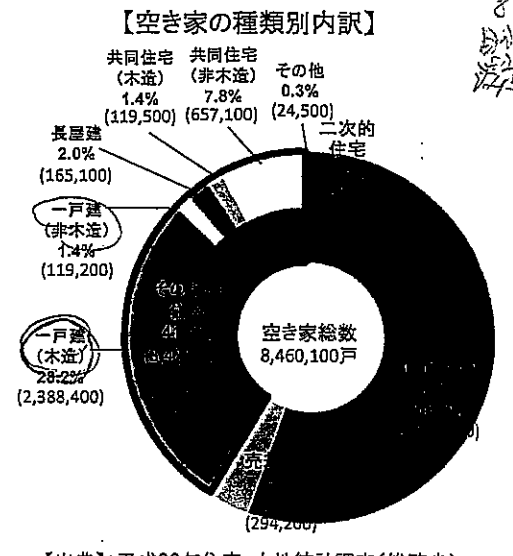
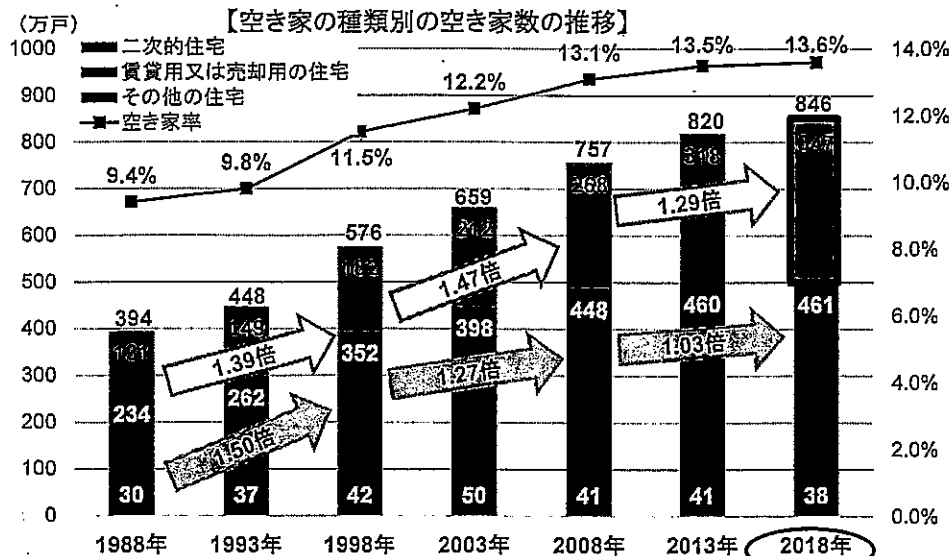


Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism

## 空き家の現状 — 推移と種類別内訳



- 住宅・土地統計調査（総務省）によれば、空き家の総数は、この20年で1.5倍（576万戸→846万戸）に増加。  
*20年経過後*
- 空き家の種類別の内訳では、「賃貸用又は売却用の住宅」（461万戸）等を除いた、「その他の住宅」（347万戸）がこの20年で1.9倍に増加。
- なお、「その他の住宅」（347万戸）のうち、「一戸建（木造）」（239万戸）が最も多い。



【出典】：住宅・土地統計調査（総務省）

【出典】：平成30年住宅・土地統計調査（総務省）

【空き家の種類】

二次的住宅：別荘及びその他（たまに宿泊する人がいる住宅）

賃貸用又は売却用の住宅：新築・中古を問わず、賃貸又は売却のために空き家になっている住宅

その他の住宅：上記の他に人が住んでいない住宅で、例えば、転勤・入院などのため居住世帯が長年にわたって不在の住宅や建て替えなどのために取り壊すことになっている住宅など

300  
40  
30  
20  
10  
0

私が考える日本の課題と

# ごちゃまぜで進める地域包括ケア・地域共生社会

慶応義塾大学大学院政策・メディア研究科特任教授・佐久大学客員教授  
(前 内閣官房まち・ひと・しごと創生本部 地方創生総括官) 唐澤 剛

超少子高齢社会を乗り切る方法は  
地域包括ケア以外にない！

〔ごちゃまぜで進める地域共生社会〕



1956年長野県南安曇郡堀金村(現安曇野市)生。80年早稲田大学政治経済学部卒業。同年厚生省に入省。2012年厚生労働省政策統括官(社会保障担当)、14年保険局長、16年6月～18年8月まで内閣官房まちひとしごと創生本部地方創生総括官。18年8月に退職。18年12月から現職。

## 今こそ地方創生！

—戦略策定から実践へ—

今こそ  
地方  
創生

「ごちゃまぜ」で進めていく

地方創生

地域経済の活性化

地域生活の確保

地域文化の振興

地域経済の活性化(農林水産業、地域中核企業、商店街活性化、観光など)  
地域生活の確保(医療、介護、子育て支援、福祉、教育など)  
地域文化の振興(歴史、自然、文化、誇らしい郷土など)

広域連携、官民連携、政策間連携を進める

KARASAWA 0

### ① 急速過ぎる人口減少

19～20世紀のように大国をめざす必要はない。  
安全な社会、優しいおもてなし、伝統ある文化、  
そして素晴らしい医療介護の仕組みを世界に発信したい。  
そうすれば、大国ではなくても尊敬される国になる。

それにしても、人口減少は急速過ぎる。  
社会制度の改革が追いつかない。

KARASAWA



オレンジリボンには  
子ども虐待を防止する  
というメッセージが  
込められています。

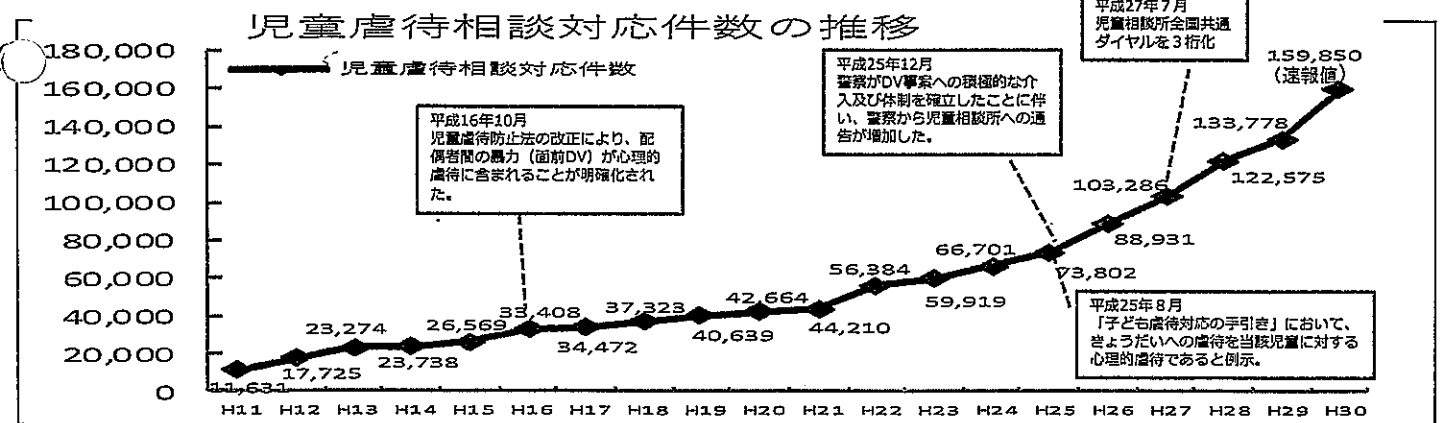
# 児童虐待

## —児童福祉法の改正で 地方自治体がやるべきことは

令和元年8月  
厚生労働省子ども家庭局

### 児童虐待相談の対応件数推移及び虐待相談の内容・相談経路

- 平成30年度における児童相談所の児童虐待相談対応件数（速報値）は、159,850件。平成11年度に比べて約13.7倍。
- 心理的虐待の割合が最も多く（55.3%）、次いで身体的虐待の割合が多い（25.2%）。
- 相談経路は、警察等（50%）、近隣知人（13%）、家族（7%）、学校等（7%）からの通告が多くなっている。



#### ○ 虐待相談の内容別割合

	身体的虐待	ネグレクト	性的虐待	心理的虐待	総数
平成30年度	40,256 (25.2%) (+7,033)	29,474 (18.4%) (+2,653)	1,731 (1.1%) (+194)	88,389 (55.3%) (+16,192)	159,850 (100.0%) (+26,072)

#### ○ 虐待相談の相談経路

年度	家族	親戚	近隣知人	児童本人	福祉事務所	児童委員	保健所	医療機関	児童福祉施設	警察等	学校等	その他	総数
	11,178 (7%) (+1,514)	2,313 (2%) (+142)	21,449 (13%) (+4,467)	1,414 (1%) (+296)	8,331 (5%) (+705)	230 (0%) (+12)	216 (0%) (+48)	3,542 (2%) (+343)	2,440 (2%) (+394)	79,150 (50%) (+13,095)	11,449 (7%) (+2,188)	18,138 (11%) (+2,688)	159,850 (100%) (+26,072)



# 認知症施策の総合的推進について

厚生労働省老健局総務課  
認知症施策推進室

## 1 高齢化、認知症を巡る最近の状況

# 社会保険旬報 地方から考える 社会保障フォーラム

第19回

最新の政策動向をつかむ  
セミナー開催のご案内

高齢化が進化する中、人生100年時代と言われるようになりましたが、高齢者を健康で20年以上にわたって過ごすことが可能な社会では、どんな政策が必要なのでしょう。不足する社会保障制度の担い手をどう確保するのが、社会保障給付の障壁のない伸びをどう抑えていくのかなどの喫緊の課題について、今回も地方議員の皆様と政策担当者や、専門家とで活発な意見交換の場をもちませんか？



※18回地方から考える社会保障フォーラム  
セミナーの様子

講師予定講師・テーマ

**唐澤 剛氏** 慶應義塾大学大学院政策・メディア研究科特任教授、  
佐久大学客員教授、前内閣官房まち・ひと・しごと  
創生本部地方創生総括官

**石坂 聡氏** 国土交通省住宅局住宅総合整備課長  
「空き家対策第一都市の事情、地方の事情」

**高腰 奏子氏** 厚生労働省子ども家庭局家庭福祉課  
虐待防止対策推進室長  
「児童虐待」

**田中 規倫氏** 厚生労働省老健局総務課認知症施策推進室長  
「認知症対策一その最新情報」

**菅原 由美氏** 全国訪問ボランティアアナーズの会代表  
「少子高齢化社会における訪問看護の役割と被災地の経験をまじえて」

日時 2019年8月7日(水)、8日(木)

参加費 7月31日(水)までに27,000円(消費税込み)をお振込みください

会場 (貸会議室)ヒュンジョンセンター 東京都中央区銀座1-6-2 銀座Aビル2階

定員 100名  
定員になり次第締切

**会場案内図**

(貸会議室)  
ビジョンセンター 東京有楽町  
〒104-0061  
東京都中央区銀座1-6-2  
銀座Aビル3階

- ・JR「東京駅」八重洲南口徒歩8分(地下街5番出口徒歩7分)、京葉地下街八重洲口徒歩6分(2番出口)
- ・JR「有楽町駅」徒歩5分
- ・東京メトロ「銀座一丁目駅」徒歩1分

八重洲南口  
JR東京駅

**Web版 無料会員登録中です!**

Web 医療と介護  
https://info.shahho.co.jp/nyou/

SINCE1973  
犀金時代  
https://info.shahho.co.jp/menkin/

社会保険旬報 医療と介護 全国版

医療政策の動向や背景、展望についてわかりやすくお伝えします。介護との連携や年金政策の動きなどもタイムリーに知ることができます。

社会保障フォーラムをダイジェストで講師のご講演の要旨と「討議」の概要を掲載。

見本誌をご希望の方、購読のお申込みをしたい方は(株)社会保険研究所までご連絡ください。  
TEL: 03-3252-7901(代)

## 第19回 地方から考える「社会保障フォーラム」セミナー 参加申込書

お名前	フリガナ	所属機関
ご住所	〒□□□□-□□□□	電話番号
		FAX
		Eメールアドレス

※ご記入いただいた個人情報は、フォーラムにご参加いただく皆様へのご案内、情報提供の目的に使用させていただきます。管理にあたっては、必要かつ適切な安全管理措置を講じ、漏えい、紛失、毀損または不正アクセス等の防止に努めます。

お申し込み先 FAX 03-3527-1028 または  
Email [tirare@abelia.ocn.ne.jp](mailto:tirare@abelia.ocn.ne.jp) でお申し込みください。

お申し込みをいただいた方には事務局から受付完了のメール(アドレス記載のない場合はFAXにて)をお送りいたします。3日経っても届かない場合はご一報ください。

お申し込みが完了したら、右記の口座へ参加費をお振込みください。

お問い合わせ先 TEL 03-3253-0570 不明な点は、左記までお問い合わせください。

社研ティラーレのホームページからもお申し込みいただけます。 <http://tirare.jp/>

8/7(水)

1日目

- 12:00~ 受付開始
- 12:45~ 開講の挨拶、オリエンテーション
- 13:00~14:00 **【議題1】「児童福祉法」の改正で地方自治体がやるべきことは？」**  
宮腰 葵子氏 厚生労働省子ども家庭局家庭福祉課虐待防止対策推進室長
- 14:00~14:30 討議 (30分間)
- 14:30~14:40 休憩 (10分間)
- 14:40~15:40 **【議題2】「空き家対策」都市の事情、地方の事情」**  
石坂 聡氏 国土交通省住宅局住宅総合整備課長
- 15:40~16:10 討議 (30分間)
- 16:10~16:20 休憩 (10分間)
- 16:20~17:20 **【議題3】「ごちゃまぜで進める地域包括ケア・地域共生社会」**  
唐澤 剛氏 慶應義塾大学大学院政策・メディア研究科特任教授、佐久大学客員教授、前内閣官房まち・ひと・しごと創生本部地方創生総括官
- 17:20~17:50 討議 (30分間)
- 17:50~ 情報交換会 ※講師のご参加者はオリエンテーションにて告知します。
- 18:50 終了

8/8(木)

2日目

- 9:30~ 受付開始
- 10:00~11:00 **【議題1】「少子高齢化社会における訪問看護の役割 - 被災地の経験をまじえて」**  
菅原 由美氏 全国訪問ボランティアアナースの会代表
- 11:00~11:30 討議 (30分間)
- 11:30~12:30 昼休み (60分間)
- ※12:20~12:30 **【ランチャイブイベント】** (株) 社会保障出版社 太田 真吾「地方自治体における地域包括ケアシステムの取組例」
- 12:30~13:30 **【議題2】「認知症対策 - その最新情報」**  
田中 規倫氏 厚生労働省老健局総務課認知症施策推進室長
- 13:30~14:00 討議 (30分間)
- 14:00~14:10 休憩 (10分間)
- 14:10~14:55 **【ライブトーク】**  
年友企画(株) 大山 均「Web版『年金広報』のご紹介」  
(株) アイスメック 白崎 哲史「パワハラ防止法案」  
(株) 社会保障研究所 谷野 浩太郎「地域包括ケアシステムの10年をふり返る」
- 14:55~ 終了の挨拶 次回開催のお知らせ
- 15:00 終了

第18回 地方から考える「社会保障フォーラム」セミナーの様子



社会保障フォーラムが全面協力!

『サンデー毎日』新連載 毎週火曜日発売

週刊誌としては日本でも最も古い歴史を持つ『サンデー毎日』に、私も社会保障フォーラムが協力するなかで、新たな企画記事が始まりました。(10.28.2018号から)

タイトルは「プロがこっそり教える 読んでトクする 社会保障」。文字通り、社会保障に関する最新情報を、読者に届けるというのが趣旨です。現在、私共のフォーラムの運営に協力していただいている専門家が交代で執筆しています。

「地域から全国に発信し続ける」

「社会保障フォーラム」事務局は、これまで「地域から全国に発信し続ける」をモットーとして、全国各地の自治体や関係機関と連携し、地域包括ケアシステムの推進や、高齢化社会の課題の解決に向けた取り組みを支援してきました。また、全国各地の自治体や関係機関と連携し、地域包括ケアシステムの推進や、高齢化社会の課題の解決に向けた取り組みを支援してきました。

別紙様式1

(会派名または議員名 藤岡 和枝)

政務活動費支出書

支出科目	研究・研修会費	内 訳	出席者負担金・会費	支出番号	4
支 出 日	令和1年8月7日		支出金額	27,000 円	
支 出 先	地方から考える「社会保障フォーラム」事務局				
支出内容	セミナー参加費 出張調査報告書は、支出書No.3に添付				
<領収書等添付欄> 裏面使用または別紙添付可			ポイント	0	円減額



領収証

藤岡 和枝 様

¥27,000円

但

第19回 地方から考える「社会保障フォーラム」セミナー参加費として  
2019年8月7日

上記正に領収いたしました

〒101-0047 東京都千代田区内神田2-5-3

地方から考える「社会保障フォーラム」事務局



(会派名または議員名 藤岡 和枝)

## 政務活動費支出書

支出科目	調査費	内 訳	旅費	支出番号	5
支 出 日	令和1年10月31日		支出金額	43,307 円	
支 出 先	JR等				
支出内容	旅費				
<領収書等添付欄> 裏面使用または別紙添付可			ポイント	0	円減額

供	議 長	副議長	局 長	次 長	課 長	副課長	係 長	係	合
見									議

出張調査 (研究・研修会参加) 報告書

宝塚市議会議長 様

議員名 藤岡 和枝



出張調査 (研究・研修会参加) の結果について、次のとおり報告します。

1 調査先 (研究・研修会会場)

2 期 間 令和 元年 10 月 31 日 ~ 令和 元年 11 月 1 日

3 出張者氏名 (議員名) 藤岡 和枝

4 調査項目、テーマ ※調査結果の概要、所見等については別紙を添付

- ・浜松市 (管理職及び教職員育成目標、コミュニティスクール推進事業etc.)
- ・柏市 (生涯現役促進協議会について)
- ・第 15 回地域医療政策セミナー

5 旅費

①鉄道賃等

月 日	交通機関	経 路	金額	領収書の有無※	備 考
20191031	阪急	逆瀬川~大阪梅田	280円	有・ <del>無</del>	
	JR	大阪~浜松	9,100円	<del>有</del> ・無	
	JR	浜松~柏	9,100円	<del>有</del> ・無	
20191101	JR等	柏~麴町	729円	有・ <del>無</del>	
	東京メトロ	赤坂見附~東京	168円	有・ <del>無</del>	
	JR	東京~大阪	14,720円	<del>有</del> ・無	
	阪急	大阪梅田~逆瀬川	280円	有・ <del>無</del>	
合 計			34,377円		

※原則として領収書の添付が必要だが、券売機での切符購入等で領収書が徴しがたい場合は、2,000円以内の支出に限り、本報告書への記入をもって領収書の添付に代えるものとする。

②宿泊料

1 人 1 泊 金額 計 8,930 円

6 交通費	ガソリン代	円
	高速代	円
	駐車場代	円
	自動車借上料	円
	計	円

7 出席者負担金・会費 @ × 1 人 = 円

【記入要領】

- ア 出張調査 (市内を除く)、研究・研修会参加 (市外、市内とも) の場合、この報告書を作成すること。
- イ 調査 (研究・研修) 結果の概要、所見等については別紙を添付すること (書式は任意)。
- ウ 鉄道賃等は、現に要した実費を記入すること (領収書を別紙に添付する)。  
ただし、行程等については経済的かつ合理的な経路及び方法によるものとする。
- エ 通常経路以外の経路を用いた場合は、その合理的な理由を備考欄に記入すること。
- オ 宿泊料は、上限額 (13,000円) 以内で現に要した実費を記入すること (領収書を別紙に添付する)。
- カ 鉄道賃等と宿泊料がセットになっている場合は、鉄道賃等の項に合計金額を記入し、その旨を備考欄に付記すること。
- キ 交通費は、自家用車 (バイクを含む) 等を利用した場合に記入すること (領収書を別紙に添付する)。
- ク 出席者負担金・会費は、支出があった場合に記入すること (領収書を別紙に添付する)。



10/31

大阪 → 法研

領収書 藤岡和枝様

Receipt

領収年月日 2019.10.14

金額 ¥9,100 (消費税等込み)

上記金額確かに領収いたしました

購入商品 JR乗車券類 JR tickets  
(50481 1枚)

西日本旅客鉄道株式会社

三ノ宮駅

三ノ宮駅F2発行 60482-01

印紙税申告納
付につき大定
税務署承認済

11/1

東京 → 大阪

領収書 藤岡和枝様

Receipt

領収年月日 2019.10.15

金額 ¥14,720 (消費税等込み)

上記金額確かに領収いたしました

購入商品 JR乗車券類 JR tickets  
(50075 2枚)

西日本旅客鉄道株式会社

宝塚駅

宝塚駅F1発行 60076-02

印紙税申告納
付につき大定
税務署承認済

10/31

浜松 → 柏

駅-No 5201270 領収書-No 103  
窓口-No 2

領 収 書

藤岡 和枝 様

金額 ￥9,100円  
「消費税等込み」

但し、乗車券類として

上記金額確かに領収致しました

2019年10月31日  
東海旅客鉄道株式会社

ご利用いただきましてありがとうございます

印紙税申告納  
付につき名古屋中村  
税務署承認済

浜松駅

現金出納社員



# 領収書 RECEIPT

相鉄フレッサイン千葉柏

Sotetsu Fresa Inn Chiba Kashiwa

TEL 04-7165-0203 FAX 04-7165-0208

https://fresa-inn.jp/kashiwa/

株式会社相鉄ホテルマネジメント

お部屋番号 ROOM No. **604** お名前 NAME  
Mr. Ms. **藤岡 和枝様**

到着日 ARRIVAL	出発日 DEPARTURE	人数 PERSON(S)	発行日 ISSUED	備考 REMARKS
2019/10/31	2019/11/01	1	2019/10/31	

日付 DATE	お部屋 ROOM	摘要 DESCRIPTION	料金 CHARGES	お預り金 CREDITS	残高 BALANCE
10/31	604	ご宿泊代 8,930x 1	8,930		
	604	現金		8,930	

総合計 TOTAL	料金 CHARGES	お預り金 CREDITS	ご請求金額 BALANCE DUE	ご返金額 REFUND
	8,930	8,930	0	0

なお、お勘定には消費税が加算されております。  
Tax are added to your bill.

ご署名  
SIGNATURE

ご住所  
ADDRESS

会社名  
COMPANY

T 030866101 2471  
6001 000000000

印紙税申告納  
付につき横浜  
税務署承認済  
済

ありがとうございました。またのご利用をお待ち申し上げます。  
Thank you for patronage. We look forward to serving you again.

出張調査（研究・研修参加）報告書（別紙）

日 時	令和元年10月31日（木）13時00分～ 令和元年11月 1日（金）16時30分
調査先（研修・研究会会場） ・静岡県浜松市 イーステージ浜松オフィス棟6階教育委員会 ・千葉県柏市 パレット柏 ・東京都千代田区 都市センターホテル3階「コスモスホール」	
<調査・研究の報告> * 静岡県浜松市 1. 浜松市教員育成指標 養成期、基礎期、向上期、充実・発展期、深化・貢献期と4段階のキャリア段階に合わせた研修を実施。特に深化・貢献期に他市からの評価が高い 特に、40代にマネジメント力強化を養う研修を実施 2. 小中一貫教育の取り組みについて 不登校、中一ギャップ、学習意欲の向上、小規模校の課題解消などのため、市内3校で小中一貫校を設置 教職員・・・指導内容の系統性について理解が深められる、子どもの発達段階に応じた教育活動が行える 児童生徒・・・中学生の姿が小学生の模範となり、目標を持って中学に進学する意識が高まった、支援を必要とする児童の滑らかな中学校への接続や切れ目のない支援の実施 地域・・・地域と学校運営の目標や課題を共有することで、目指す子どもの姿の実現に向けた地域の意識が高まっている 課題・・・乗り入れ授業や体験活動、交流活動等の時間割編成や日程等の確保、就学前施設との連携、管理職の業務量の増加 3. 学校規模適正化方針 子どもたちにとって望ましい教育環境を実現するため、保護者や地域の理解と協力を得て取り組んでいる 4. コミュニティスクール推進事業 平成28年度からモデル校で実施（はままつ型コミュニティスクール） 令和2年度～法律に基づくコミュニティスクール導入に向け準備中 令和元年8月にそのための規則を作成 学校運営協議会の意見具申の申し出の項目に、職員の採用その他の任用に関する事項（特定の職員に関するものを除く）を追加 それは学校経営ビジョンに則った人材確保を実現するための意見であるということを研修会等あらゆる場で説明する はままつ型の特徴・・・学校支援コーディネーター、CSディレクターを配置（ともに地域の方）、はままつ人づくりネットワークセンターから人材を補完	

<所感>

政令市ということもあるが、教育委員会の体制が重層的に整備されている。

特に教職員の管理職のマネジメント力強化の取り組みについては、非常に重要な視点で取り組まれている。コミュニティスクールを法に基づくよう本年度から規則で規定していることについても、校長の学校運営のビジョンを実践する上で、人材登用が肝であるという説明は納得できるものである。

\*千葉県柏市

高齢者の就労・社会参加の促進に関する取組み（柏市生涯現役促進協議会）

- ・ 高度経済成長期を機に人口が増加し発展した人口約42万人の典型的なベッドタウン  
平成22年に高齢化率が40%を超えていた豊四季台団地地域をモデルとして「高齢社会の安心で豊かな暮らし方・まちのあり方」を柏市、東京大学、UR都市機構の三者で議論し、実践するために協定を締結
- ・ 団塊の世代、特に男性が定年後何をしたらいいのかわからない→地域貢献、生きがい就労など社会参加に関連する団体に巻き込むためというコンセプトで生涯現役促進協議会を設立（任意団体）事務局は10名
- ・ 構成者：商工会議所、商工会、社会福祉協議会、シルバー人材センター、東京大学 10G、柏市、一般社団法人セカンドライフファクトリー、日本政策金融公庫、松戸公共職業安定所（オブザーバー）
- ・ 重点分野：福祉（子育て・介護・生活支援）、小売り・サービス、ものづくり（農業・製造業）、公共サービス
- ・ 就労希望者に対する役割分担（雇用者として就業を希望、雇用者以外で就業を希望、起業を希望、ボランティア・地域活動へ参加を希望）
- ・ 厚生労働省の生涯現役促進地域連携事業を活用して3年間の事業（平成29年30年令和元年）次年度以降の継続事業の拡充（3年間）
- ・ 広報誌の第一号を創刊
- ・ 効果と課題

現役時代、東京勤務だった層が中心。知識水準や生活水準が高く、これまでに地元とのつながりがあまりない。定年後、自宅から通える範囲での就業・活動を希望。

その中で、毎月1回開催しているセミナーは集客も良く、好評を博している。

窓口相談、就労セミナー、就労実績も年々増加傾向にある。

地域課題である福祉分野の人材確保に対しても、一定の効果が出ている。

利用者の年齢層は高齢化傾向。当初対象としていた60歳代前半は減少。共働き化、定年延長や継続雇用の進展は、柏市事業所にとって労働力確保にはマイナスの方向。地域雇用・地域での社会参加の受け皿として果たす役割は大きい。

<所感>

国の生涯現役促進地域連携事業に積極的に手を挙げて、生涯現役促進協議会を設置されて高齢者の社会参加、就労促進に一定の成果をあげている経緯、検証を伺い、非常に参考になった。この国の事業をどの部署で受けるかが重要であるということも大いに理解できた。超高齢社会の進展を見通した場合、その環境整備を構築することは急務であると考え。本市が掲げている「エイジフレンドリシティ」の理念を、より具体的に現場で落とし込む上で、重要な取り組みである。



\* 全国自治体病院経営都市議会協議会主催

第15回地域医療政策セミナー 於：都市センターホテル

講演1 「“患者流出>流入”医療圏におけるイノベーション」

～目指すべき方向の明確化とPFIの活用～

講師：八尾市立病院 総長 星田 四朗 氏

大阪府公立病院協議会 会長

全国自治体病院協議会 理事

- ・平成14年5月 八尾市立病院に副院長として着任（電子カルテが出てきた頃）
- ・平成16年5月 病院新築移転（16科診療科、病床数380床）PFI事業開始  
（日本で初めてPFIを採用した病院）  
事務局の力が大きい。当初7年間は大変だった。担当者が東京に何度も足を運んだ。

平成27年4月 八尾市立病院 病院長

平成30年6月21日 自治体立有料病院表彰（総務大臣）

平成31年4月 八尾市立病院 総長

- ・病院事業収支 平成23年度決算で新病院開院後初めて単年度黒字を達成。以降8年連続で黒字決算
- ・病床稼働率と平均在院日数 平均在院日数は短縮傾向 病床稼働率は増加傾向
- ・外来診療単価 平成16年度→30年度で2.1倍に（がんの治療が増えた）
- ・入院診療単価 平成16年度→30年度で1.9倍に（これを上げなければ病院の経営が成り立たない）  
単価を上げる→職員へのアウトプット→モチベーションアップにつながる  
しっかりと働いてもらう
- ・年度末医師数 平成16年度→30年度で 正規50→83 嘱託14→36
- ・高度医療機器の整備も年々更新、増設 設備投資が必要（元は取れる）
- ・大阪府の公立病院 地方独立行政法人化、民営化（指定管理者）、全適、一部適用
- ・中河内二次医療圏及び八尾市の特徴  
大阪府内に大学病院は5施設あるが、中河内二次医療圏にはない  
鉄道網が大阪市を中心に放射線状に展開 八尾市からは大阪市内の医療機関（大坂日赤等）への方がアクセスが良い 救急医療に強い民間病院の存在
- ・進むべき方向を明確化した病院運営

1. 急性期医療

これまで流出していた患者を八尾市内で診療

→市立病院として充実した医療で貢献

→市民に選ばれる病院へ

総合入院体制加算の届け出を目標に体制整備・診療実績の積み上げ

→平成22年8月から算定

→現在は総合入院体制加算2を目標に体制整備中

循環器急性疾患への取り組み

生活習慣病対策としての一面

→糖尿病センター設置を政策的に進める

循環器内科の入院診療稼働額・単価→高い but 物品をたくさん使う  
中河内二次医療圏内での循環器疾患のシェア  
(平成 25 年度→平成 29 年度 10%強→20%強)

## 2. 政策医療

### 2-1 周産期医療

周産期医療は八尾市の政策医療であり、重点的に取り組んできた  
【産婦人科】

39床、8人のドクター 一人あたりの出産数50~60人  
市内の2分の1をシェア

### 【小児科】

小児科医 10人

特定入院料算定病棟 (小児入院医療管理料2)

NICU (6床) の設置

中河内二次医療圏 小児救急輪番制 (火曜、木曜)

NMCS (新生児診療相互援助システム) への参加

### 2-2 地域医療 (地域連携支援病院: 広報)

地域医療支援病院の承認

→紹介 (前方)・逆紹介 (後方) の活性化 (地域医療連携室を中心に)

救急搬送患者の積極的な受け入れ

地域医療連携室の体制

市立病院の職員と事務 (9名) と広報 (2名) に PFI の職員を配置

特に広報担当者を配置して積極的な地域連携を実施

→平成30年度の訪問実績2808件

~公民協働で紹介・逆紹介に対応~

地域医療支援病院の承認に向けて平成22年夏から、承認要件未達成項目の達成目標  
を設置してチャレンジ開始 \*承認要件: 地域の中核病院に望まれる機能の設定

→平成24年11月に承認

### 2-2 地域医療 (救急医療)

「断らない救急」方針の浸透

## 3. がん診療

様々な取り組みの結果、平成27年4月から国指定の「地域がん診療連携拠点病院」  
に。

### イノベーションを推進する重要項目

#### ① 経営を考えるには「DPCを理解する」

DPCについては専門的知識が必要で、院内で検討する材料にのみ活用

\*入院診療単価 (1日当たり単価) に注目

#### 【DPC・コーティング委員会】

月1回開催 10年以上、120回を超える委員会の開催

委員の中に SPC-GMなどを配置

オブザーバーに総長も

#### ② 「チーム医療」の推進

【チーム医療推進委員会】

年度目標を設定し、活動→評価（中間・年度末）を行う

【TQM 活動】

平成 21 年度よりサービス向上・業務改善を目的とした TQM 活動を導入

■特徴

TQM 活動実行委員会を設置し、委員長（総長）をはじめ、看護部長・事務局長・SPC-GM といった各部局の責任者が参画

PFI 事業者側の参加チームも増え、平成 30 年度は半数が PFI 事業者のチームとなり、公民の垣根なく病院全体で取り組む

③ 「診療情報管理」のレベルアップ

【診療情報管理室】

新病院開院時から PFI 事業者にて運営

がん診療拠点病院（府指定）

地域医療支援病院、地域がん診療連携拠点病院（国指定）

現在、診療録管理体制加算 1 を取得

④ 「広報」の重要性

広報担当者による Face to Face の訪問活動 地域連携

市民に身近な市立病院

・ PFI を活用した病院運営

\* PFI とは

・ Private Finance Initiative

PPP（Public Private Partnership；公民連携）の一種で、公共事業を民間の資金と経営能力・技術力を活用し実施する手法の一つ

平成 30 年 3 月末現在、日本国内で 666 件の PFI 事業案件があり、病院では 13 件の PFI 事業が運営されている

\* 八尾市立病院事業の特徴

・ 多くの PFI 事業が「箱物」型といわれる、建築・施設整備が中心の PFI（\*VFM が出やすい部分）。病院 PFI においても、多くは建築を含めての PFI。

・ 八尾市立病院は建築は市が従来の公共事業として行い、施設の維持管理と医療関連サービス等の運営を PFI 事業として行っているのが特徴の一つ。

\* SPC

・ Special Purpose Company（特別目的会社）

・ 八尾医療 PFI 株式会社

<出資企業>株式会社ニテイ学館（51%）

関電ファシリティーズ株式会社（30%）

三菱商事株式会社（10%）

株式会社日本医学臨床検査研究所（9%）

\* 八尾市立病院 PFI 事業の特徴

病院事務局は「企画運営課」1 課体制（人事・経理・企画運営係）

医事課、施設管理課、用度課の機能は PFI 事業者（協力企業）が主体となった運用。

・ PFI 事業者の病院への関わり方

SPC は病院と一体となり病院運営に当たっている

「病院の経営・運営の成功」というミッションを共有

\* 病院 PFI 事業が機能するには=成功のポイント

- ・仕様発注ではない
- ・民間ノウハウの活用

要求水準→ モニタリング→ 支払い

サービス提供          改善 (PDCA サイクル)  
ペナルティ (減額)  
インセンティブ

\* 適切なモニタリング

モニタリング委員会          3か月に1回開催

事業評価部会                  毎月1回開催

・課題1

急性期疾患の流出患者を八尾市・中河内二次医療圏で治療の簡潔を!

・課題2

市唯一の公立病院としての役割を果たす

・課題3

健全経営の維持

## 講演2 「超高齢化社会に求められる地域医療のかたち」

講師：医療法人社団悠翔会 理事長・診療部長 佐々木 淳 氏

・歳をとればだれもが要介護

・歳をとればだれもが認知症

(1) 衰弱していく身体と上手に付き合う

(2) 最期まで自分の人生を生き切る

・薬と転倒リスク

転倒の40%が薬剤関連

薬が5種類を超えると転倒リスクは急激に上昇

高齢者の救急搬送は軽症が多い

・高齢者は入院がリスク

在宅高齢者の緊急入院 肺炎と骨折で50%

入退院を繰り返しながら要介護→寝たきり→死亡

「よくする」ではなく「悪くしない」ことが大切

【防ぐ】+【備える】

一次予防：潜在的风险の管理

二次予防：早期発見・早期治療

三次予防：早期退院

ACP：アドバンスケアプランニング

・納得できる最期を迎えるために

①治らないという現実を受容する

②最期まで生活や人生を諦めない

③苦痛の緩和は確実に

- ・医療・ケア上の倫理的判断

治療は可能か

本人はどう思っているか

治療によって人生や生活は改善するか

家族や周囲はどう思っているか

→一緒に考える

「説明と同意」→本人まかせ、医者まかせにしない。

意思決定のプロセスをみんなで共有する。

→ACP：アドバンスケアプランニング「人生会議」

- ・看取りは医療ではない。ケアだ。

- ・保険医療機関の責任

患者に対して

「安心できる生活」と「納得できる人生」

なるべく入院せず、できれば最期まで自宅で

社会に対して（地域・費用負担者・未来）

医療資源の適正利用化

健康保険制度の持続可能性担保

「利益ではなく、サービスの理想を追求する」

- ・在宅医療の KPI

①急変への対応

②入院を減らす

③自宅で看取る

- ・入院を減らす 自宅で看取る →地域づくりへ！

\*高齢者福祉の三原則

- ・人生（生活）の継続性

- ・自己決定の尊重

- ・残存機能（できること）の活用

- ・残存機能（できないこと）の確認

- ・ケアプランを作成・提供

- ・ケアプランに基づく生活援助

\*友人がいないと死亡率が2.5倍

孤独と孤立とは違う

\*「生きがい」がある人は長生き

\*「人生の目的」があると要介護になりにくい

\*「人生の目的」は認知症の進行を抑制する

\*社会とのつながりが寿命を決める

\*病気になっても高齢になっても

最期まで安心して暮らし続けられる地域（新しい家族関係、多世代交流、新しい役割）

<所感>

講義1は、財政的に非常に厳しい状況下にある公立病院のあり方を見据え、その方向性を明確にして、健全な病院経営を構築した先進事例であった。

その当時、まだ認知されていなかったPFI事業をいち早く病院経営に取り入れた手法は非常に参考なる取り組みである。

財政的に非常に厳しい本市の市立病院の今後のあり方について考えた時、非常に参考になると受け止められる。講師が副院長に赴任されて約15年間の時を積み重ねられ、現在の総長という立場だからこそできることも明確化され、役割分担も整備されていることも大きいと考える。

講義2は、これから、ますます需要が増加する在宅医療の重要性について、具体的に課題と現状を洗い出している内容であった。高齢者にとって、住み慣れた地域で、安心して暮らし続けられるような仕組みを構築していけるような地域づくり、人づくりが重要であることをあらためて学ぶことができた。いわゆる地域包括ケアシステムの構築が求められているが、そのためには、その裏付けとなる財源、人材、仕組みづくりを整備していく必要がある。それとともに、いかに自分の周りの人とのつながりを構築していくかが求められていることも理解できる内容であった。

10/31  
浜松市



## 浜松市

教育委員会事務局  
教育総務課 企画グループ長



### 川 副 哲 士

〒430-0929 浜松市中区中央一丁目2番1号  
イーステージ浜松オフィス棟6F  
TEL 053-457-2401 FAX 053-457-2404  
Email:k-kikaku@city.hamamatsu-szo.ed.jp



## 浜松市

教育委員会事務局  
教育総務課 企画グループ 指導主事



### 松 下 欣 美

〒430-0929 浜松市中区中央一丁目2番1号  
イーステージ浜松オフィス棟6F  
TEL 053-457-2401 FAX 053-457-2404  
Email:k-kikaku@city.hamamatsu-szo.ed.jp



## 浜松市

教育委員会事務局  
教育総務課 地域連携グループ長



### 渡 邊 仁

〒430-0929 浜松市中区中央一丁目2番1号  
イーステージ浜松オフィス棟6F  
TEL. 053-457-2401 FAX. 053-457-2404  
E-mail:renkei@city.hamamatsu-szo.ed.jp



## 浜松市教育委員会

浜松市教育センター  
指導主事



い け の ひ ろ あ き  

### 池 野 弘 昭

〒433-8104 浜松市北区東三方町143番地の4  
TEL. 053-439-3140 FAX. 053-439-3030  
E-mail: hi30180@city.hamamatsu-szo.ed.jp



柏市

柏市議会事務局  
議事課 議事担当



©KASHIWA CITY 2009  
かしわ生涯現役推進センター

しらい

まさたか

主事 白井正孝

〒277-8505 千葉県柏市柏五丁目10番1号  
TEL 04-7167-1451(直通)  
FAX 04-7167-0698  
E-mail: gikaigiji@city.kashiwa.chiba.jp

We Kashiwa  
かしわ生涯現役推進センター

柏市役所  
保健福祉部 福祉政策課



課長 石毛雅之

〒277-8505 千葉県柏市柏五丁目10番1号  
TEL 04-7167-1111(代)  
04-7167-1171(直)  
FAX 04-7164-3917  
E-mail: fukushiseisaku@city.kashiwa.chiba.jp

柏市議会事務局  
議事課

藤村優太郎

〒277-8505 千葉県柏市柏五丁目10番1号  
TEL 04-7167-1111(代表)  
04-7167-1451(直通)  
FAX 04-7167-0698  
E-mail: gikaigiji@city.kashiwa.chiba.jp

アクティブシニアのお仕事探しなら  
かしわ生涯現役

事業統括員

いしわた とくひさ  
石渡 徳久



柏市生涯現役促進協議会

〒277-0005 柏市柏一丁目7番1号  
DayOne タワー3階パレット柏  
Tel: 04-7157-0282 Fax: 04-7165-7322  
携帯: 080-3171-0232  
Mail: ishiwata-t@kashiwa-secondlife.com

アクティブシニアのお仕事探しなら  
かしわ生涯現役

コーディネーター

あきみち かずこ  
秋道 和子



柏市生涯現役促進協議会

〒277-0005 柏市柏一丁目7番1号  
DayOne タワー3階パレット柏  
Tel: 04-7157-0282 Fax: 04-7165-7322  
携帯: 090-9959-2202  
Mail: akimichi-k@kashiwa-secondlife.com





# 浜松市学校運営協議会規則

令和元年8月29日

浜松市教育委員会規則第2号

## (趣旨)

第1条 この規則は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第47条の5の規定に基づき、学校運営協議会（以下「協議会」という。）について必要な事項を定める。

## (定義)

第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 対象学校 協議会が、その運営及び当該運営への必要な支援に関して協議する学校をいう。
- (2) 校長 対象学校の校長（園長を含む。）をいう。
- (3) 児童生徒 対象学校に在籍する生徒、児童又は幼児をいう。
- (4) 保護者 児童生徒の保護者をいう。
- (5) 地域住民 対象学校の所在する地域の住民をいう。
- (6) 地域住民等 地域住民、対象学校の運営に資する活動を行う者その他の関係者をいう。

## (目的)

第3条 協議会は、児童生徒及び地域の現状並びに学校の課題を捉え、特色ある学校づくりを推進するとともに、市民協働による人づくり及び未来創造への人づくりに資することを理念として、浜松市教育委員会（以下「教育委員会」という。）及び校長の権限と責任の下、保護者及び地域住民等の対象学校の運営への参画を促進し、もって当該運営の改善及び児童生徒の教育活動の充実を図ることを目的とする。

## (設置)

第4条 教育委員会は、前条の目的が達成できると認められる場合には、当該目的が達成できると認められる学校ごとに、協議会を置くものとする。ただし、教育委員会が2以上の学校の運営に関し相互に密接な連携を図る必要があると認める場合には、2以上の学校について一の協議会を置くことができる。

- 2 教育委員会は、前項の規定により協議会を置く場合には、校長、保護者及び地域住民等の意見を反映するよう努めるものとする。

## (協議会の役割)

第5条 協議会は、次に掲げる事項について協議を行う。

- (1) 対象学校の運営に関すること。
- (2) 対象学校の運営への必要な支援に関すること。
- (3) 児童生徒の健全育成に関すること。

2 協議会は、協議の結果について、保護者及び地域住民等の理解を促し、主体的な参画並びに支援及び協力を得られるようにするため、保護者及び地域住民等に協議の結果に関する情報を積極的に提供するよう努めなければならない。

(対象学校の運営に関する基本的な方針の承認)

第6条 校長は、教育課程の編成及び学校経営に関する全体構想について、毎年度基本的な方針を作成し、協議会の承認を得なければならない。

2 校長は、前項の規定により承認された基本的な方針に従い、対象学校の運営を行わなければならない。

(対象学校の運営等に関する意見の申出)

第7条 協議会は、対象学校の運営に関する事項(次項に規定する事項を除く。)について、教育委員会又は校長に対して、意見を述べることができる。

2 協議会は、対象学校の職員の採用その他の任用に関する事項(特定の職員に関するものを除く。)について、教育委員会に対して意見を述べることができる。

3 協議会は、前2項の規定により教育委員会に対して意見を述べるときは、あらかじめ、校長の意見を聴取しなければならない。

(対象学校の運営等に関する評価)

第8条 協議会は、毎年度1回以上、対象学校の運営状況について、浜松市立幼稚園管理規則(平成2年浜松市教育委員会規則第6号)第21条第3項、浜松市立小中学校管理規則(昭和32年浜松市教育委員会規則第1号)第33条第3項又は浜松市立高等学校管理規則(昭和32年浜松市教育委員会規則第3号)第40条第3項に規定する評価を行わなければならない。

2 協議会は、毎年度1回以上、当該協議会の取組について自ら評価を行わなければならない。

3 前2項の評価について必要な事項は、別に定める。

(委員)

第9条 協議会は、委員10人以内で組織する。ただし、第4条第1項の規定により2以上の学校について一の協議会を置く場合は、委員15人以内で組織することができる。

2 校長は、次に掲げる者のうちから委員となることが適当と認められる者を選出し、教育委員会に推薦する。

- (1) 地域住民

(2) 保護者

(3) 対象学校の運営に資する活動を行う者 (学友コーナー)

(4) 前3号に掲げる者のほか、校長が適当と認める者

3 委員は、前項の規定により推薦された者のうちから、教育委員会が任命する。

4 委員は、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第3条第3項に規定する特別職の地方公務員とする。

(委員の任期)

第10条 委員の任期は、3年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任することができる。この場合において、再任は、1回限りとする。

(委員の解任)

第11条 教育委員会は、次の各号のいずれかに該当するときは、委員を解任することができる。

(1) 委員から辞任の申出があったとき。

(2) 心身の故障のため職務を行うことができないと認めるとき。

(3) 次条の規定に違反したとき。

2 校長は、委員が前項各号のいずれかに該当すると認めるときは、直ちに教育委員会に報告しなければならない。

3 教育委員会は、委員を解任する場合は、当該委員に対して文書等によりその理由を示さなければならない。

(委員の守秘義務等)

第12条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

2 委員は、次に掲げる行為をしてはならない。

(1) 委員としてふさわしくない行為をすること。

(2) 委員としての地位を営利行為、政治活動、宗教的活動等に不当に利用すること。

(3) 前2号に掲げるもののほか、協議会又は対象学校の適正な運営に著しい支障を及ぼす言動をすること。

(会長及び副会長)

第13条 協議会に会長及び副会長1人を置く。

2 会長は、委員の互選により定める。

3 副会長は、委員のうちから会長が指名する。

4 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。

5 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務

を代理する。

(会議の運営)

第14条 協議会の会議は、会長が招集する。

- 2 協議会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。
- 3 会議の議長は、出席した委員の互選により、その都度定める。
- 4 会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 5 協議会は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、意見や助言を聴くことができる。

(会議の公開)

第15条 協議会の会議は、公開とする。

- 2 議長は、前項の規定にかかわらず、必要があると認めるときは、議決により秘密会とすることができる。
- 3 議長は、必要があると認めるときは、傍聴人の退場を命じることができる。

(研修)

第16条 教育委員会は、委員に対して、協議会の役割及び責任、委員の役割及び責任等について正しい理解を得るため、必要な研修等を行うものとする。

(協議会の適正な運営を確保するために必要な措置)

第17条 教育委員会は、協議会の運営状況についての的確な把握を行うとともに、必要に応じて助言又は指導を行うものとする。

- 2 教育委員会は、協議会の運営が適正を欠くことにより、対象学校の運営に現に支障が生じ、又は生じるおそれがあると認められる場合においては、当該協議会の適正な運営を確保するために必要な措置を講じるものとする。
- 3 教育委員会及び校長は、協議会が適切な合意形成を行うことができるよう必要な情報の提供を行うものとする。

(細目)

第18条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

# 浜松市学校規模適正化基本方針

～子供たちの教育環境の向上を目指して～

平成 28 年度～平成 36 年度

平成 28 年 3 月改訂

浜松市教育委員会

【令和元年度版】

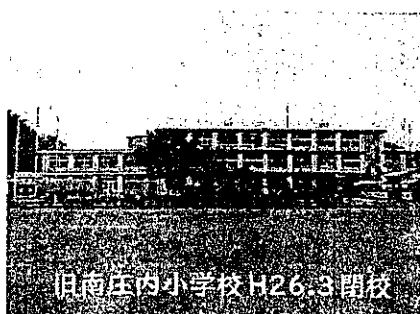
## 学校規模適正化推進事業の取り組みについて



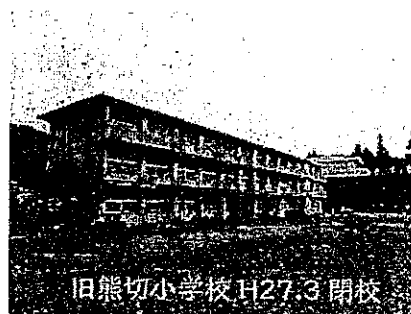
旧大井小学校 H24.3 閉校



旧春野北小学校 H25.3 閉校



旧南庄内小学校 H26.3 閉校



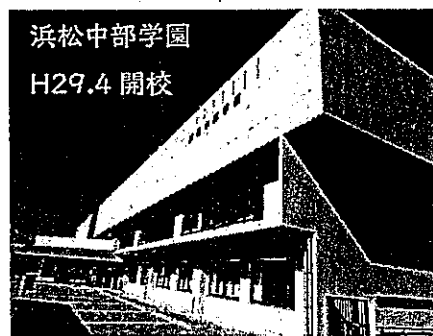
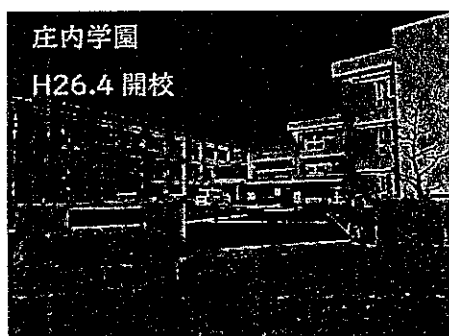
旧熊切小学校 H27.3 閉校

1	学校規模適正化基本方針策定の経緯 .....	2
2	合併調整方針 .....	3
3	各地域の児童生徒数・学校数の推移 .....	5
4	これまでの取り組み .....	6
5	閉校後の跡地施設利用状況 .....	7
6	小中学校 学級数別一覧 .....	8
7	小規模校・大規模校の状況 .....	9
8	小規模特認校 .....	12
9	通学への支援 .....	13
10	校外学習への支援 .....	13
11	小規模校のデメリット解消に向けた支援 .....	14
12	意見交換会の実施 .....	14



浜松市教育委員会

# 小中一貫校の取り組みについて



---

1	『浜松市小中一貫教育基本方針』	2
2	引佐北部小中学校開校までの経緯	5
3	庄内学園開校までの経緯	6
4	浜松中部学園開校までの経緯	7

(添付資料)

- (1) 庄内学園施設概要
- (2) 浜松中部学園施設概要



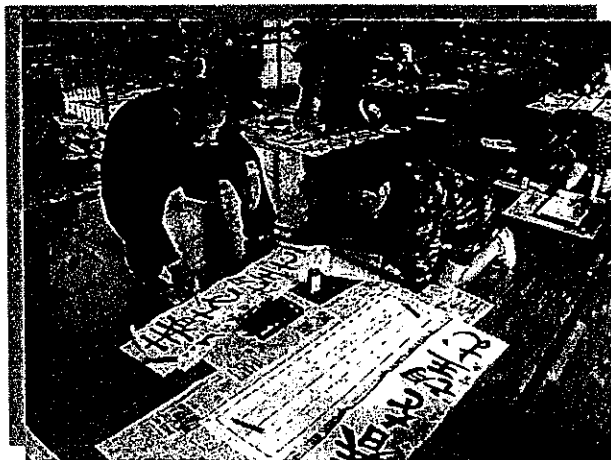
# はままつ型コミュニティ・スクール ガイドブック



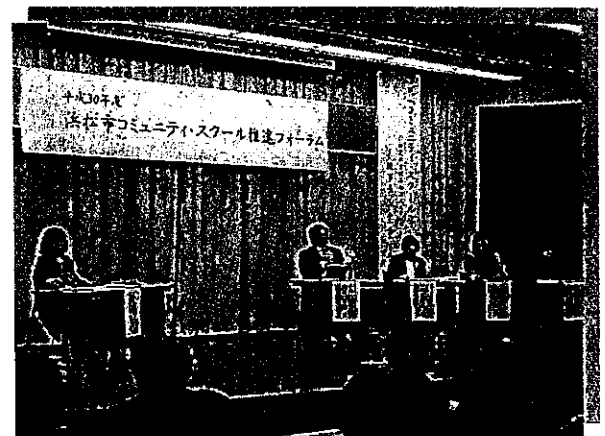
学校支援コーディネーター研修会



授業支援



授業支援



コミュニティ・スクール推進フォーラム

平成31年3月



浜松市教育委員会

# 浜松市の コミュニティ・スクール

2019年度

未来を創り出せる子供をみんなの力で育てる  
それが「はままつの人づくり」



浜松市では、子供たちが自分の力で未来を創り出す力を育む「未来創造への人づくり」の実現を目指しています。その実現のためには、学校、家庭、地域、行政等が力を合わせて子供たちを育む「市民協働による人づくり」が欠かせません。

コミュニティ・スクールは、「市民協働による人づくり」を実現する取組の一つです。この取組により、教育の質がさらに高まるだけでなく、地域の将来を担う人材の育成にもつながることが期待できます。

2020年度から、市内小・中学校に順次、法に基づいた学校運営協議会制度を導入していきます。

## はままつ型コミュニティ・スクールとは

学校と地域が連携・協働する仕組みをいいます。特徴としては、学校と地域をつなぐ学校支援コーディネーターを委員の中に置いていること、地域の組織や人材を補完する「はままつづくりネットワークセンター」を仕組みとして設けたことです。

運営協議会では、学校運営の基本方針や目指す子供の姿、学校の課題などを学校と地域が共有し、その実現や解決に向けた取組について話し合います。この話し合いを受け、学校支援コーディネーターが地域の組織や人材等を学校につなぎ、学校運営に必要な支援を実現します。

この仕組みにより、学校と地域住民等が力を合わせて学校運営に取り組み、子供たちの豊かな成長を支えています。

### 運営協議会

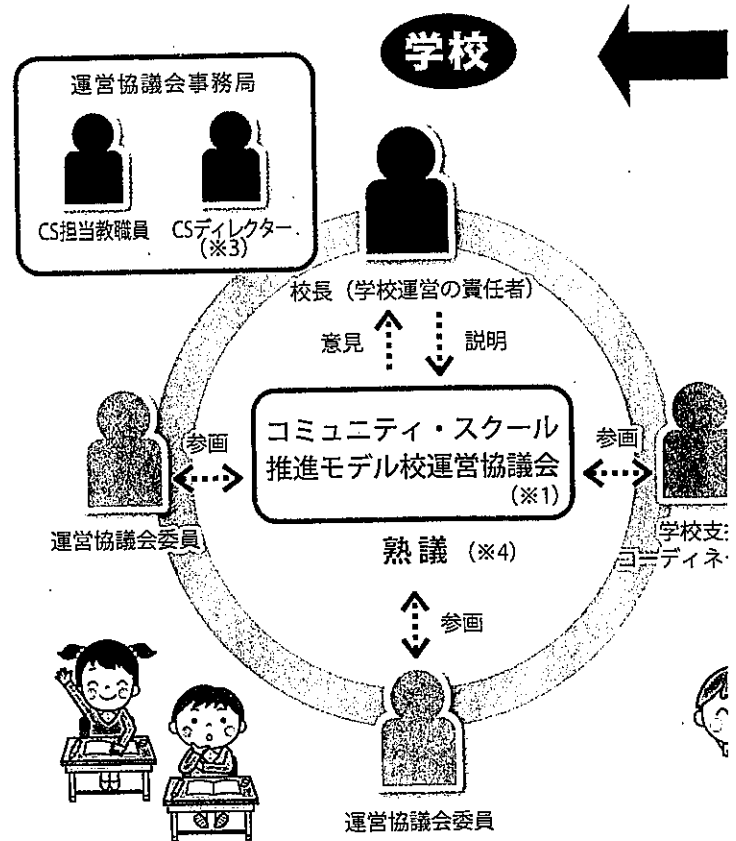


#### 構成メンバー例

- PTA会長
- 自治会長
- 保護者
- 民生委員・児童委員
- 協働センター職員
- 学校支援コーディネーター
- 校長
- 元教員 等

# 未来を創り出せる子供 はままつ型コミュ

## 市民協働による



- ※1 学校運営の基本方針や目指す子供の姿、学校の課題などを共有し
- ※このリーフレットでは運営協議会と表記
- ※2 運営協議会での話し合いを受け、学校の運営に必要な支援をする
- ※3 運営協議会の議案書作成・印刷、議事録の作成など、事務的な役割
- ※4 多くの当事者による「熟慮」と「議論」を重ねながら課題解決

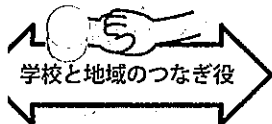
## 運営協議会での熟議を経て、学校支援コー



# をみんなの力で育てる コミュニティ・スクール づくりの実現

協働

地域



子供をみんなの力で育てるための地域の組織や人材

- ・地域の組織・人材
- ・協働センター等（行政）
- ・市民活動団体、大学、企業等

補完

教育委員会が所管するウェブサイト「はままつ人づくりネットワークセンター」

- ・市内全域で活用できる人材バンク
- ・各種団体が主催する講座



実現や解決に向けた取組について話し合います。  
学校と地域をつなぐ役割を果たします。  
また、中学校区内の他の運営協議会との連絡・調整を行います。  
協議会です。

## コミュニティ・スクールにはどんな効果があるの？

児童・生徒



- ・学校だけでは実現できない豊かな体験や学びが充実します。
- ・多くの人と関わることにより、夢と希望を持つことができます。
- ・地域の担い手としての自覚が高まります。

教職員



- ・地域の人々の理解と協力を得た学校運営が実現します。
- ・地域人材を活用した教育活動が充実します。
- ・地域の協力により、子供と向き合う時間が確保できます。

保護者



- ・保護者同士や地域の人々との人間関係が構築できます。
- ・学校や地域に対する理解が深まります。
- ・地域の中で子供たちが育てられているという安心感があります。

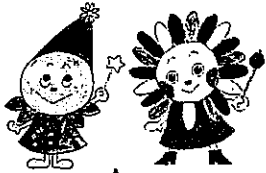
地域の人々



- ・経験を生かすことで生きがいや自己有用感につながります。
- ・学校を通して多くの人と交流することができます。
- ・学校と連携・協働して子供たちを育てることが地域の活性化につながります。

## 一タ等が地域とつないで実現した教育活動

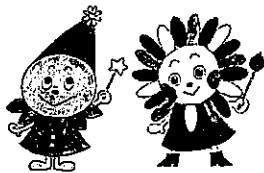
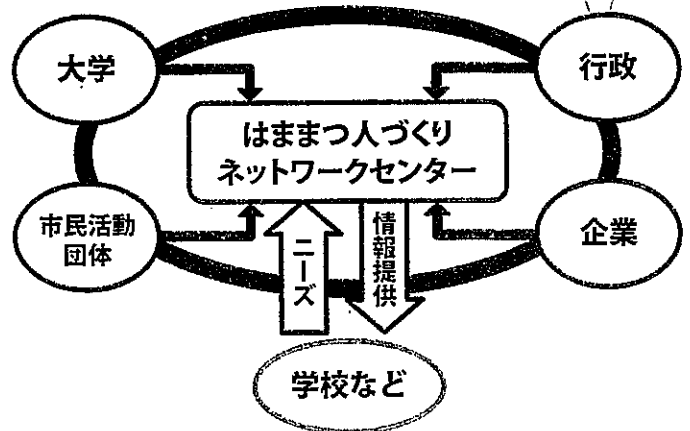




# はままつ人づくりネットワークセンター

「はままつ人づくりネットワークセンター」は、地域の組織や人材を補うための仕組みです。本市には、魅力的な人材や素材が多くあります。

これらは、「はままつの宝」です。この宝を市内全小・中学校の教育活動に提供します。地域の人材や素材等と「はままつ人づくりネットワークセンター」の講座等を効果的に活用することで、子供たちの学びがさらに豊かになることが期待できます。



「はままつの宝」は、こんなにいっぱい!



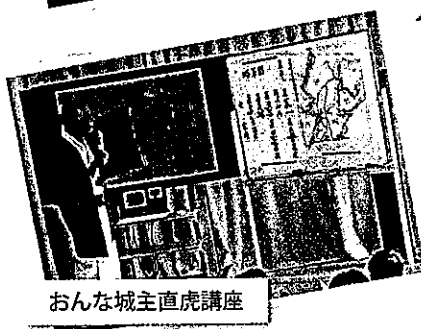
大学生によるプログラミング講座



生き方講座 (未来授業)



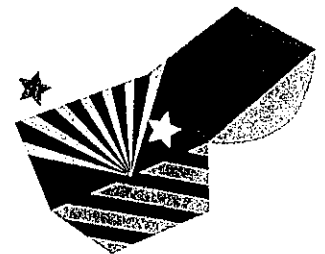
博物館講座体験



おんな城主直虎講座



神澤おくない体験



「はままつ人づくりネットワークセンター」のホームページ

<https://www.hamahitonet.jp/>

はままつ人づくり



浜松市教育委員会 教育総務課

〒430-0929

浜松市中区中央一丁目2番1号 イーステージ浜松オフィス棟6F

TEL.053-457-2401 FAX.053-457-2404

E-Mail: [renkei@city.hamamatsu-szo.ed.jp](mailto:renkei@city.hamamatsu-szo.ed.jp)

このリーフレットは、静岡文化芸術大学生の皆さんにご協力いただいで作成しました。

この冊子は「誰もがみ」として





# 高齢者の就労・社会参加の促進 に関する取組み (柏市生涯現役促進協議会)

令和元年11月1日

柏市役所 保健福祉部福祉政策課

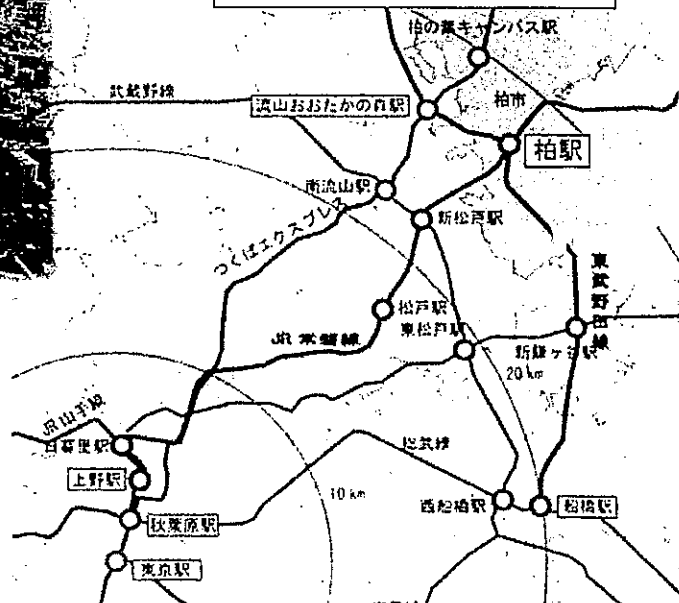
1

## 柏市の概要

柏市は、東京都心から約30kmにあり、高度経済成長を機に人口が増加し発展したまち。(典型的ベッドタウン)



JR柏駅から  
上野駅まで約29分  
東京駅まで約32分  
(上野東京ライン)



人口：417,218人  
※うち、高齢者人口：  
105,799人  
高齢化率：25.36%  
(平成30年4月1日現在)

2

ご挨拶



柏市生涯現役促進協議会

代表(柏市副市長)

鬼澤 徹雄

わが国では、団塊世代を中心とした高齢化の加速という問題が提起されて久しい一方、昨今では働き手不足という新たな社会問題が浮上してまいりました。

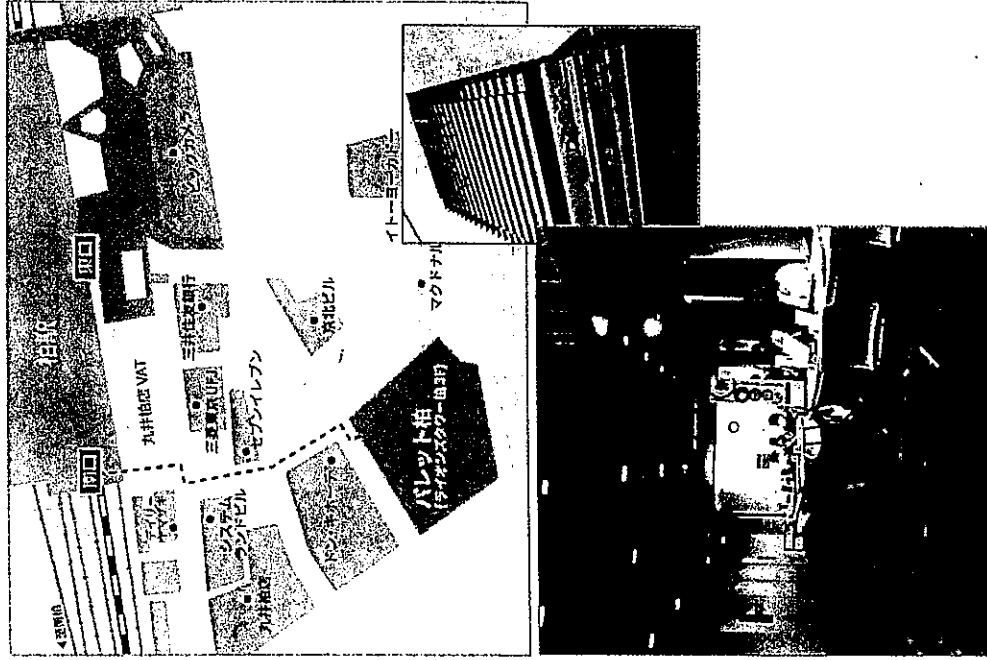
現役を引退したとはいえ、現代におけるシニアの体力年齢は1990年代と比較して10歳程度若返っているとの研究報告もあり、意欲的なシニアの多くが、新たな人生のステージとして就業することを望んでいらっしゃるようです。

厚生労働省では、この社会情勢に対応して高齢者雇用安定法を改訂、高齢者就業対策の施策として「生涯現役促進地域連携事業」を打ち出し、全国に参加を呼びかけました。

柏市生涯現役促進協議会は、この呼びかけにいち早く反応して、柏市域における事業提案を応募。厚生労働省の採択を得ることができました。

私どもは、①事業所啓発と高齢者のニーズにマッチした仕事の開拓、②ホームページ・相談窓口・就労セミナー等を通じた高齢者への求人情報等の提供と社会参加への啓発を行います。八ローワークとシルバー人材センターを補完する第3のエンジンとなつて、より多くの高齢者の就業機会を創出してまいりたいと考えております。

柏市生涯現役促進協議会事務局



かしわ生涯現役 窓口

〒277-0005

千葉県柏市柏一丁目7番1-301号 パレット柏

TEL 04-7157-0282 (平日10時-16時)

MAIL

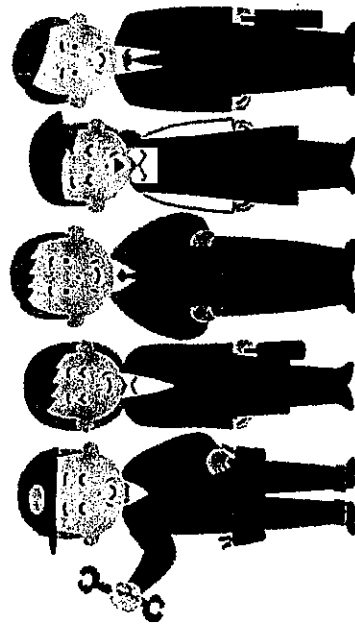
shogai.geneki01@kashiwa-secondlife.com

かしわ生涯現役ネット

URL <http://kashiwa-secondlife.com/>

いつまでも元気に活躍できるために

生涯現役促進  
地域連携事業



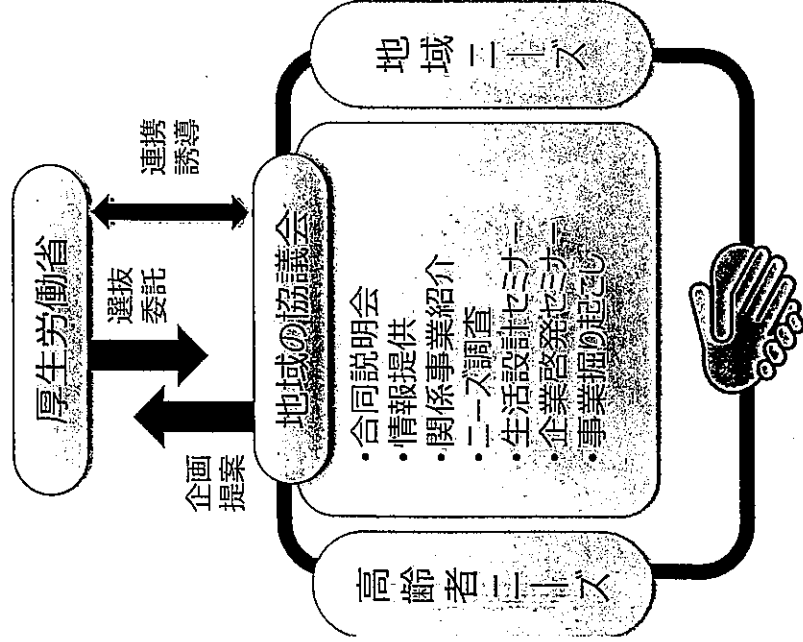
柏市生涯現役促進協議会

## 生涯現役促進地域連携事業とは

厚生労働省では、高齢者の雇用機会確保の施策のひとつとして、「生涯現役促進地域連携事業」を立ち上げました。

少子高齢化が進展し、労働力不足が課題となっている中で、働く意欲のある高齢者が、能力や経験を生かし、年齢に関わりなく働くことができ、生涯現役社会を構築するためのモデルづくりを目指し、全国に参加を呼びかけました。

### ■実施イメージ



## ◎柏市生涯現役促進協議会とは

この呼びかけに応募できるのは、高齢者の就業等に関連する地域の関係者で構成する「協議会」とされていることから、柏市では、

- 東京大学
- 柏商工会議所
- 柏市沼南商工会
- 日本政策金融公庫
- 公益社団法人柏市シルバー人材センター
- 一般社団法人セカンドライフアクトリー
- 社会福祉法人柏市社会福祉協議会
- 柏市

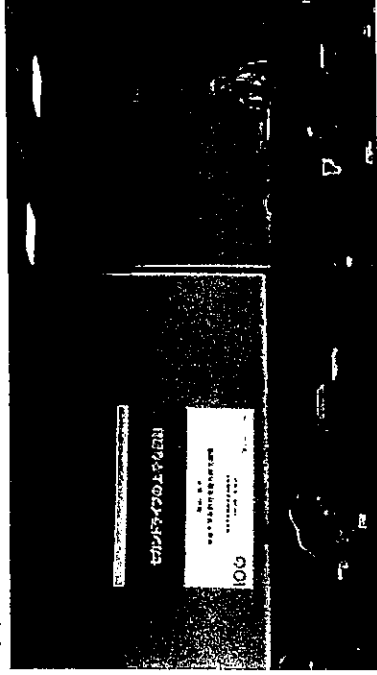
【オブザーバー】 松戸公共職業安定所

の8関係団体で「柏市生涯現役促進協議会」を立ち上げ（平成28年6月24日）、厚生労働省に事業構想を提出し、採択を受けました。

柏市生涯現役促進協議会は、厚生労働省からこの事業を受託し、事業構想に従って、柏市における高齢者の雇用機会の開拓を行います。

【参考URL】

<http://www.mhlw.go.jp/stf/houdou/000128574.html>



▲生涯現役就労セミナー（東大柏キャンパス）

## 柏市における事業構想

柏市生涯現役促進協議会が提案する高齢者の雇用機会確保のための事業構想では、福祉（子育て・介護・生活支援）、小売・サービス、ものづくり（農業・工業等）、公共サービスを重点分野に設定し、これらの分野で次の事業を展開します。

- 事業所啓発と仕事の開拓事業
- 就労セミナー事業
- ホームページによる情報提供事業
- 相談窓口による情報提供事業

**働きたい！ 人手が欲しい！  
その求職・求人ニーズの  
サポートをさせていただきます**

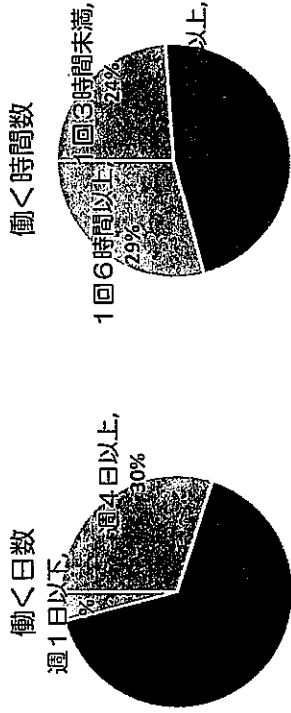
私たちは、高齢者の就業による求職者個人の利益だけでなく、高齢者の雇用を行う事業者の利益との両立を大切に考えていきます。

求職者と求人事業者の双方が納得できるようにサポートさせていただきます。

高齢者の方も、事業所の方もまずはご相談ください。適材適所が私たちのモットーです。

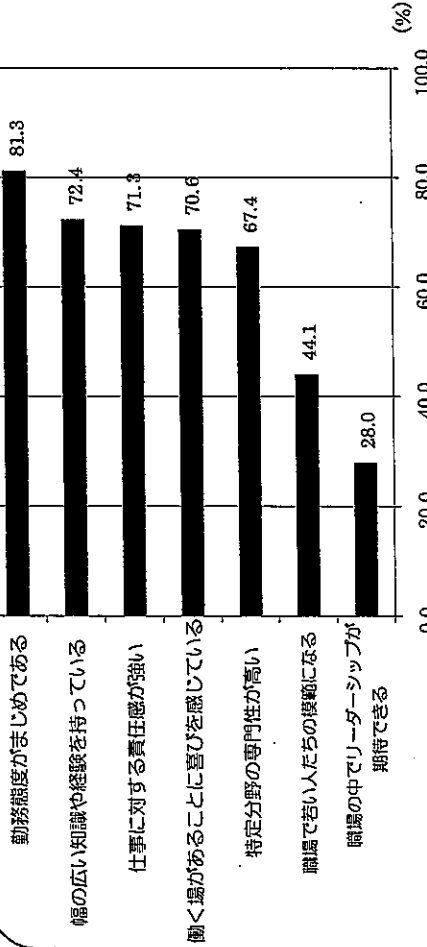


シニアが希望する働き方は、週2～3日、3～6時間未満/回



出典：柏市セカンドライフプラットフォーム事業資料より

シニア従業員の特徴・メリット



出典：独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構「高齢者雇用確保措置の実態と70歳まで働ける企業実現に向けた調査研究-第一次報告書-」（平成20年度）より作成

お問合せ 柏市生涯現役促進協議会 事務局 電話04-7157-0282  
 場所 パレット柏 (柏市柏一丁目7番1号 DayOneタワー3階)  
 アクセス JR常磐線 柏駅より徒歩3分  
 営業時間 平日の午前10時～午後4時  
 URL <http://kashiwa-secondlife.com/>

柏市生涯現役促進協議会の概要

少子高齢化で、労働人口が減少しています  
 人材確保のカギは、シニア層にあります！！

人生100年時代を見据え、働く意欲のある高齢者が培った能力や経験を活かし、生涯現役で活躍し続けられる社会環境を整えていくことが必要です。とりわけ65歳を迎えた団塊の世代が労働市場からの引退過程に入り、サラリーマン層の多くが地域に活動の場を移しつつある中、これらの人が活躍できる環境の整備が喫緊の課題となっています。高齢者が生きがいを持って社会参加することは、健康維持、介護予防となることが期待され、社会保障負担の軽減にもつながると考えられます。

具体的な活動

①事業者を訪問し、「シニア就労の啓発」と「シニアができる仕事の開拓」を行っています

・具体的には、事業者から求人票を無料で当協議会HPに掲載するとともに、求人票をファイリングし、パレット柏内の協議会窓口で来訪者に情報提供しています。

- ※1 シニアとは、55歳以上の高齢者を対象としています。
- ※2 事業者の対象は、柏市および隣接市町となります。

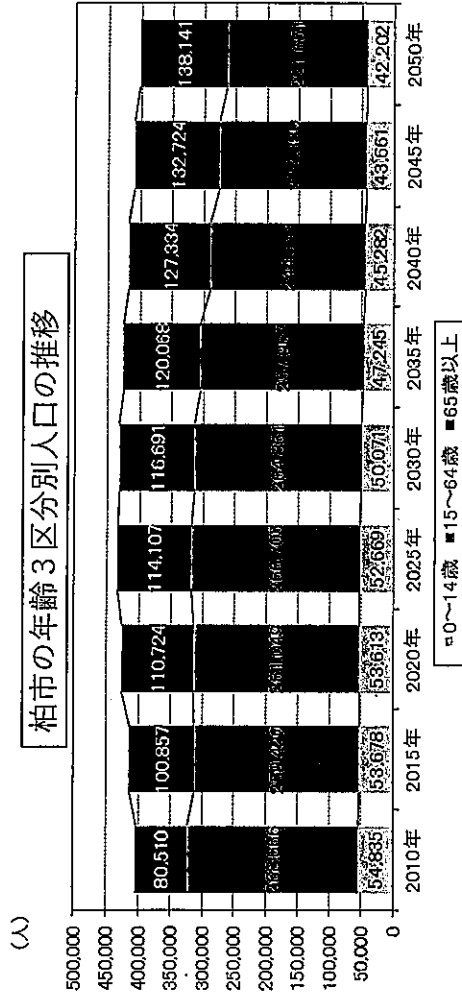
求人票の掲載手順

- (1) HP (かしわ生涯現役ネット) から、「求人票フォーム」をダウンロード
- (2) 「求人票フォーム」に記入 (記入例を参考)
- (3) 「求人票」をメールで送信
- (4) 協議会スタッフが「求人票」の内容を確認
- (5) 求人票をHPに掲載 (不備があればご連絡)

- ※1 求人票は3か月間(月末)掲載します。以降の取り扱いは、その時点でスタッフが電話にて確認します。
- ※2 求人票をHPから取り下げたい場合は、ご連絡ください。
- ※3 パソコン操作ができない場合、スタッフがお手伝いします。手書きで記入したフォームをFAXでご送付ください。(FAX: 04-7165-7322)
- ※4 採用が決定した場合は、電話でご報告お願いいたします。

### 少子高齢化と人口構成推計

・柏市の人口は、2015年から2025年には一時43万人に増加するものの、2050年には40万人に減少する見込みとなっています。  
 ・人口構成を2015年と2050年を比較すると、生産人口年齢（15～64歳）が85%に減少、65歳以上人口は37%増加の見込みで、高齢化率は24%から34%になる見通しです。

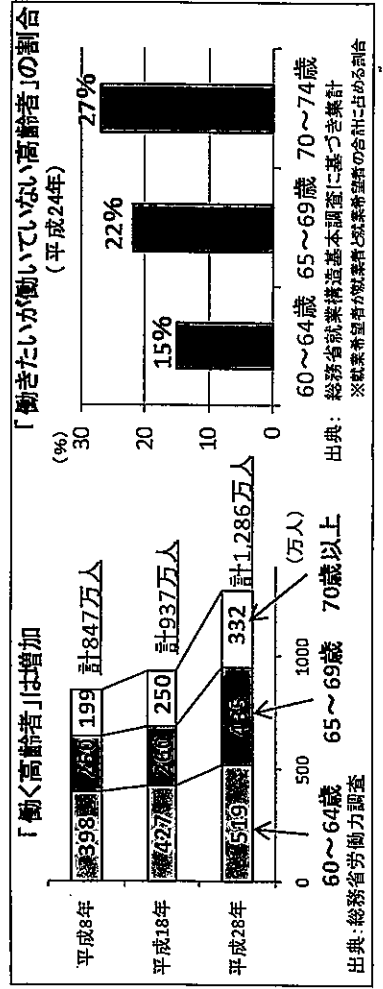


出典：柏市企画部企画調整課「人口ビジョン（平成28年3月）」より

### 「働くシニア」、「働きたいが働いていないシニア」の割合

・総務省の調査結果によると（H28年）、60歳以上の「働く高齢者」は約130万人に増加する中、「働きたいが働いていない高齢者」は、65歳～69歳で22%、70歳～74歳で27%の方が就労できていない状況にあります。

・シニアは体力面で不安視されますが、歩行速度では（2002年の75歳は1992年の64歳と同じ速度で歩行）11歳ほど若返っている、との報告もあります。



### ②「働きたいシニア」や「事業者」を対象として、定期的にセミナーを開催しています（無料）。

・1～2か月に一回、就労セミナー、ミニ集会、事業者向け啓発セミナー、起業セミナーなどを実施しています。  
 ・セミナーでは、学識経験者などの基調講演、働くシニアの体験談、求人情報の提供、働きたいシニアと事業者を繋ぐ場（ブース）を提供しています。

- ※1 「ミニ集会」とは、地域限定、地域密着型の参加者と双方で意見交換できるミニセミナーです。
- ※2 上記のほか、健康イベントなども実施しています。

### ③パレット柏内に「相談窓口」を設置し、仕事探しの相談やボランティア・趣味・生涯学習などの情報を提供しています。

・協議会で開拓した求人情報をはじめ、ハローワーク・シルバー人材センター・社会福祉協議会・市役所などの仕事情報を提供しています（ホームページにも掲載しています）。

### 平成29年度の活動実績

- ①事業所訪問 384回
- ②求人票受入れ枚数 226回
- ③求人票受入れ事業者数 129社
- ④窓口訪問者数 515人
- ⑤セミナー受講者数 459人
- ⑥ホームページ閲覧数 101,857回
- ⑦就労セミナー満足度 83%
- ⑧事業者セミナー満足度 91%
- ⑨就業者数 60人

### 平成29年度のセミナー実績

回数	開催日	セミナー名	場所	参加者(人)		計
				男性	女性	
第1回	5月29日	小売・サービス就労セミナー	アミュゼ柏	37	18	55
第2回	7月10日	介護・保育・生活支援就労セミナー	アミュゼ柏	14	18	32
第3回	8月4日	ミニ集会 in 松葉	松葉近隣センター	4	6	10
第4回	9月11日	公共サービス就労セミナー	アミュゼ柏	41	35	76
第5回	10月3日	女性のための就労セミナー	アミュゼ柏	0	38	38
第6回	11月28日	高齢者雇用促進セミナー	アミュゼ柏	37名(34社)		
第7回	12月8日	ミニ集会 in 光が丘	光が丘近隣センター	7	7	14
第8回	1月26日	定年退職予定者応援セミナー	東大柏特パス	8	6	14
第9回	3月9日	就労セミナー（全分野）	東大柏特パス	68	30	98
				67	18	85

※平成30年度も、平成29年度と同規模のセミナーを予定しています

～いつまでも、元気に活躍する人になる～

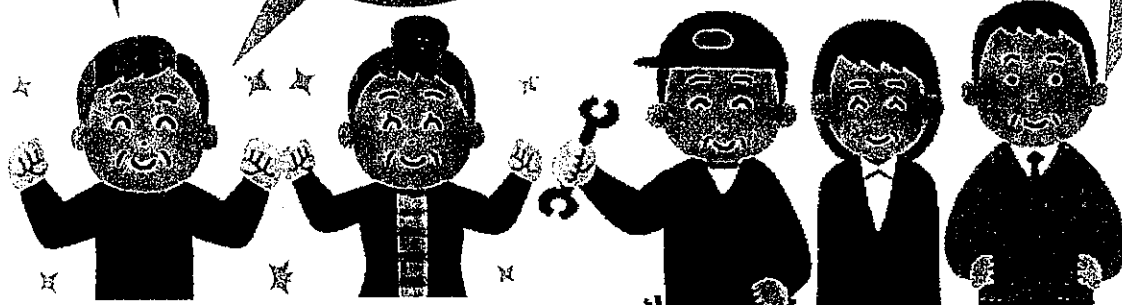
# 柏市生涯現役促進協議会ガイド

元気なうちは、地元  
で仕事を続けたい！

空いた時間で、  
ボランティア活動  
したい！

この仕事、経験  
豊富なシニアに  
お願いしたい！

シニア人材の活用  
を考えてみたい！



柏市生涯現役促進協議会は、かしわシニアの活躍を  
全力でサポートします！

## 柏市生涯現役促進協議会って？

「やりたい思い」と「できる場所」  
それをつなぐ協議会です

「誰もがいつまでも元気に活躍できる  
社会」を目指すため、柏市では平成28  
年6月、関係8団体を構成員とする「柏  
市生涯現役促進協議会」を立ち上げま  
した。

就労・社会参加を主に、シニア世代が  
活躍する場づくりをはじめ、活動関係  
機関と連携しながら、様々な活動を進  
めています。

※厚生労働省受託事業

働きたい！  
活動したい！



シニアに活躍  
してほしい！



生涯現役促進協議会

〈事業実施〉

- ・相談窓口
- ・情報提供
- ・セミナー開催
- ・お仕事開拓 等々

〈8団体 構成員〉

- 東京大学・柏商工会議所・
- 沼南商工会・日本政策金融
- 公庫松戸支店・シルバー人
- 材センター・セカンドライ
- フクトリー・社会福祉
- 協議会・柏市
- 〈オブザーバー〉ハロー
- ワーク松戸・千葉労働局



あなたの可能性が広がる！新しい時代のシニア就労

生涯  
現役

# 就労セミナー2019 & お仕事相談会

小売り・サービス・製造・軽作業等、幅広い分野の就労情報を提供します

令和元年 **11月5日(火)** アミュゼ柏1F プラザ

## 就労セミナー2019

日時 **11月5日(火) 10:00~13:00**

対象 柏市及び周辺在住55歳以上で働く意欲のあるかた、抽選50名。参加無料

- 内容
- 講演「シニア就労の現状と新たな働き方による未来(仮)」  
株式会社リクルートジョブズ ジョブズリサーチセンターセンター長 宇佐川邦子氏
  - 先輩シニアの就労体験談、お仕事の探し方情報、柏市内外の求人情報他

申込 10/2(水)10時~10/28(月)16時  
ホームページかしわ生涯現役ネット (<http://kashiwa-secondlife.com>)  
または 柏市生涯現役促進協議会までお電話で

## お仕事相談会

日時 **11月5日(火) 13:30~15:30**

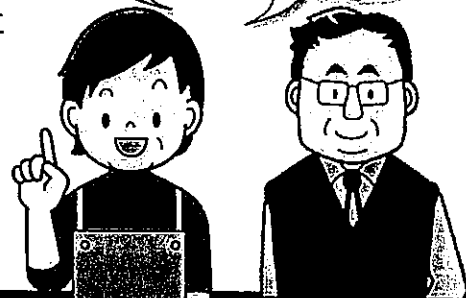
対象 柏市及び周辺在住55歳以上で働く意欲のあるかた

内容 柏市内外の事業者(15社程度)が来場します。ブースで直接ご相談いただけます。各地域の求人情報冊子を無料配布！

申込 申込不要、参加無料。お気軽にご参加下さい。

現役時代とは  
違う仕事に  
チャレンジ !!

今までの経験を  
生かせる働き方  
ってあるかな？



問合せ 柏市生涯現役促進協議会 ☎04-7157-0282 平日10時~16時  
柏市福祉政策課 ☎04-7167-1171

主催 柏市生涯現役促進協議会 〒277-0005 柏市柏1-7-1-301 パレット柏

共催 松戸公共職業安定所 柏市シルバー人材センター 柏市社会福祉協議会

**セカンドライフファクトリー通信**  
 発行者 矢富直美  
 一般社団法人 セカンドライフファクトリー

**第71回SLF講演会のご案内**

「柏の介護保険制度・こんな事を知りたい聞きたい」

地域包括支援センターについて

講師 柏北部地域包括支援センター 長 山本 敏子 氏

内容 5月の講演会では柏市医療連携センター串田様より「在宅医療の概要」についてお話をさせていただきました。今回は在宅医療に限らず、保健・医療・介護・福祉などの側面から高齢者を支える「総合相談窓口」である、地域包括支援センターについてお話をさせていただきます。高齢者の方の身近な相談窓口として、どんな相談ができるのかなど、地域包括支援センターの職員の方からお話をさせていただきます。

**セカンドライフファクトリー(SLF)紹介**

い加作 仲援助演を行きにアです。や支講口をの研シ人法に、サ動を大就した地域の講座、の会な

**アクセス**

柏の葉キャンパス駅からバス6分「国立がん研究センター」下車徒歩2分  
 SLF講演会係宛  
 会場アクセス

柏の葉キャンパス  
 総合研究棟  
 東大柏キャンパス  
 柏の葉公園  
 東武バス国立がん研究センターバス停  
 柏の葉キャンパス駅

柏 東口より徒歩8分 アミュゼ柏と同じ並び市役所寄り、当ビル1階赤い看板の「はんこ屋さん21」が目印  
 住所・電話は下部青帯

きます。また講演の中で、要介護者にならない為のミニ介護予防講座も行います。  
 日時 11月22日(金)  
 13時30分～15時  
 ※いつもと時間が異なります

場所 東京大学柏キャンパス  
 柏市柏の葉5-1-15  
 総合研究棟6階大会議室

費用 500円

主催 一般社団法人セカンドライフファクトリー(SLF)  
 メール: info\_slf@com.home.ne.jp (件名: 第71回講演会申込)

電話: 04-7100-8023

ファックス: 04-7100-0158

WEB(セカンドライフファクトリーで検索)

はがき: 〒277-0005 柏市柏6-4-24 柏ビルディング7階

**「農業就労セミナー」のご案内(予告)**

今年も農業就労セミナーを開催致します。

SLF農業グループは、昨年より進化した活動・働き方を実践しています。果樹農家への援農活動は高柳地区と布瀬(フゼ)地区で、ブルーベリーの栽培支援を実施しています。また、16号線沿いの梨農家へも出向いています。

活動内容は、摘み取り・剪定等の管理・販売所への配達・ジャム作り他です。



農ある暮らしチームは、あけぼの山農業公園地で野菜作りを通して勉強会・試食会を行っております。ここには、季節毎の野菜栽培を小画面に分担して行っているA圃場や、春期にはジャガイモを収穫期には落花生を収穫体験出来るB圃場があります。



さらにコンテナーを使ってブルーベリー

とイチジクの果樹栽培に挑戦中のC圃場があり、多種多様な取り組みを行っています。



もう一つ、ワイカーズコレクティブ的働き方で、健康野菜の王様ニンニクの6次産業化(栽培・加工・販売配達営業)に取り組んでいるチームが手賀地区にあります。



12月20日(金曜日10時)に農業就労セミナーとして開催いたしますので、ぜひ聞きに来て頂きたいと思っております。

セミナーでは柏農業者の染谷茂氏(かしわで野菜販売所経営)や矢富直美先生、イオンアグリ創造(株)からのお話があり、就労や栽培知識や柏の今がふんだんの情報が満載です。

農業に感心がある方、一緒に活動してみたいと思うシニアの方、ぜひ会場に足をお運びください。

「会場」東京大学柏キャンパス (次ページへ続く)

**ブチカル講座 参加者募集**

・フリー麻雀クラブ(健康麻雀)  
 《予約制1名から》  
 平日 午前 10:00~13:00、午後 14:00~17:00  
 1000円、1500円、  
 水曜は女性半日半額  
 土曜はグループ利用のみ

点数を自動で計算できる卓を使用できますので、点数計算が苦手な方も安心です。

・「暮らしの中に生きる禅」座禅クラブ  
 第1・第3水曜 14:00~15:30 1回 500円

お申込みは「ブチカル柏の葉」  
 TEL 04-7100-8439  
 柏市柏の葉2-3-27

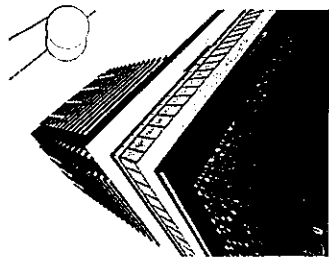
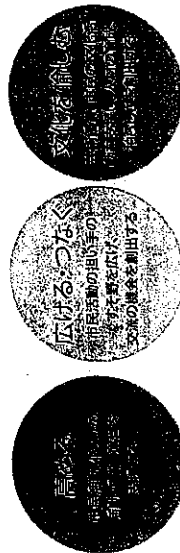
ブチカル柏の葉 検索

あなたの行動が地域社会を変える。  
出会い、創造、学びをシェアしよう。



柏市文化・交流複合施設(パレット柏)は、市民が主役の場所です。市民の新しい発見の場、出合いの場、創造の場、仲間との趣味の場、学びの場として利用できる施設です。そして、柏市に住む同じ仲間として、自発的、能動的、創造的な活動で、未来のまちづくりを考える場でもあってほしい。学ぶことに好奇心をもつて、仲間を作ることオープンになれる場であってほしい。そんな願いを持ってつくられた施設です。パレット柏は、柏駅南口から徒歩3分。抜群の立地にある新たな市民の学び場、"相えきすぐキャンパス"として、ご活用ください。

パレット柏の3つの機能



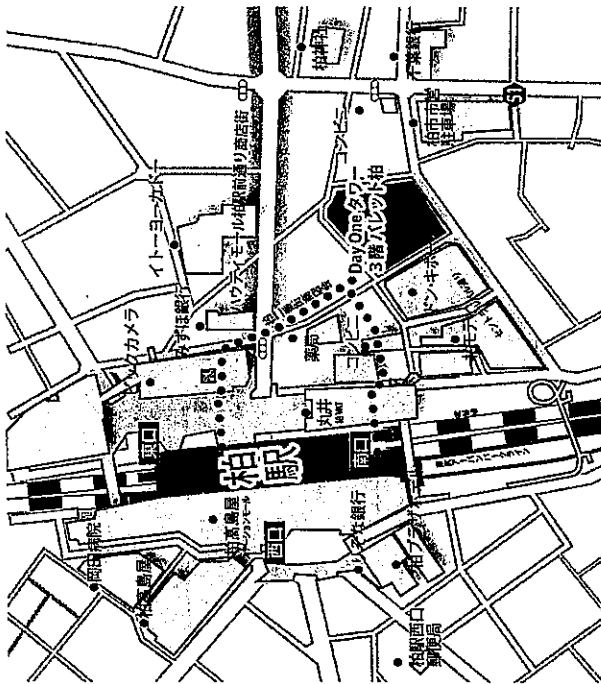
パレット柏  
PALETTE KASHIWA

パレット柏という愛称は、一般公募129点の中から選ばれたもので、「絵の具のパレットのようにたくさんの色(人や文化)が集まって単独にあるいは混じり合って新しい色をつくる場となるように」という意味が込められています。

ACCESS

JR柏駅南口より徒歩3分

〒277-0005 柏市柏一丁目7番1-301号Day Oneタワー3階

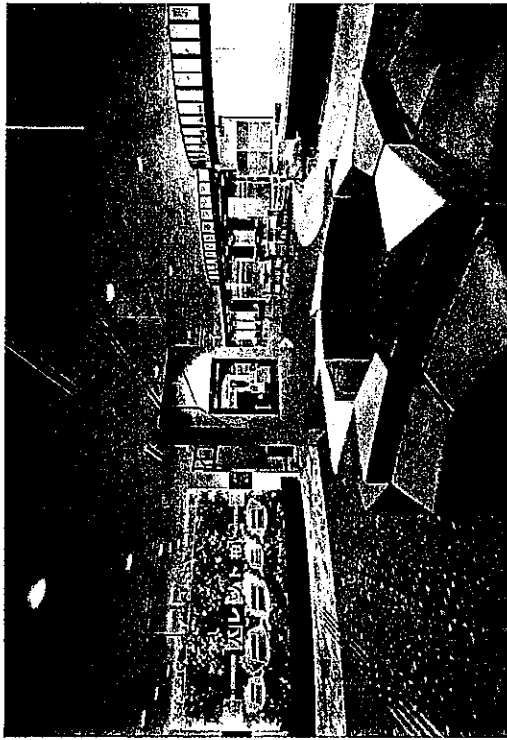


パレット柏には駐車場はありません。公共交通機関をご利用ください。

柏市文化・交流複合施設

パレット柏  
PALETTE KASHIWA

市民が集い、活動し、交流する場=市民活動のプラットフォーム



- 柏市民交流センター
- 柏市民ギャラリー
- 柏市国際交流センター
- 柏市男女共同参画センター
- 市民活動サポートコーナー

〒277-0005 柏市柏一丁目7番1-301号  
Day Oneタワー3階

TEL 04-7157-0280  
http://palettekashiwa.jp

パレット柏

施設名称	電話番号	FAX番号
柏市民交流センター 柏市民ギャラリー	04-7157-0280	04-7165-7320
柏市国際交流センター	04-7157-0281	04-7165-7321
柏市男女共同参画センター	04-7167-1127	04-7165-7323
市民活動サポートコーナー	04-7163-1143	04-7163-1147

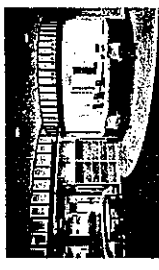
施設紹介

**パレット柏 総合受付**  
柏市民交流センター  
柏市民ギャラリー



パレット柏の総合受付は施設の中央にあり、総合受付窓口として、施設貸出し、受付、市民ギャラリー受付、備品貸出し、予約管理等を行うほか、施設で実施する各種事業の企画運営を行います。

柏市男女共同参画センター



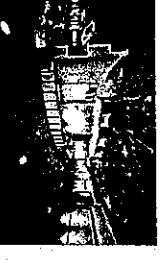
柏市男女共同参画センターは「男女共同参画社会の形成の促進に関する活動を支援するとともに、男女共同参画社会の実現に寄与するため」の施設です。

柏市国際交流センター



「市民の国際理解を深め、市民の主体的な国際交流を促進するとともに、柏市の国際化の進展に寄与するため」の施設です。

市民活動サポートコーナー



市民公益活動相談窓口として、市民活動のコーディネート（市民協働支援）が実施します。地域を構成する様々な主体をネットワーク化し、交流を促進するなどとして、市民公益活動の広がりを活性化を図ります。

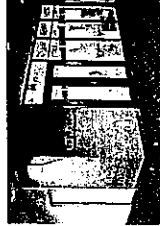
かしわ生涯学習窓口

定年退職をされた方など、第二の人生をサポートするため、仕事や趣味、ボランティアの情報提供、ライフスタイルを考慮して相談に応じます。

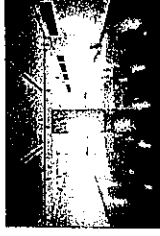
開館日・開館時間

施設名	休館日	開館時間	時間区分
柏市民交流センター	年末年始 (12/29~1/3)	8:30~ 21:30	9:00~12:00 12:00~15:00 15:00~18:00 18:00~21:00
柏市民ギャラリー	年末年始 (12/29~1/3)	9:00~ 21:00	開館時間内で 主催者が催事ごとに 決定
柏市国際交流センター	日・祝日 年末年始 (12/29~1/3)	8:30~ 17:15	
柏市男女共同参画センター	土・日・祝日 年末年始 (12/29~1/3)	9:30~ 17:45	
市民活動サポートコーナー	土・日・祝日 年末年始 (12/29~1/3)	10:00~ 16:00	
かしわ生涯学習窓口			

柏市民ギャラリー



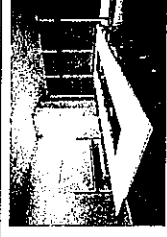
柏市民ギャラリーは「市民の美術・工芸作品の発表及び鑑賞の場」です。これまで柏高層マンションホールにありましたが、こちらに移転しました。広く、明るく、展示設備も整った新しいオープンです。可動間仕切りと鏡型パネルにより、フレキシブルな空間づくりができるようになりました。



展示スペース (266㎡)  
主催者控室 (20.3㎡)  
ギャラリー倉庫 (91.3㎡)

貸出施設

パレット柏の有料貸出施設をご利用になるには、別紙「パレット柏ご利用案内」  
「柏市民ギャラリーご利用のてびき」をご覧ください。  
柏市公共施設予約システムを活用してご利用になる場合は事前登録が必要となります。



多目的スペースA



多目的スペースB

多目的スペースA



多目的スペースAには、シンクと電磁調理器、冷蔵庫、キッチンセットがあり、ケータリング等による各種パーティ、レセプション等にも対応します。  
多目的スペースBは、ピアノと通面があり、各種練習のほか、ダンス等にもご利用いただけます。土足禁止のため、室内シューズ等をご持参ください。

多目的スペースB



多目的スペースAには、シンクと電磁調理器、冷蔵庫、キッチンセットがあり、ケータリング等による各種パーティ、レセプション等にも対応します。  
多目的スペースBは、ピアノと通面があり、各種練習のほか、ダンス等にもご利用いただけます。土足禁止のため、室内シューズ等をご持参ください。

コワーキングスペース



柏市民が日中40円、19時5、40円で借りられるワーキングスペースとして気軽にご利用いただけます。毎朝AN、電源設備で、異業種交流にも、共同でワーキングスペースにもご利用いただけます。

オープンスペース



普段は、どなたでもご自由に、打合せや交流にご利用いただけます。  
有料貸切スペースとしてイベント等にもお使いいただけます。

作業室



習熟団体を対象に、コピー機、大型印刷機、糊断機、糸縫機などを使用しています。チラシやポスター、大型ポスター等の作成をすることができます。

オープンスペース



お子様を安心して遊ばせることができます。

# セカンドライフ

## デビューものがたり

【福祉のお仕事編】

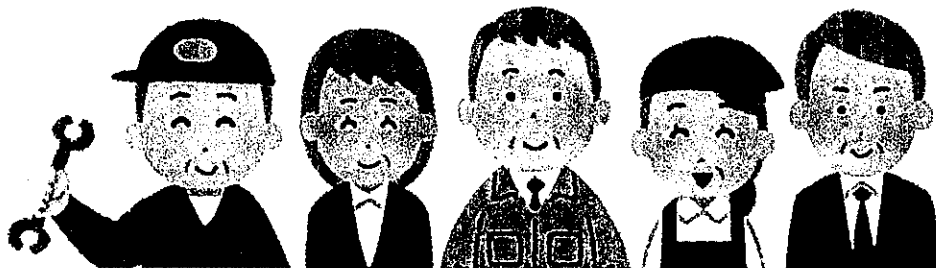




かしわ生涯現役 出張三二集会第7弾!!

# 生涯現役三二集会 in 柏中央

より充実したシニアライフを送るヒントをお伝えします！シニアの方々を必要としている企業や団体は、たくさんあります。お仕事情報・ボランティア情報等ご案内します。参加無料



とき

**2019年12月4日 (水)**

1回目 午前10時～午前12時

2回目 午後 2時～午後 4時

どちらかご都合のよい回で  
お申込み下さい

ところ

**柏中央近隣センター (アミュゼ柏)**

対象

柏市周辺在住の55歳以上の方で働きたいという意欲があり、自分のライフスタイルに合った働き方を探したい方。定員各回10名

申込

11月1日 (金) 10時から 11月27日 (水) 16時まで  
ホームページ (かしわ生涯現役ネットで検索) もしくは、お電話で  
※応募者多数の場合は抽選

問合せ

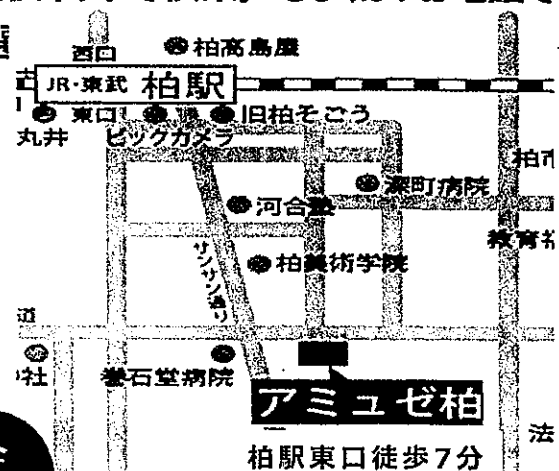
柏市生涯現役促進協議会

☎ 04-7157-0282

(平日10時-16時)

柏市福祉政策課

☎ 04-7167-1171



主催 柏市生涯現役促進協議会

277-0005 柏市柏1丁目7番1-301号 Day One 7-3階

## 生涯現役セミナー 今後の予定

### ● お仕事相談会 (申込不要)

小売り・サービス・販売・製造・軽作業等、幅広い分野の事業者が来場

日時 11月5日 (火) 13:30~15:30  
場所 アミュゼ柏1F プラザ  
対象 柏市及び周辺在住55歳以上で働く意欲のあるかた。参加無料  
内容 柏市内外の事業者(15社程度)が来場します。ブースで直接ご相談いただけます。求人情報冊子も無料配布

※申込不要ですので、お気軽にお立ち寄りください

### ● 生涯現役定年退職予定者応援セミナー

日時 1月24日 (金) 10:00~15:30  
場所 東京大学柏キャンパス 総合研究棟6F大会議室  
対象 柏市及び周辺在住で定年を迎える方、定年後の方  
内容 地元柏で充実したセカンドライフを送るヒントが満載。基調講演(東大菅原育子氏)、先輩体験談、参加者同士の交流、団体紹介など

※12月、申込受付開始予定

### ● 生涯現役 就労セミナー

令和2年2月 東京大学柏キャンパス予定

#### 柏市生涯現役促進協議会のご案内

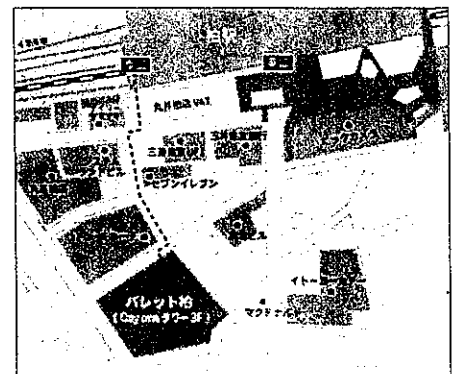
##### ■■■ かしわ生涯現役窓口

定年退職前後の方や新たにお仕事・活動をスタートしたい方、シニア人材の活用を検討したい事業主の方を対象とした、相談窓口を運営しています。お気軽にご相談ください！ 予約不要

受付時間：月～金 10時～16時(年末年始・祝日除く)

##### ■■■ かしわ生涯現役ネット

シニアのための様々な情報を発信しているホームページです。  
下のQRコードからもアクセスできます！



第15回  
地域医療政策セミナー  
〈開催要領〉

開催日時 令和元年11月1日(金)午後1時～4時40分(正午受付開始)

開催場所 都市センターホテル3階「コスモスホール」  
東京都千代田区平河町2-4-1  
TEL 03-3265-8211

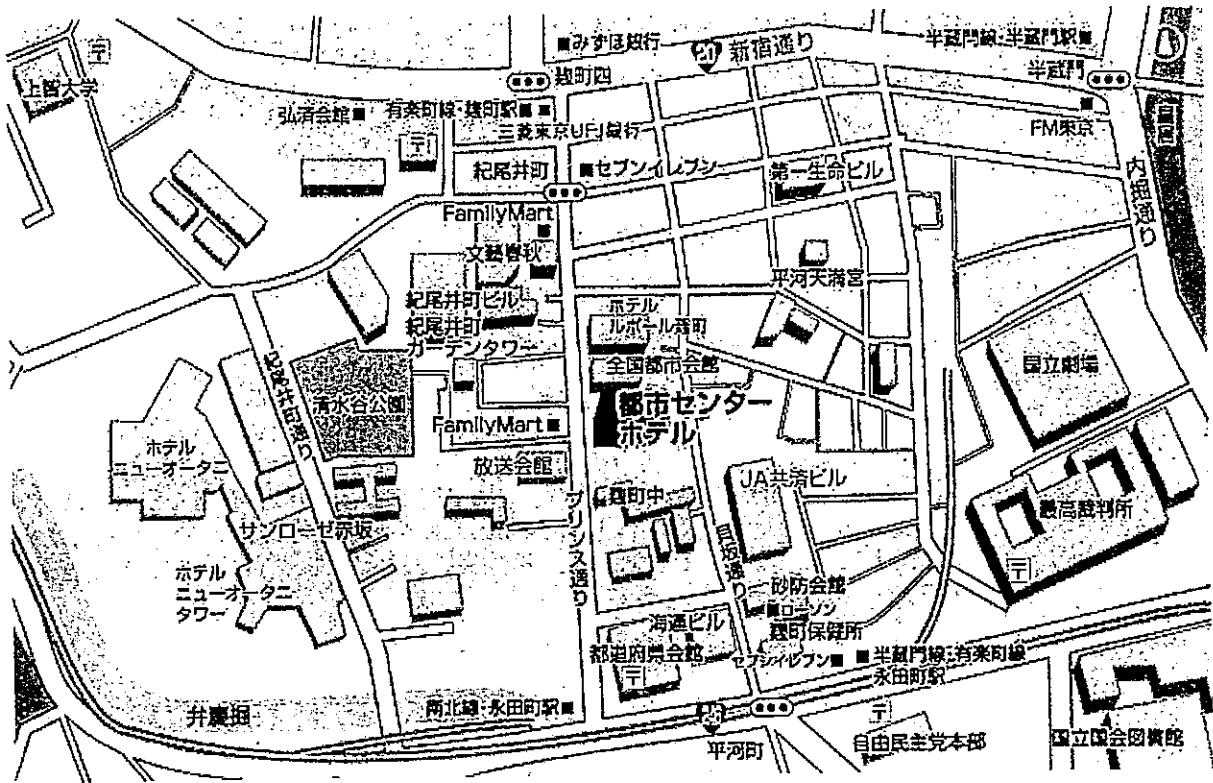
参加対象 全国自治体病院経営都市議会協議会加盟都市・組合の  
議会正副議長、議員、議会事務局職員、病院職員及び  
市長部局担当職員

定員 300名(先着順)  
※1団体当たりの人数制限はありません。  
※定員に達した時点で締め切らせていただきます。

参加費 無料(ただし、協議会加盟団体以外は1人2,000円)

主催 全国自治体病院経営都市議会協議会

# 都市センターホテル アクセスマップ



東京都千代田区平河町2-4-1

## 【交通案内】

地下鉄：有楽町線「麹町駅」 1番出口より徒歩4分

有楽町線、半蔵門線、南北線「永田町駅」 9b番出口より徒歩3分

銀座線、丸ノ内線「赤坂見附駅」 D出口（紀尾井町口）より徒歩8分

JR線：中央線、総武線「四ツ谷駅」 麹町口より徒歩14分

都バス：「平河町2丁目（日本都市センター前）」下車

(橋63系統：新橋駅前～市ヶ谷駅前～小滝橋車庫前)

(問合せ先)

全国市議会議長会 担当：政務第二部 尾崎、鈴木

TEL：03-3262-5236 FAX：03-3263-5751

全国自治体病院経営都市議会協議会 主催

# 第15回地域医療政策セミナー

## プログラム

令和元年11月1日（金）午後1時

於：都市センターホテル3階「コスモスホール」

1 開 会 （午後1時）

2 主催者挨拶 全国自治体病院経営都市議会協議会  
会長 遠藤政幸  
（盛岡市議会議長）

3 講演 （午後1時10分～4時30分）

「“患者流出＞流入”医療圏におけるイノベーション  
～ 目指すべき方向の明確化とPFIの活用 ～」

八尾市立病院 総長 星田四朗氏

<休憩>

「超高齢社会に求められる地域医療のかたち」

医療法人社団悠翔会 理事長・診療部長  
佐々木 淳 氏

4 閉 会 （午後4時40分）

## 星田 四朗 (ほしだ しろう)

八尾市立病院 総長

### プロフィール



- 1978年 (S53) 大阪大学医学部 (卒業)
- 1979年 (S54) 桜橋渡辺病院 (医員) 循環器内科
- 1991年 (H3) 大阪大学 (助手) 第一内科
- 1997年 (H9) 大阪労災病院 循環器内科部長
- 2002年 (H14) 八尾市立病院 副院長
- 2015年 (H27) 八尾市立病院 病院長
- 2019年 (H31) 八尾市立病院 総長

### 【八尾市立病院】

積極的な救急患者の受入れに努め、「断らない救急」への取組を進める。「病院・診療所・薬局連携ネットワークシステム」により、薬局と病名や検査値等の診療情報を共有するなど、病薬連携の一助としてシステムを活用し、地域医療に貢献している。平成 30 年度自治体立優良病院表彰(総務大臣表彰)を受賞。

## 佐々木 淳 (ささき じゅん)

医療法人社団悠翔会 理事長・診療部長

### プロフィール



- 1998年 (H10) 筑波大学医学専門学群卒業  
社会福祉法人三井記念病院内科/消化器内科
- 2003年 (H15) 東京大学医学部附属病院消化器内科  
医療法人社団哲仁会井口病院、副院長  
医療法人社団玲瓏会金町中央病院透析センター、センター長
- 2006年 (H18) MRCビルクリニック設立 (現: 悠翔会)
- 2008年 (H20) 医療法人社団悠翔会、理事長

### 【出版】

『これからの医療と介護のカたち 超高齢社会を明るく未来にする 10 の提言』(日本医療企画、2016)、『在宅医療 多職種連携ハンドブック』(法研、2016)、『在宅医療カレッジ—地域共生社会を支える多職種の学び 21 講』(医学書院、2018) 等

### 【医療法人社団 悠翔会】

在宅医療に特化した医療法人で、「機能強化型在宅療養支援診療所」を東京近郊に12カ所展開。365日×24時間体制で、約4000人の患者の在宅療養を支援する。「患者のニーズを最優先」に、すべての患者にベストの診療サービスを提供できるよう、既存の概念や前例に捕らわれることなく理想の在宅医療を追求している。

# “患者流出＞流入”医療圏 におけるイノベーション

～目指すべき方向の明確化とPFIの活用～

八尾市立病院

総長 星田 四朗

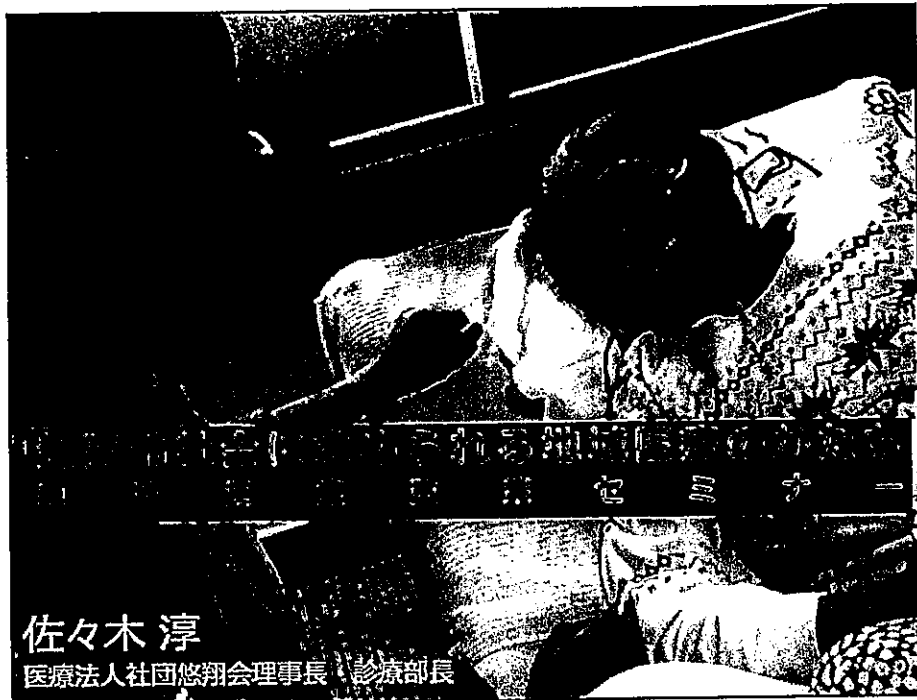
大阪府公立病院協議会 会長

全国自治体病院協議会 理事

1

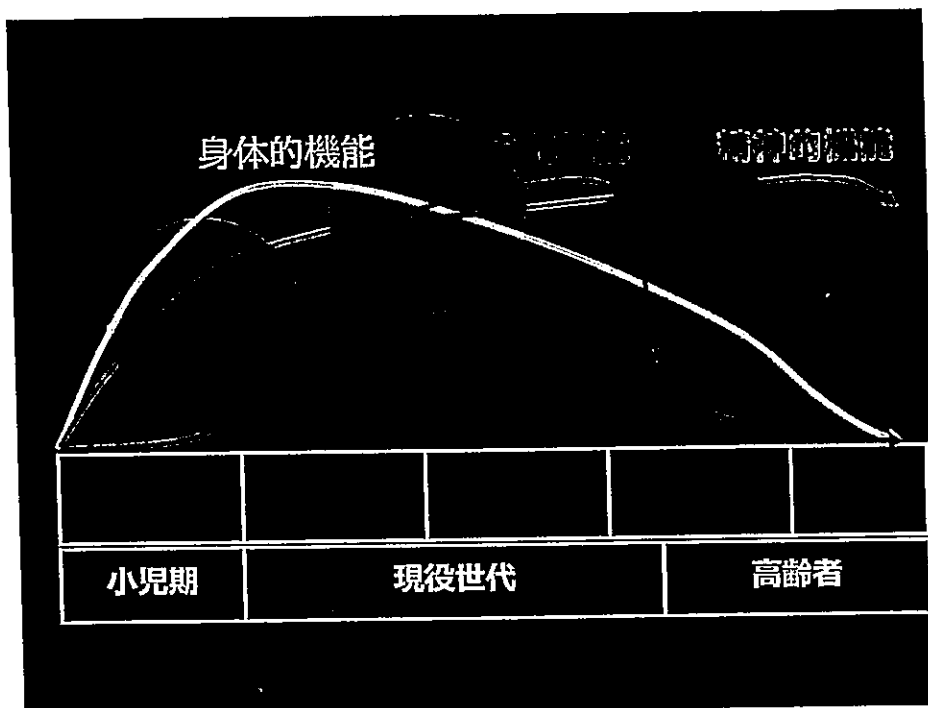
## 八尾市立病院の概要

2



佐々木 淳  
医療法人社団悠翔会理事長、診療部長

1



2



(会派名または議員名 藤岡 和枝)

政務活動費支出書

支出科目	研究・研修会費	内 訳	旅費	支出番号	6
支 出 日	令和1年11月13日		支出金額	41,120 円	
支 出 先	JR等				
支出内容	旅費				
<領収書等添付欄> 裏面使用または別紙添付可			ポイント	0	円減額

供	議 長	副議長	局 長	次 長	課 長	副課長	係 長	係	合
寛									議

出張調査 (研究・研修会参加) 報告書

宝塚市議会議長 様

議員名

藤岡 和枝



出張調査 (研究・研修会参加) の結果について、次のとおり報告します。

- 1 調査先 (研究・研修会会場) ・リファレンス駅東ビル (福岡市博多区)
- 2 期 間 令和 元年 11 月 13 日 ~ 令和 元年 11 月 14 日
- 3 出張者氏名 (議員名) 藤岡 和枝
- 4 調査項目、テーマ ※調査結果の概要、所見等については別紙を添付  
・激動の時代の自治体病院経営in博多

5 旅費

①鉄道賃等

月 日	交通機関	経 路	金額	領収書の有無※	備 考
20191113	阪急	逆瀬川~神戸三宮	280円	有・無	
	神戸地下鉄	三宮~新神戸	210円	有・無	
	JR	新神戸~博多	15,070円	有・無	
20191114	JR	博多~新神戸	15,070円	有・無	
	神戸地下鉄	新神戸~三宮	210円	有・無	
	阪急	神戸三宮~逆瀬川	280円	有・無	
		~		有・無	
合 計			31,120円		

※原則として領収書の添付が必要だが、券売機での切符購入等で領収書が徴しがたい場合は、2,000円以内の支出に限り、本報告書への記入をもって領収書の添付に代えるものとする。

②宿泊料

1 人	1 泊	金額 計	10,000 円
6	交通費	ガソリン代	円
		高速代	円
		駐車場代	円
		自動車借上料	円
		計	円

41,120円

7 出席者負担金・会費 @ 60,000 × 1 人 =

60,000 円

【記入要領】

- ア 出張調査 (市内を除く)、研究・研修会参加 (市外、市内とも) の場合、この報告書を作成すること。
- イ 調査 (研究・研修) 結果の概要、所見等については別紙を添付すること (書式は任意)。
- ウ 鉄道賃等は、現に要した実費を記入すること (領収書を別紙に添付する)。  
ただし、行程等については経済的かつ合理的な経路及び方法によるものとする。
- エ 通常の経路以外の経路を用いた場合は、その合理的な理由を備考欄に記入すること。
- オ 宿泊料は、上限額 (13,000円) 以内で現に要した実費を記入すること (領収書を別紙に添付する)。
- カ 鉄道賃等と宿泊料がセットになっている場合は、鉄道賃等の項に合計金額を記入し、その旨を備考欄に付記すること。
- キ 交通費は、自家用車 (バイクを含む) 等を利用した場合に記入すること (領収書を別紙に添付する)。
- ク 出席者負担金・会費は、支出があった場合に記入すること (領収書を別紙に添付する)。



11/13. 新神戸 → 博多

11/14 博多 → 新神戸

片道 15070円

領 収 書		藤岡 和秋 様	
Receipt	領収年月日	2019.10.15	
金額	金額	¥30,140 (消費税等込み)	
上記金額確かに領収いたしました			
購入商品	JR乗車券類	JR tickets	
(	4枚)		
西日本旅客鉄道株式会社			印紙税申告納
宝塚駅			付につき大定
宝塚駅F1発行	30346-01	税務署承認済	

明細書  
DESCRIPTION

マースガーデンホテル博多

〒812-0012 福岡県福岡市博多区博多駅中央街4-10  
TEL:092-434-1311 FAX:092-471-0124

お部屋番号  
ROOM No.

お名前  
NAME

518 藤岡 和枝様

到着日 ARRIVAL	出発日 DEPARTURE	人数 PERSON(S)	発行日 ISSUED	備考 REMARKS
2019/11/13	2019/11/14	1	2019/11/13	

日付 DATE	お部屋 ROOM	摘要 DESCRIPTION	料金 CHARGES	お預り金 CREDITS	残高 BALANCE
11/13	518	御宿泊代 10,000x 1	10,000		10,000
総合計 TOTAL			10,000 (内消費税 909)		0

なお、お勘定には消費税が加算されております。  
Tax are added to your bill.

ご署名  
SIGNATURE

ありがとうございました。またのご利用をお待ち申し上げます。  
Thank you for patronage. We look forward to serving you again.

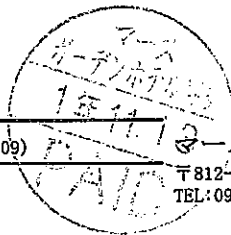
T 148304801 6  
710 000010000

領収書  
RECEIPT

藤岡 和枝様

10,000 (内消費税 909)

収入印紙



T 148304801 6  
710 000010000

マースガーデンホテル博多  
〒812-0012 福岡県福岡市博多区博多駅中央街4-10  
TEL:092-434-1311 FAX:092-471-0124

出張調査（研究・研修参加）報告書（別紙）

日 時	令和元年11月13日（水）10時00分～ 令和元年11月14日（木）16時30分
調査先（研修・研究会会場） ・リファレンス駅東ビル（福岡市博多区博多駅前東1丁目16-14）	
<p>&lt;調査・研究の報告&gt;</p> <p>* 激動の時代の自治体病院経営 in 博多 講師：伊関 友伸 氏（城西大学経営学部 教授）</p> <p>11月13日（水） 講義1 自治体病院経営最前線2019 —最新情報を伝授— ・旧公立病院改革ガイドライン策定（2007年12月総務省通知） 真に必要な自治体病院の持続可能な経営を目指し、経営効率化を行うことを求める ・2008年度内に、経営効率化で3年間、再編では5年間を目途とする「公立病院改革プラン」を策定することを求めるもの</p> <p>3つの視点</p> <p>①数値目標を掲げて「経営の効率化」を図る ②医師の配置や病床数の見直しを含めた「再編・ネットワーク化」 ③民営化を含めた「経営形態の見直し」 →旧ガイドラインがもたらした結果 経営指標は経営改善から再び悪化傾向に 収益を改善させた病院 医師研修に実績のある病院や医師の労働環境・待遇改善を行った病院、交通の便の良い都市部の病院などでは常勤医師数が増加し、収益を改善させる 一方、交通の便の悪い地方の中小病院を中心に医師不足の状況が続き、収益が悪化したままの病院が多い</p> <p>地方独立行政法人化、指定管理者制度導入、地方公営企業法全部適用、民間譲渡、診療所化など経営形態を変更する自治体病院が相次ぐ。 病院の統合も進み、病院の統合・再編に取り組んだ事例は65ケース、162の病院に達する ・新しい公立病院改革ガイドラインの策定（2015年3月31日総務省通知） （新ガイドラインは、基本は前ガイドラインを踏襲） 新ガイドラインのポイント</p> <p>①公立病院改革プランに「地域医療ビジョンを踏まえた役割の明確化」を新たに盛り込む ②「再編・ネットワーク化」に伴う病院の新設・建て替え整備の場合、元利償還金の40%を地方交付税で措置（現行は30%） ③公立病院の運営費に係る地方交付税措置（病床当たり単価：H26年度707千円）に関し</p>	

て、算定基礎を従来の「許可病床数」から「稼働病床数」に見直す

④建設資材高騰などを踏まえ、地方交付税措置の対象となる建築単価を引き上げ（1平方メートル当たり30万円から36万円とする）

多くの自治体病院にとって影響が大きいのは交付税措置の算定基礎が「許可病床数」から「稼働病床数」になること→医師不足で病床利用率を落としている自治体病院の交付税が大幅に減少する危険性がある

⑤財務指標一辺倒ではなく、医療の質向上を目指す目標設定の記述が盛り込まれる（救急患者数・手術件数・臨床研修医の受入件数・紹介率・逆紹介率・在宅復帰率など数値目標を設定することが例示された）

⑥経営に関する指標としては、経常収支比率と医業収支比率のみ設定すべきとされた  
収益向上策としてこれまでの医薬品費、医療材料費等の経費節減に加え、医療の質の向上等による収益確保が盛り込まれた

収益確保に係る指標として、DPC

機能評価係数など診療報酬に関する指標が示された

必要なら一般会計の繰入金を入れることは必要という立場 税金投入ゼロを奨めているわけではない

若い人を雇用→合計特殊出生率が上がる

産業としての自治体病院という視点が重要

（地方の自治体病院の支出の約6～7割は人件費）地域の雇用先という面

それにより、食材や物品の購入などで地域に落ちるお金は相当額に及ぶ

⑦経営指標の目標達成に向けた具体的な取組例「職員採用の柔軟化、勤務環境の整備、研修機能の充実など、医師等の医療スタッフを確保するための取組を強化すべき」ことが盛り込まれた

医療機能向上による収益向上

→これからの病院の収益向上のポイントは、研修機能を向上させて医師や看護師などの医療職を集めること、医療機能を向上させて加算を取ること、DPC対象病院は調整係数Ⅰ・Ⅱを上げて収益を増加させることが重要

診療報酬加算

→病院の収益改善で最も重要と言えるのが診療報酬加算取得職員が研修していないと加算が取れない

人材投資の重要性

→医師・看護師など職員の増員を図ることで経営改善を実現した病院が多い

単に人件費を抑制し、職員研修の充実など若い医療職が魅力ある職場づくりを行わなければ、現在の職員が定年退職後は職員不足で病院が存続できない事態に陥る可能性がある

DPCを通じて病院の力を向上させる

→現在、ほとんどの急性期病院の入院費は包括医療費支払制度方式（DPC）を採用している

## 総合入院体制加算の充実

平成26年診療報酬では、一定の実績を持つ医療機関に対して「総合入院体制加算1」（1日につき・14日以内）240点をつくり、評価を行う

## 後発医薬品係数（平成30年機能評価係数I）加算

### DPC 機能評価係数 II

厚労省の目指す医療の方向性を基準に評価を行う

DPC/PDPS 参加による医療提供体制全体としての効率改善等への取組を評価したもの

6つの係数（保険診療係数、効率性係数、複雑性係数、カバー率係数、救急医療係数、地域医療係数）を基本的評価軸として評価）

自治体病院の係数IIは高い傾向

係数II分析により医療提供力を上げる→結果として収益の向上につなげていく

### 標準入院期間

DPCでは、入院初期を重点評価するため、在院日数に応じた3段階の定額報酬を設定

収益的には、入院期間IIまでのうちに退院することを目指すこととなる

### 事務職の重要性

専門性の高い事務職員を雇用する必要がある

### これからの病院の収益改善のポイント→

- ・研修機能を向上させて医師、看護師などの医療職を集めること
- ・医療機能を向上させて加算を取ること
- ・DPC対象病院は調整係数I・IIを上げて収益を増加させることが重要

### 調整係数IIを上げるには

- ・医師数を増やし、病院が対応できる診療の質と量を増やす
- ・これから到来する後期高齢者の急増に対応した医療を行う（質が高い、効率性が高い）

### 医師が勤務する病院にするには

- ・病院が一定規模で専門医が多い
- ・小規模であれば特徴ある診療を行っている
- ・研修体制を充実し、初期・後期研修医が研修を行う
- ・医師事務作業補助やスタッフが医師に雑用をさせない
- ・医師報酬が近隣の病院に比べて相場以上

### 投資の重要性

- ・医療機能を向上して収益を上げるためには、人の雇用、人材育成や医療機器などに投資を

行うことが必要

- ・投資を行い病院の収益を上げるという視点も重要

調整係数Ⅱ→横並びで比較できる指標

医療提供の数値指標

- ・DPC 調整係数Ⅱは、完全なものではないが、自院の医療提供の成果を横並びで分かりやすく評価できる指標である

ポイント

- ・(DPC 病院の場合) 調整係数Ⅱについてどのように分析しているか
- ・調整係数Ⅱを上げるためにどのような努力をしているか
- ・最近の診療報酬加算の状況と今後どのような加算取得を目指すのか

⑧事務職員に関して外部人材の活用、プロパー専門職員の採用、専門的なスキルをもった職員を計画的に育成する仕組みの構築等の必要が盛り込まれた  
自治体病院の弱点→事務職員が病院経営に関わることの問題

安倍総理発言

- ・自治体病院の事務長が医療経営の専門家でないことが多いが、医療経営の専門家を充てた自治体病院は画期的に経営が改善しているところもあると聞く
- ・自治体病院は経営の仕方でかなり変わるのではないかと思う

自治体病院事務職員の問題点

- ①病院経営に求められている知識が不足している
- ②病院経営に求められているマインド(意識)が不足している(病院向かない、病院が嫌い)
- ③病院の仕事が合っても役所のローテーションで数年で異動してしまう

地域医療の確保と公立病院改革の推進に関する調査研究会報告書では  
公立病院の事務局の強化、経営人材の確保・育成

自治体病院の経営形態について考える

病院機能の再編

国の財政的支援

これまでは「地域医療再生基金」による支援と病院建築への地方交付税措置があった  
(25%)

→再編・ネットワーク化に伴う整備への財政措置の重点化(40%地方交付税措置)

病院の再編統合のポイント

- ・いかに現在働いている医師が残り勤務してもらえるか



- ・無理に統合再編する場合、医師が大量退職する危険性がある

無理な統合再編の危険性

周辺病院への影響

巨額な病院建築費への危惧

自治体病院への一方的負担の押し付け

統合再編や病院移転に必要なこと

- ・反対の起きやすい住民・患者への情報の提供
- ・データを元に議論を行うこと
- ・医療現場（特に院長）の意見を良く聴くこと

経営形態の変更

①地方独立行政法人化

- ・職員雇用の弾力化
- ・職員定数の制約
- ・人事の縛りの厳しい自治体（都道府県・政令指定都市など）では病院の裁量を広げるため地方独立行政法人とするのも選択肢の一つ
- ・経営改善に一定の効果があるという側面も
- ・一部の地方独立行政法人では経営が悪化している病院がある

②地方公営企業法全部適用・一部適用

- ・若手中堅院長を抜擢して医学生・研修医の研修の積極的な受け入れをするという考えも

③指定管理者の導入

- ・地域の医療を残すために指定管理者制度の導入を図ることもやむを得ない場合もある
- ・質の悪い医療法人の参入は排除すべき

11月13日（水）

講義2：国の医療政策と自治体病院 一病院生き残りの時代に対応するか？

<テーマ>本格的少子高齢社会における社会保障政策を考える

社会保障政策をめぐる環境

- ・本格的少子高齢社会の到来

これからの日本に確実に起きるのが本格的少子高齢社会の到来

わが国は2025年に向けて急激に社会変化が進む

地域の最重要課題は高齢者をいかに支えるか

高齢者の生活をいかに支え、看取っていくか

絶対的な医療資源不足（マンパワー、財源の不足）

- ・公債に頼る国家財政

自治体の最大課題は財政健全化なのか？

財政がある程度健全なら投資をして雇用を確保して地域の出生率を上げるべき

基金に余裕があっても財政担当は人財育成に予算を使わない

財政効率化は重要だが何のために効率化するか？  
基金はあるが、少子化で地域が消滅して良いのか？  
消滅を防ぐため人材に投資すべきではないか？

#### 厚生労働省が進める「地域医療構想」

社会保障・税一体改革が目指す医療・介護サービス提供体制改革

##### ○入院医療の機能分化・強化と連携

- ・急性期への医療資源集中投入
- ・亜急性期、慢性期医療の機能強化等

##### ○地域包括ケア体制の整備

- ・在宅医療の充実
- ・在宅介護の充実

2014（平成26年）6月医療・介護総合推進法が成立

2015年（平成27年）厚生労働省より地域医療構想策定ガイドライン策定

#### 自治体・公的病院の統合再編問題

- ・自治体立公的病院424病院再検証の衝撃

#### 政府の骨太方針2019

- ・医療提供体制の効率化

#### 自治体病院を廃止して繰入金を医療財源にという主張への疑問

→自治体病院への繰入金は地方財源

自治体病院を廃止し、一般会計繰出金相当分を診療報酬等に移すことは困難

自治体病院の廃止は医療に関する地方財源の縮小につながる

#### 国立病院や自治体病院を含む公的病院の統合再編の難しさ

職員の身分の変更を伴う

医師・看護師が大量退職すると統合再編で想定した医療者の雇用ができなくなる

行政、地方議会の予想を超えた財政支出が必要となる

民間医療機関への指定管理の問題点→問題は職員の雇用問題

(ex. 100人が市役所の事務職に移行すると1人800万円の人件費コストとして年8億円の人件費が一般会計の負担増になる)

病院事業会計への繰出し金が減っても市役所本体の人件費の増が起きればかえって支出増になる

#### 診療報酬制度を考える

2014（平成26）・2016（平成28）年度診療報酬改定→現在、地域の病院に大きな影響を与えている

2014（平成26）年度診療報酬一定の実績を持つ医療機関に対して「総合入院体制加算1」をつくり、評価を行う

2016（平成28）年度改定では3段階に  
重症度、医療・看護必要度要件の厳格化がなされた

2018（平成30）年度改定

急性期一般入院基本料

- ・一般病棟入院基本料（7対1、10対1）を再編・統合し、急性期一般入院基本料に
- ・重症度、医療・看護必要度の実績で7段階の基本料に  
→重症の患者を受け入れていないと診療報酬が減少することとなった

地域一般入院基本料

- ・一般病棟入院基本料（13対1、15対1）を再編・統合し、地域一般入院基本料に
- ・基本料1・2は、現行の13対1、看護師7割以上、平均在院日数2-4日以内)
- ・基本料1は、さらに重症度、医療・看護必要度の測定を求める

地域包括ケア病棟・病床回復期リハ病棟

- ・基本的な体制の整備のほか、実績により評価
- ・回復期リハ病棟1は、専任の管理栄養士の配置を努力義務に（次回以降改定で必置になる可能性）

在宅復帰・病床機能連携率

- ・地域包括ケア病棟や回復期リハビリ病棟は在宅復帰率は7割に統一
- ・介護老人保健施設が地域包括ケア病棟の在宅復帰率の指標から外れた

療養病棟入院・手術基本料 介護医療院の創設

- ・療養病棟入院基本料1・2は看護配置20対1を基本に
- ・介護療養病床は介護医療院に転換が可能に

入退院支援加算

- ・退院支援加算が入退院支援加算に
- ・退院時に医師、看護職員以外の医療従事者が共同指導する場合も評価対象に

高度急性期病院の日曜入院、月曜手術

- ・手術室の稼働率を上げるため月曜から手術を行う病院も多い

市区町村医療計画の必要性

- ・住民の医療に対する意識を変えていくためには基礎自治体のレベルで取り組みを進めていくことが重要
- ・医療と介護の連携を進める地域包括ケアの確立も地域の重要課題
- ・地域の医療・介護の人材育成も必要

医療計画の義務づけのない市区町村

- ・医療法上、市町村は医療計画の義務づけがない

## 市町村医療計画の策定の必要性

- ・市町村医療計画を策定し、地域の医療政策、医療・介護の連携、医療人材の養成を計画化すべき

11月14日(木)

### 講義 1：人口減少時代の自治体病院

#### 本格的少子高齢社会の到来

- ・わが国は2025年に向けて急激に社会変化が進む
- ・都市部と地方で違い  
都市部→後期高齢者の急増による医療・介護資源の絶対的不足  
地方→人口の急減による自治体の消滅が相次ぐことが予想される

#### 合計特殊出生率

なぜ日本の合計特殊出生率が低いのか？

- ①非正規雇用など若年層の雇用不安
- ②女性の晩婚化と出生数の減少
- ③若年層の東京圏への移住傾向

合計特殊出生率を高めるためには

- ①正規雇用を増やす
- ②女性が子どもを産みやすくする
- ③都市への若者の流出を抑える、都市から若者を受け入れる

#### 地域存続のため絶対必要なこと

- ・医療介護人材をいかに集めるか
- ・医師不足問題
- ・医療の高度・専門化
- ・医師の都市集中 医師の勤務先は都市に集中している

#### 医師養成制度

- ・新医師臨床研修制度による医療崩壊(2004年～)  
→大学医局に医師がいない

#### 新たな医療崩壊の要因—新専門医制度(2018年～)

- ・専門医養成(後期研修)  
後期研修医の東京一極集中が加速 内科外科の研修医が大幅に減少

#### 本格的少子高齢化 経済の活性化で人手不足が深刻化する(特に若者)

- ・これから一層深刻化する看護師不足
- ・薬剤師も不足する
- ・へき地の病院では他の医療人材も不足する

#### 2040年以降の自治体は深刻な医療福祉人材不足に直面する

- ・ほとんどの自治体が医療介護人材不足の長期推計を行っていない

#### 医療介護人材をいかに集めるか

- ・当面は、減少する若者の中で、医療・介護の人材をいかに集めるかが重要
- ・将来に向けては、合計特殊出生率を上げることが大切

#### 地方における医療・福祉分野の雇用の重要性

- ・医療・福祉の経済波及効果

日医総研が試算

医療・福祉の経済波及効果 2.38

医療・福祉の雇用誘発係数 0.12 と高い数値が出た

#### 地域の産業としての病院や福祉施設

- ・高齢化が進む地方において病院や福祉施設は数少ない将来を見込める産業である
- ・産業振興の観点で病院や福祉施設を考えるべき

#### どうしたら医師が勤務する地域となるか

- ・医師が勤務したくなるような地域にするには
- ① 行う医療を明確にする（あれもこれも求めない）
  - ② 過酷すぎない勤務
  - ③ 医療技術を学べる、自己が成長できる
  - ④ 専門医の資格が取れる施設である
  - ⑤ 適切な報酬
  - ⑥ 住民の感謝、適切な受診行動

#### 研修機能の充実、寄付講座

#### 総合診療医の必要性

#### 人材育成にお金をかける

#### 医師を育てるには患者さんの協力が必要

- ・誰でも名医、ベテランの医師に診てもらいたいが、明日の名医になる若い医師を育てる誰が明日の名医を育てるのか？

#### 看護師の雇用をいかに図るか

EX: あさひ総合病院バージョンアップ

朝日町看護学生修学資金貸与制度

看護師の夜勤の負担を軽減するために病床を大幅に削減

看護職員を採用して、単価の高い地域包括ケア病棟に

病院改修工事を実施して快適な職場環境の整備

#### 看護師の資格制度

認定看護師を社会に送り出すことにより、看護現場における看護ケアの広がりや質の向上

を図る

#### 診療報酬加算と認定資格

- ・収益の視点からも認定資格取得を目指すべき

#### 特定行為研修

#### 医師看護師の負担の軽減

#### 医療再生における「共感」の重要性

「共感」による人の積極的な行動が隙間を埋める

住民の行動が地域の「共感」を広めた地域医療再生の例

→兵庫県立柏原病院

#### 地方議会が地域医療再生のエンジンに

事例：北海道八雲町議会

→議会が主導して地域医療セミナーを開催

本格的な少子高齢化への対応を通じて議会改革を実現

地域医療・介護の危機が地域の民主主義の質を向上させる

すべて「人任せ」では地域は崩壊する

住民が「当事者」として地域のこれからを考え、行動することが必要

地域医療・介護の再生は民主主義の再生につながる

11月14日（木）

講義 2：あなたの地域の自治体病院の経営を診断する2019年度版

<ポイント>自治体病院を評価する経営指標について、分かりやすく議論を行うことを目指す

#### 自治体病院の経営評価の指標

単年度の収益の状況や一般会計繰入金など病院の財務状況に関心がいきやすいが。

医療提供体制を含めた経営評価の重要性

- ・病院の財務状況は結果であり、医師の数や診療科など医療の提供体制を含めた運営状況についての評価が重要となる

#### 地方公営企業年鑑（総務省が毎年発表）

- ・自治体病院の経営評価のデータで最も重要なもの
- ・地方業法が適応される全ての自治体病院の財務・経営データを一覧表にまとめて公表（地方独立行政法人については一部のみ）

財務に関する指標

## 貸借対照表・損益計算書→財務分析の基本

### ○損益計算書（3条予算）

一会計期間（1年間）にどれだけの収益を上げ、その収益を得るためにお金をどれだけ使ったかを表したもの

収益（収入）

総収益（すべての収入）

= 医業収益 + 医業外収益 + 特別利益

収益状況の推移は医業収支比率で見る

### ○貸借対照表

一定の時点（年度末の3月31日現在）での資産や負債の状況（ストック）を表したもの

資金がどのように調達され、運用されているかを表している

最も重要な現金・預金

・ 資本の部において最も重要な項目は「現金及び預金」の項目

・ 手持ち現金がなければ安定的な経営はできない

（EX: 500床で50億円くらい現金を持っていたら何かあったらなんとかなる）

・ 負債の部でもっとも注意すべきは一時借入金があるか

・ 手持ち現金が枯渇すると一時借入金に頼る経営に追い込まれる

### 資本収支（4条）

・ 公営企業独自の収支

・ 病院建築や医療機器整備などの資本に関する収支の状況を計上

・ 企業債による収入、他会計出資金・負担金・補助金、建設改良費、企業債償還金などの動きが把握できる

### 経営に関する指標

#### ○病床利用率

・ 病院の状況にもよるが85%はほしい

・ 新公立病院改革ガイドラインは、地方交付税措置に関して、算定基礎を従来の「許可病床数」から「稼働病床数」に見直す予定

・ 過大な病床を持ち、病床利用率の低い病院は交付税が減らされる可能性あり

#### ○平均在院日数

・ 急性期病院は日数が短く、高齢者の入院の多い病院は日数が長い傾向がある

・ 診療報酬上、平均在院日数が長いと収益が減少する制度となっている

#### ○1日平均入院・外来患者

・ 1日平均入院・外来患者は、経営の重要指標

・ 多ければ良いというわけではない

・ 入院患者数は、病床利用率・1日1人平均入院単価との関係が重要

・ 外来患者数は、医師の負担軽減のため、大規模病院は患者数を減少させる傾向

#### ○1日1人平均入院単価

- ・病院の行う医療によって金額が決まる
- ・高度専門医療を行うと単価が上がる
- ・高齢者の療養医療中心では単価は上がらない
- ・収益＝平均入院単価×延患者数

#### 職員に関する指標

##### ○医師数・報酬月額

- ・各病院の常勤医師数、報酬月額が公表されている
- ・各都道府県や医師派遣大学ごとの医師給与の相場が把握できる

#### 入院基本料

- ・病院経営に大きな影響を与えるのが、入院基本料
- ・病院の病床構成をどのようにするか、看護師などのスタッフをどのように配置するかが病院経営に大きく影響する

#### 重症度、医療・看護必要度の重視

- ・医療の必要の薄い患者の入院を抑制するために重症度、医療・看護必要度が重視された

#### 2018年度改定

##### 急性期一般入院基本料

- ・一般病棟入院基本料（7対1、10対1）を再編・統合し、急性期一般入院基本料に
- ・重症度、医療・看護必要度の実績で7段階の基本料に
- ・重症の患者を受け入れていないと診療報酬が減少することとなった

##### 地域一般入院基本料

- ・一般病棟入院基本料（7対1、10対1）を再編・統合し、地域一般入院基本料に
- ・基本料1・2は、現行の13対1相当の実績（13対1、看護師7割以上、平均在院日数24日以内）
- ・基本料1は、さらに重症度、医療・看護必要度の測定を求める

##### 地域包括ケア病棟・病床回復期リハ病棟

- ・基本的な体制の整備のほか、実績により評価
- ・回復期リハ病棟1は、専任の管理栄養士の配置を努力義務に（次回以降改定で必置になる可能性）

##### 在宅復帰・病床機能連携率

- ・地域包括ケア病棟や回復期リハ病棟は在宅復帰率は7割に統一

##### 療養病棟入院基本料 介護医療院の創設

- ・療養病棟入院基本料1・2は看護配置20対1を基本に



- ・これまでの看護配置2.5対1の療養2は経過措置1に
- ・介護療養病床は介護医療院に転換が可能に

#### 施設認定 診療報酬加算

##### 施設認定・加算取得

- ・病院の実力を評価する視点として病院の施設認定・診療報酬加算取得がある

#### 総合入院体制加算の充実

- ・平成26年度診療報酬では、一定の実績を持つ医療機関に対して「総合入院体制加算1」をつくり、評価を行う
- ・これからも実績を有する高度急性期病院への評価を充実する動きは進むと考える

#### 医療スタッフの研修体制も重要

- ・医師だけでなく、看護師・薬剤師などの医療スタッフの研修体制も重要
- ・最近の診療報酬制度は、専門資格の取得により加算が取ることができ、収益改善にもつながる

#### 職員が研修していないと加算が取れない

- ・職員が研修していないと加算が取れない、病院管理の進歩に遅れていく

#### 認定看護師

- ・特定の看護分野において、熟練した看護技術と知識を用いて水準の高い看護実践のできる認定看護師を社会に送り出すことにより、看護現場における看護ケアの広がりや質の向上をはかる

#### 入退院支援加算

- ・入院前から退院に備えた準備を行うことで加算を取得できる
- ・地域連携室のスタッフを配置することが必要

#### 病院経営改善のポイント

- ・診療報酬加算の取得による入院単価の向上
- ・DPC調整係数ⅠⅡの向上による入院単価の向上
- ・安定した入院患者の受け入れによる病床利用率の向上
- ・そのために可能であれば救急患者の受け入れ、地域連携室の充実による開業医からの紹介の受け入れ、逆紹介の推進
- ・外来は医師の疲弊を招かないよう抑制

#### DPC係数

- ・現在、ほとんどの急性期病院の入院費は包括医療費支払い制度方式（DPC）を採用している

- ・DPCの係数は、病院を厚労省の目指す医療に誘導する意思をもって設定されている

#### 施設認定・加算取得（機能評価係数Ⅰ）

- ・病院の実力を評価する視点として病院の施設認定・診療報酬加算取得がある
- ・DPC調整係数Ⅰは、病院の施設認定や加算取得の状況进行评估する

#### 後発医薬品係数

- ・平成26年度調整係数Ⅱに採用
- ・政策誘導の視点から高い係数が与えられている
- ・平成26年度は60%が上限
- ・平成28年度は70%が上限となる
- ・平成30年度からは調整係数Ⅰへ

#### DPC機能評価係数Ⅱ

- ・機能評価係数Ⅱは、厚労省の目指す医療の方向性を基準に評価を行う
- ・機能評価係数Ⅰと共に病院の力を測る指標となっている

#### 自治体病院の係数Ⅱは高い傾向

#### 医療機能向上による収益向上

- ・これからの病院の収益改善は、研修機能を向上させて医師や看護師などの医療職を集めること
- ・医療機能を向上させて加算を取ること、DPC対象病院は調整係数Ⅰ・Ⅱを上げて収益を増加させることが重要

#### 調整係数Ⅱを上げるには

- ・医師数を増やし、病院が対応できる診療の質と量を増やす
- ・これから到来する後期高齢者の急増に対応した医療を行う  
（質が高く、効率性が高い）

#### 医師が勤務する病院にするには

- ・病院が一定規模で専門医が多い
- ・小規模であれば特徴ある診療を行っている
- ・研修体制を充実し、初期・後期研修医が研修を行う
- ・医師事務作業補助やスタッフが医師に雑用をさせない
- ・医師報酬が近隣の病院に比べて相場以上

#### 事務職の重要性

- ・急激に変わっていく診療報酬制度やDPC調整係数に対応するには、素人の事務職員では限界がある
- ・専門性の高い事務職員を雇用する必要がある

#### 学会教育認定施設

- ・若い医師が勤務する、大学医局が医師を派遣するためには、病院の教育力が充実していることが重要
- ・各学会の教育認定施設に取得することがとても重要

#### 新たな専門医制度

- ・平成30年4月から「新たな専門医制度」の導入が行われた
- ・新制度が医療崩壊の新たな要因になる危険性があると指摘されている

#### 自治体病院試練の時代

- ・現在は、自治体病院にとって非常に厳しい試練時代である
- ・残念なことであるが、相当数の自治体病院が生き残れない可能性が高い

#### 数字や事実を基にした冷静な議論を

- ・地域に医療を残していくためには、思い込みや感情に基づく議論ではなく、数字や事実を基にした冷静な議論が必要である

#### <所感>

宝塚市立病院の危機的状況を踏まえて、市民にとって、今後市立病院がどうあるべきなのか、またどう活路を見出せるかを考えて、このセミナーに参加した。

重要な示唆に富む講座を受講できたと思う。非常に参考になった。

付け焼き刃的な議論に時間を費やすわけにはいかない状況であり、今後に向けて、議会としてしっかりと議論を重ね、責任を果たしていけるよう、取り組んでいきたい。

in  
博多

## 激動の時代の 自治体病院経営

### 11月13日(水)

10:00~12:30

#### 自治体病院経営最前線 2019

-最新情報を伝授-

- ・自治体病院経営をめぐる最新情報を伝授
- ・総務省の自治体病院政策はどのように動いているか
- ・目からウロコ、間違いだらけの自治体病院経営
- ・こうすれば自治体病院経営は改善する、ツボを伝授
- ・地方独立行政法人など経営形態変更は経営改善につながるか?

14:00~16:30

#### 国の医療政策と自治体病院

-病院生き残りの時代に対応するか?-

- ・国の医療政策はどのように動くか?
- ・都道府県地域医療構想の意義は何か?
- ・2018年度診療報酬改定のポイント
- ・自治体病院経営の羅針盤としてのDPC
- ・診療報酬加算取得は自治体病院経営の最重要ポイント

### 11月14日(木)

10:00~12:30

#### 人口減少時代の 自治体病院経営

- ・本格的少子高齢社会が地域に何をもたらすのか?
- ・常識を疑え!自治体病院の存在意義を再定義する
- ・医師・看護師をいかに集めるかのポイント伝授
- ・地域雇用の受け皿としての自治体病院
- ・人口減少時代における地方議会の果たす意義

14:00~16:30

#### あなたの地域の自治体病院の 経営を診断する2019年版

- ・2019年度における最新データに基づき、参加者の自治体病院の経営状況をリアル分析
- ・自治体病院経営の必須データである地方公営企業年鑑とDPC調整係数を徹底解説
- ・医師給与の水準はどのくらいが望ましいのか、相場観を持つ
- ・徹底指南!こうすればあなたの自治体の病院の収益は改善する
- ・議会質問1回で数千万円単位の経営改善を実現する



講師ご紹介  
いせき ともとし  
伊関 友伸

東京都立大学法学部法律学科卒。東京大学大学院法学政治学研究科修士課程修了。1987年埼玉県入庁(県民部県民総務課調査部)、北埼玉郡大利根町企画財政課長(県派遣)、総合政策部計画調整課主査(計画フレーム担当)、健康福祉部社会福祉課地域福祉担当主査、県立精神医療センター・精神保健福祉センター総務職員担当主幹、2004年城西大学経営学部マネジメント総合学科助教授、2010年同教授。医学書院「病院」編集委員。



↑ FAX 06-7878-6308 ↑

お申込みは  FAX または  メールにて

お申込み後、事務局から折り返し「受講確認書」を一両日中にFAXまたはメールにて送付します。  
「受講確認書」に従って、事前に口座へお振込みください。

 メール申込み方法

mail@chihogiken.jp

 FAX申込み書

申込書に明記の上、FAXで06-7878-6308宛にお送りください。  
参加される講座にチェックボックスへ  チェックください。

	11月13日(水)	11月14日(木)
10:00 ~ 12:30	<input checked="" type="checkbox"/> 自治体病院経営最前線2019 - 最新情報を伝授	<input checked="" type="checkbox"/> 人口減少時代の自治体病院経営
14:00 ~ 16:30	<input checked="" type="checkbox"/> 国の医療政策と自治体病院 - 病院生き残りの時代に対応するか?	<input checked="" type="checkbox"/> あなたの地域の自治体病院の 経営を診断する2019年版

お名前	(フリガナ) 藤岡 和枝	貴議会名	宝塚市 (4期目)
電話番号	( )	FAX番号	(0797) 74 - 9957
E-mail	( )		
領収証宛名	ご本人様名 ・ その他 ( )		
当日不参加の場合はチェックください	<input type="checkbox"/> 当日不参加(資料、USB音声データ、領収証 郵送希望) 音声データの無断転載等はいしなことに同意して申込みます		

開催  
場所

リファレンス駅東ビル

[4講座同場所] 〒812-0013 福岡市  
博多区博多駅東1丁目16-14

受講料

1講座 15,000円(税込)

受講料は「受講確認書」到着後に  
事前にお振込みをお願いします。  
※キャンセルは、7日前までにご連絡ください。

お問合せ・事務局

地方議員研究会

TEL 06-7878-6297

FAX 06-7878-6308

メール mail@chihogiken.jp

〒532-0004 大阪市淀川区西宮原2丁目6-16-639



JR博多駅 筑紫口より 徒歩4分

博多スターレーン方面へ向かい、  
お弁当「HOT TO MOTTO」角を右折。  
左側ガラス貼りのビル。(1階コインパーキング)

※当社類似名称を名乗る企業、団体から案内チラシが届くとの相談が寄せられておりますが、当社とは全く関係ございません。  
テーマ、チラシレイアウト等も同じ悪質な団体もございますので、お間違いのないようくれぐれもご注意ください。

2019.11.13地方議員研究会(博多1日目)①

# 自治体病院経営最前線2019 —最新情報を伝授

城西大学経営学部

教授 伊関友伸

## 経歴

- 1987年埼玉県庁入庁
- 県民部県民総務課、川越土木事務所管理課、出納局出納総務課、総合政策部計画調整課、健康福祉部県立病院課、社会福祉課、県立精神保健総合センターに勤務
- 1995～6年度大和町企画財政課長(県派遣)
- 2004年4月から城西大学経営学部助教授
- 総務省「公立病院に関する財政措置のあり方等検討会」委員(2008年度)
- 内閣府「公立病院改革の経済・財政効果に関する研究会」委員(2015・2016年度)
- 総務省「地域医療の確保と公立病院改革の推進に関する調査研究会」委員(2016・2017年度)
- 医学書院「病院」編集委員
- 研究テーマ:行政学(行政評価、公的組織の変革、地域医療問題、自治体病院の経営変革)
- 博士(福祉経営:日本福祉大学から授与)

2019年  
9月

2019.11.13地方議員研究会(博多1日目)②

# 国の医療政策と自治体病院

—病院生き残りの時代に対応するか？

城西大学経営学部

教授 伊関友伸

## 経歴

- 1987年埼玉県庁入庁
- 県民部県民総務課、川越土木事務所管理課、出納局出納総務課、総合政策部計画調整課、健康福祉部県立病院課、社会福祉課、県立精神保健総合センターに勤務
- 1995～6年度大利根町企画財政課長(県派遣)
- 2004年4月から城西大学経営学部助教授
- 総務省「公立病院に関する財政措置のあり方等検討会」委員(2008年度)
- 内閣府「公立病院改革の経済・財政効果に関する研究会」委員(2015年度～)
- 総務省「地域医療の確保と公立病院改革の推進に関する調査研究会」委員(2016年度～)
- 医学書院「病院」編集委員
- 研究テーマ:行政学(行政評価、公的組織の変革、地域医療問題、自治体病院の経営変革)
- 博士(福祉経営:日本福祉大学から授与)

2019.11.14地方議員研究会(博多2日目)①

# 人口減少時代の 自治体病院

城西大学経営学部  
教授 伊関友伸

## 経歴

- 1987年埼玉県庁入庁
- 県民部県民総務課、川越土木事務所管理課、出納局出納総務課、総合政策部計画調整課、健康福祉部県立病院課、社会福祉課、県立精神保健総合センターに勤務
- 1995～6年度大和町企画財政課長(県派遣)
- 2004年4月から城西大学経営学部助教授
- 総務省「公立病院に関する財政措置のあり方等検討会」委員(2008年度)
- 内閣府「公立病院改革の経済・財政効果に関する研究会」委員(2015・2016年度)
- 総務省「地域医療の確保と公立病院改革の推進に関する調査研究会」委員(2016・2017年度)
- 医学書院「病院」編集委員
- 研究テーマ:行政学(行政評価、公的組織の変革、地域医療問題、自治体病院の経営変革)
- 博士(福祉経営:日本福祉大学から授与)



(会派名または議員名 藤岡 和枝)

政務活動費支出書

支出科目	研究・研修会費	内 訳	出席者負担金・会費	支出番号	7
支 出 日	令和1年11月13日		支出金額	60,000 円	
支 出 先	一般社団法人地方議員研究会				
支出内容	研修会受講代 出張調査報告書の又出第0612 添付				
<領収書等添付欄> 裏面使用または別紙添付可			ポイント	0	円減額

# 領 収 証

藤岡 和枝 様 2019 年 11 月 13 日

★ ￥60,000

但 11/13.14 「激動の時代の自治体病院経営」  
研修会受講代として

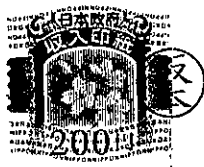
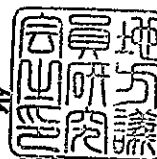
上 記 正 に 領 収 いた しま した

一般社団法人地方議員研究会

〒532-0004

大阪市淀川区西宮原2丁目6-16-639

TEL 06 (7878) 6297



(会派名または議員名 藤岡 和枝)

政務活動費支出書

支出科目	研究・研修会費	内 訳	旅費	支出番号	8
支 出 日	令和2年1月9日		支出金額	1,760 円	
支 出 先	JR等				
支出内容	旅費				
<領収書等添付欄> 裏面使用または別紙添付可			ポイント	0	円減額

供 覧	議 長	副議長	局 長	次 長	課 長	副課長	係 長	係	合 議

出張調査 (研究・研修会参加) 報告書

宝塚市議会議長 様

議員名 藤岡 和枝



出張調査 (研究・研修会参加) の結果について、次のとおり報告します。

- 1 調査先 (研究・研修会会場) ・新大阪丸ビル (大阪市東淀川区東中島 1-18-22)
- 2 期 間 令和 2年 1月 9日 ~ 令和 2年 1月10日
- 3 出張者氏名 (議員名) 藤岡 和枝
- 4 調査項目、テーマ ※調査結果の概要、所見等については別紙を添付

・教育と福祉の先進国フィンランドから学ぶ  
これからの日本の教育と福祉のあり方

5 旅費

①鉄道賃等

月 日	交通機関	経 路	金額	領収書の有無※	備 考
20200109	阪急	逆瀬川~大阪梅田	280円	有・ <del>無</del>	
	JR	大阪~新大阪	160円	有・ <del>無</del>	
	JR	新大阪~大阪	160円	有・ <del>無</del>	
	阪急	大阪梅田~逆瀬川	280円	有・ <del>無</del>	
20200110	阪急	逆瀬川~大阪梅田	280円	有・ <del>無</del>	
	JR	大阪~新大阪	160円	有・ <del>無</del>	
	JR	新大阪~大阪	160円	有・ <del>無</del>	
	阪急	大阪梅田~逆瀬川	280円	有・ <del>無</del>	
合 計			1,760円		

※原則として領収書の添付が必要だが、券売機での切符購入等で領収書が徴しがたい場合は、2,000円以内の支出に限り、本報告書への記入をもって領収書の添付に代えるものとする。

②宿泊料

1人	1泊	金額	計	円
6	交通費	ガソリン代		円
		高速代		円
		駐車場代		円
		自動車借上料		円
		計		円

7 出席者負担金・会費 @ 60,000 × 1人 = 60,000 円

【記入要領】

- ア 出張調査 (市内を除く)、研究・研修会参加 (市外、市内とも) の場合、この報告書を作成すること。
- イ 調査 (研究・研修) 結果の概要、所見等については別紙を添付すること (書式は任意)。
- ウ 鉄道賃等は、現に要した実費を記入すること (領収書を別紙に添付する)。  
ただし、行程等については経済的かつ合理的な経路及び方法によるものとする。
- エ 通常の経路以外の経路を用いた場合は、その合理的な理由を備考欄に記入すること。
- オ 宿泊料は、上限額 (13,000円) 以内で現に要した実費を記入すること (領収書を別紙に添付する)。
- カ 鉄道賃等と宿泊料がセットになっている場合は、鉄道賃等の項に合計金額を記入し、その旨を備考欄に付記すること。
- キ 交通費は、自家用車 (バイクを含む) 等を利用した場合に記入すること (領収書を別紙に添付する)。
- ク 出席者負担金・会費は、支出があった場合に記入すること (領収書を別紙に添付する)。



## 出張調査（研究・研修参加）報告書（別紙）

日 時	令和2年 1月 9日（木）10時00分～ 令和2年 1月10日（金）16時30分
調査先（研修・研究会会場） ・新大阪丸ビル（大阪市東淀川区東中島1-18-22丸ビル別館）	
<p>&lt;調査・研究の報告&gt;</p> <p>*教育と福祉の先進国フィンランドから学ぶ これからの日本の教育と福祉のあり方 講師：水野 達朗 氏（一般社団法人家庭教育支援センターペアレントキャップ代表理事）</p> <p>1月 9日（木）</p> <p>講義1 大人のひきこもり問題を考える【日本】 ～40歳以上のひきこもりの現状把握がされた今、議員としてどうすべきか～</p> <p>1. ひきこもりの現状と課題</p> <p>&lt;ひきこもりとは&gt;</p> <p>仕事や学校に行かず、かつ家族以外の人との交流をほとんどせずに、6か月以上続けて自宅にひきこもっている状態のこと。買い物などで時々外出することもあるという場合も「ひきこもり」に含まれる。 &lt;厚生労働省による定義&gt;</p> <p>《若者のひきこもりの推計（15歳～39歳対象）》</p> <p>&lt;ひきこもり予備軍 約155万人&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・ひきこもりの傾向が見られる</li></ul> <p>&lt;広義のひきこもり 約54.1万人&gt;</p> <p>&lt;準ひきこもり 約36.5万人&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・普段は家にいるが、自分の趣味に関する用事するときだけ外出できる</li></ul> <p>&lt;狭義のひきこもり 約17.6万人&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・近所のコンビニなどには出かける</li><li>・自室からは出るが、家からは出ない</li><li>・自室からほとんど出ない</li></ul> <p>前回調査（平成22年）の広義のひきこもり人数70万人から16万人も減少。 →減少した16万人は、40代に入り調査対象から外れたため、統計上除外された。</p> <p>これまでの国の調査で、ひきこもりは長期化しやすいことがわかってきた。 しかし、ひきこもりが若者の問題と捉えられがちなこともあり、40歳までを対象にした調査しか行われていなかった。 そのため、40歳以上の中高年のひきこもりは実態把握が進まず、支援も難しい状態になっていた。</p>	

近年になって、事件や生活保護の増加等が表面化するようになり、中高年のひきこもりの課題が指摘されるようになった。

そこで、国は2018年に実態把握のために、40歳から64歳を対象にした初めての実態調査を行った。

《中高年のひきこもりの推計（40歳～64歳対象）》

＜広義のひきこもり 約61.3万人＞

＜準ひきこもり 約24.8万人＞

- ・ 普段は家にいるが、自分の趣味に関する用事の時だけ外出できる

＜狭義のひきこもり 約36.5万人＞

- ・ 近所のコンビニなどには出かける
- ・ 自室からは出るが、家からは出ない
- ・ 自室からほとんど出ない

中高年を含めた場合、広義のひきこもりが約115万人存在すると推計される

\* ひきこもりの現状

- ・ ひきこもりは幅広い世代にまで広がっている
- ・ 親が現役時代の間は社会から見えにくい
- ・ 40代以上のひきこもりへの支援が進んでいない
- ・ 長期化、深刻化するほど支援が難しくなる

\* ひきこもりによって引き起こされる課題

- ・ 市民の担税力の低下
- ・ 支援体制の構築に莫大な予算が必要
- ・ ひきこもりによって社会的貧困状態に陥る
- ・ 単身未婚世帯の増加→少子化？
- ・ 年金、国保等の社会保障制度への影響
- ・ ひきこもり世帯の高齢化に伴う生活状況の悪化
- ・ 生活保護世帯の増加
- ・ 虐待、自殺等へ発展する可能性

2. 合理的な社会投資としての若者支援とは

＜社会投資とは＞

社会に対しての投資。その予算を使って行った事業が社会に対してきちんと利益がリターンされているのかまで考える必要がある。

＜SR01（社会的投資収益率＜または社会的費用対効果＞）とは

経済的収益に加えて、社会的収益にも着目し事業を評価する手法として、1990年代後半のアメリカで開発された指標

～SR01の算出例～

これまでの事業評価

投資 : ひきこもり者への就労支援（〇〇円）

結果 : 安定就労の獲得

+

SR01

リターン：就労者が今後生み出す経済活動（〇〇円）＋生活保護等の社会保障費の削減（〇〇円）＋納税額（〇〇円）＋etc.

・8050（はちまるごうまる）問題

8050問題は、80代の親と50代のひきこもりの子どもが同居している世帯が生活が立ち行かなくなってしまうという問題。

・この背景にはひきこもり問題が表面化した1980年代以降、効果的な対応を行えていなかったことが考えられる。親が年金受給世帯になり、貯金を切り崩しても生活を維持することができなくなってきたため問題が深刻化している。

<社会投資としてのひきこもり支援のポイント>

・課題が表面化していないだけかもしれないと捉えて、早期発見や予防的な対応が必要

・中長期的ビジョンが必要。10年後、20年後を見据える

・支援事業によってもたらされる単純な結果だけで判断するのではなく、社会的収益を含めた総合的なリターンで判断する

・ひきこもりは様々な要因が複雑に絡まっている。本人の支援だけではなく、家族を含めた総合的な支援が必要

・保健福祉局だけでなく、教育委員会や民間機関等が協力してクロスセクターで取り組んでいくことが必要

→ひきこもり支援には事業費（コスト）がかかるが、そのコストに対する成果（リターン）は社会的な影響を鑑みると大きいと考えることができる。まさにひきこもり支援は合理的な社会投資であると言えるのではないだろうか。

### 3. 行政支援の現状と課題

・学齢期から抱えているひきこもりの要因

現在の状況（ひきこもり）になったきっかけは？という調査報告の主な回答上位5つ

不登校 18.4% 職場になじめなかった 18.4% 就職活動の失敗 16.3%

人間関係 16.3% 病気 14.3%

\*不登校経験者がニートや引きこもりになる割合が経験のない人に比べて6.7倍にのぼる

・毎年3万人以上の子どもが不登校のまま中学校を卒業している

→統計から除外される

・不登校を乗り越えることなく就学期を終えるケース等不登校がひきこもりの直接的な原因になるケースも見られる

<不登校の性質の変化>

・昔は不登校等の子どもの問題行動には反社会的な性質が見られた

・しかし、近年は反社会的ではなく、非社会的な行動をとる子どもたちが増加してきている

・反社会的な不登校の時代から

非社会的な不登校の時代へ変化してきた

<子どもの問題行動が反社会的から非社会的に変化>

反社会的→

・フラストレーションを社会に向ける

- ・社会に反発する
- ・非行や少年犯罪等

↓問題行動の性質が変化

非社会的→

- ・フラストレーションを自分や家族に向ける
- ・社会を拒絶する
- ・不登校やひきこもり、家庭内暴力等

<非社会的な不登校の特徴>

- ・元々問題なかった良い子が突然なる
- ・地域から見えにくく、家庭が抱え込みやすい
- ・学校側にいじめ等の明確な理由が見当たらない
- ・親に放任傾向や愛情不足等が見られない
- ・非行にはしるのではなく、部屋に閉じこもることが多い
- ・親が学校を休むことを容認しているケースも見られる
- ・本人の問題意識が低い「悩まない不登校」のケースも見られる

↓

このような非社会的な不登校の特徴はひきこもりの特徴(精神障害に該当するケースは除く)と類似する部分も多いと言える

近年は非社会的な不登校がひきこもりの原因の一つと言われている

<現状のひきこもり支援の課題>

- ・行政を頼るまでに時間がかかっている
- ・長期間にわたって社会との関係性が切れてしまっており、関係性の再構築に時間がかかる
- ・年齢や社会経験の不足等の影響から就労へ向けた選択肢が狭くなっている
- ・長期間のひきこもりによって、家族内の関係性が破綻しているケースも見られる
- ・長期間のひきこもりによって、経済的な余裕がなくなっている
- ・自治体によって支援が異なり、それぞれの分野でバラバラに行っているケースも多く存在する

- ・早期に支援につなげる仕組みが構築できていない
- ・未然予防の取組はあまり行われていない

→一旦ひきこもってしまうと、長期化、深刻化しやすいため、「早期対応、未然予防」という視点で取り組む支援も必要になってくる

4. これからを見据えた行政支援のポイント

<未来を見据えたひきこもり支援のポイント>

- ①包括的な支援体制を整えよう
- ②就学期も含めた若者への早期支援を行おう
- ③未然予防を意識して家庭教育を充実させよう

↓

①包括的なひきこもり支援体制の構築

- ・ひきこもり支援は本人だけではなく、家族に対しての支援を含めた様々な支援が必要  
相談支援、就労支援、居場所支援、社会的自立支援、教育啓発支援



## ②就学期からの若者の早期対応

### <若者に対する早期支援のポイント>

- ・ひきこもりリスクを抱える若年層に対して早期対応や未然予防するには就学期間中の支援を行っている教育委員会との連携が重要である
- ・不登校や中退を経験している若者の支援状況や情報共有が効果的
- ・民間支援機関が間に入って教育と福祉をつなぐネットワークを構築することも効果的である

## ③未然予防としての家庭教育

### <ひきこもりを引き起こすと考えられる要因>

- ①本人の性格傾向
- ②親と子の関係性
- ③社会との関係性

この3つの要因は不登校の要因とも関連している

これらの要因を意識して家庭教育に取り組むことで将来的に不登校やひきこもりへつながるリスクを減らすことができる

また、家庭教育支援はリスク軽減だけでなく、前向きなプラス効果もある

～家庭教育支援とは～

教育基本法では、国及び地方公共団体の責務として、家庭教育の自主性を尊重しつつ、保護者に対する学習の機会及び情報の提供など、家庭教育を支援するための必要な施策を講じることを規定している

→家庭教育支援の分野では、近年、アウトリーチ（訪問型）の支援手法を取り入れた支援モデルや、教育と保健福祉分野にまたがる様々な人材がチームとして包括的に取り組むモデルが導入され始めている

家庭教育支援で用いられる手法や人材ネットワークはひきこもり支援においても重要なものになる

### <まとめ>

・少子高齢化が進み担税力のある現役世代が減少する中、近年は39歳以上の大人のひきこもりが問題となっている

・親が現役世代の間は問題は顕在化しにくいが、

将来的には社会基盤を揺るがすほどの問題と言えるのではないか

・ひきこもりは長期化すればするほど、深刻な状態になり支援の難易度も上がる。そこで重要になってくるのが、未然予防である。ひきこもりは不登校とも共通の要因が多くあり、就学期の段階での支援が予防につながる。ひきこもりを予防することで、将来的なリスク軽減や支援に必要な予算を減らすことができる

・予防策は、最も事業費（コスト）に対する成果（リターン）が大きい合理的な社会投資であると言える。予算が限られているこれからの時代だからこそ、10年後、20年後を見据えた社会投資としての行政支援に取り組むべきだ。

## 講義 2：福祉先進国フィンランドから学ぶ子育て支援政策【フィンランド】

### 1. フィンランドの子育て支援政策の現状

#### <フィンランドの子育て支援政策の特徴>

- ①出産時に手厚い育児パッケージ
- ②産休・育休の普及
- ③保育制度が充実
- ④就学前教育（プリスクール）の義務化
- ⑤周産期から、切れ目のない子育て支援

### 2. なぜフィンランドでは切れ目のない子育て支援が実現されているのか

#### <フィンランドの特色>

- ・妊娠・出産・子育て期での切れ目のない支援
- ・ワンストップ拠点で対応
- ・同じ専門職（主に保健師）がかかりつけで個別対応
- ・母子だけでなく家族全体を支援
- ・現在のネウボラはコンサルティングに近い形に

#### <日本の特色>

- ・妊娠出産期・子育て期・就学期にそれぞれ支援の切れ目がある
- ・母子の状況に応じて、相談先や支援機関が異なる
- ・医療モデルが中心（健診、発達検査等）
- ・母子に対する支援が中心（出産後は子ども中心の支援）

#### <フィンランドと日本にほける保健師の活動比較>

フィンランドの場合：ポピュレーションアプローチ→集団全体へ広く支援を行い、予防的に全体のリスクを下げるアプローチ（ユニバーサル型）

日本の場合：特定のリスクが高い集団に対して集中的な支援を行う対症療法的なアプローチ（ターゲット型）

### 3. フィンランドのネウボラとは

フィンランドで制度化されているワンストップ型の子育て支援拠点のこと

#### <ネウボラの特徴>

- ①普遍性の原則（全ての妊婦・母子・子育て家族が対象）
- ②動機付けの工夫としての育児パッケージ（母親手当）
- ③利用者中心の「切れ目のない子育て支援」
- ④リスクの早期発見・早期支援
- ⑤ネウボラ保健師をサポートする後方支援チームや他の専門家との連携
- ⑥手厚い産後ケア（産後うつ等をケアしてポジティブで楽しい子育てに）
- ⑦母子だけでなく子育て家族全体を含む支援（家族全体対象の総合検診等）
- ⑧ネウボラ保健師（現場）のための全国共通の指針

#### <フィンランドにおけるネウボラの組織体制>

- 出産ネウボラ
- 子どもネウボラ

## ○統合型ネウボラ（出産・子どもネウボラ）

### 4. フィンランドのネウボラが目指す未来

#### <教育と福祉の連携>

- ・多職種が連携することが法律で義務付けられている
- ・ネウボラとしての形は未就学までであり、就学期以降は学校保健師がその責務を担う
- ・学校の保健師は、教育文化省でなく、福祉保健省の管轄にある
- ・就学期の事前予防策として、小学校1年生、5年生、中学2年生の健康診断時に保護者を含めて学校で面談を行っている

#### <フィンランドではネウボラのチェックが厳しい>

#### <フィンランドでは保健師の養成レベルが高く、権限が大きい>

#### <フィンランドでの新たな取組「家族センター」>

フィンランドは「家族センター」という新たな枠組みを作り、ネウボラを核にして家族全体の幸せを追求していく

家族センターのプロジェクトは教育文化省と社会保健省で協働

#### <まとめ>

- ・福祉とは「ふだん」の「くらし」の「しあわせ」を感じられるようにすることだと現場では語られる
- ・日本の福祉行政においても、子育て世代包括支援センター（日本版ネウボラ）が法定化され、各地方行政においても切れ目のない子育て支援政策が進んでいる
- ・しかしながら、福祉先進国のフィンランドと比較すると、残念ながらその手厚さには違いがある状況だと言える。日本においてはまだまだ子育て支援は母子支援であるし、支援は問題が起こってからする印象が強いが、フィンランドでは、子育て支援は家族支援であり、支援は問題が起こる前から予防的な支援の体制作りが構築されている
- ・日本とフィンランドでは歴史や文化や政治体制が違うので、一概には比較はできないが、福祉先進国フィンランドの政策から学ぶべきことは多いのではないかと思う

1月10日（金）

### 講義 3：教育先進国フィンランドから学ぶ教育政策 【フィンランド】

#### 1. フィンランドの教育行政の現状

現在でこそ、フィンランドはPISA（OECDによる学習到達度調査）の結果でも上位で、教育投資も積極的、教育の先進的な取り組みを行う教育大国として注目されている

しかし、フィンランドは、建国から「教育大国」だったわけではない

長年スウェーデンとロシア（ソ連）の支配を受け、1990年代には貿易依存していたソ連の崩壊により、失業率20%という大不況にも見舞われていた

フィンランドの教育が発展し始めたのは、ソ連が崩壊してすぐ、石油も軍事力もない限られた資源のなかで、「ヒト」こそが国の最大の財産だ、という方針が生まれたからである。

国民に高い水準の教育を受けさせることで良き納税者を育て、その結果として国が潤うと考えたからである。

この方針を打ち出したのは、1994年から教育大臣に就任した当時29歳のオリペッカ・ヘイノネン氏である。オリペッカ氏は、教育現場に大きな裁量権をもたせ、子どもたち

に教える内容や考え方を現場の教師が自由に決められるようにするなど、様々な教育改革を行った。そうした努力が実を結び、2000年のPISAでフィンランドは世界一になり、それ以降上位をキープしている。

また、フィンランドの教育は暗記によって知識量を増やす、いわゆる「詰め込み型」の教育ではなく、子どもひとりひとりの個性を育てることに重きを置いていることが特徴である。

## 2. 日本とフィンランドの学校教育制度の比較

日本：6-3-3制      フィンランド：6-3-3制（小中一貫）

- ・フィンランドでは就学前教育が義務化されている
- ・ケアチームの中心となる学校保健師が社会保健省の管轄の職員である
- ・「ヴァンター市」には「家族コーチ」の制度があり、しつけの手助けなどを行っている
- ・「困りごとを抱えているが、病院・児相に行くほどではない」といった保護者と面談した際に、紹介することが多い

## 3. 教育施設のコンセプトの違いから考えるフィンランドの教育の方向性

<フィンランドの教育施設のコンセプト>

- ・人々が集まって一緒に過ごし、交流する場所
- ・すべての人々にとって開かれた文化の発信地
- ・家族が安心して楽しめる場所
- ・子どもから高齢者までが、技術や教養を身に付けられる生涯学習の拠点

## 4. なぜフィンランドの子どもたちの学力が高いのか

<フィンランドの教育のポイント>

- ①就学前教育（プリスクール）が義務化
- ②教育費が無償
- ③学校間格差が小さい
- ④教員が優秀で尊敬されている
- ⑤学校や教員の裁量が広い
- ⑥課程主義で柔軟に進級
- ⑦学校内での柔軟な特別教育
- ⑧ICTを効果的に取り入れている
- ⑨非認知スキルを伸ばすグループ学習
- ⑩学びと遊びにメリハリがある
- ⑪教育の目標が明確

## 講義 4 : 家庭教育支援から教育改革は切り込め【日本】

～国の有識者会議の委員が解説する最新議論～

### 1. 日本の家庭教育支援の現状と課題

<公的な家庭教育の定義>

- ・家庭教育は父母その他の保護者が子どもに対して行う教育のこと
- ・家庭教育は、すべての教育の出発点である

・家庭教育は子どもが社会に適応し、活躍するために必要な基本的な力を家庭で育む教育のこと

・全ての家庭それぞれの家庭教育を尊重しつつ、親が適切に家庭教育を行えるようにサポートするのが家庭教育支援である

#### <法律上の家庭教育の定義>

・教育基本法 第10条に規定されている

・第3期教育振興計画（平成30年6月15日閣議決定）

#### <近年の家庭を取り巻く課題>

・核家族化

・地域とのつながりの希薄化

・親の孤立化

・身近に親としての手本がない

・ネット等で子育て情報だけが氾濫

\* 孤立化し誰にも頼れず、悩み戸惑いながら子育てをしている親御さんが数多く存在する

→そこで、保護者に家庭教育の学習機会や情報を提供し、サポートするのが家庭教育支援

#### <子どもを取り巻く環境の変化>

\* かつては

家庭・学校・地域が子どもを支える力が強く相互連携が図られていた

\* 現在は

家庭・学校・地域が子どもを支える力が弱くなり、相互連携も図れなくなっている

その隙間を中間支援機関（塾・民間支援機関・行政の支援チーム）が埋めている

家庭、学校、地域それぞれが孤立化

特に教育の最小単位の家庭の孤立化は危機的状況

\* 将来

全ての教育のベースとなる家庭教育を支援することで、

家庭・学校・地域それぞれの教育力が再興される

再び家庭・学校・地域が相互連携を図れるようになる

・家庭教育が充実すると、集団生活に必要な自立心や社会性を家庭で伸ばした子どもが増える。教師が学科指導等に集中できるようになり、学力向上効果も表れる

・家庭教育が充実すると、地域とのつながり方を親が知り、地域を活用することができる

・家庭教育が充実すると、自立心や社会性、生活習慣や規律教育などの効果が子どもたちにあらわれる

#### <家庭教育支援条例の施行が始まっている>

このような状況に対応するために、自治体における家庭教育支援の規範として家庭教育支援条例が施行され始めている

・さきがけとなったのが、熊本県の「くまもと家庭教育支援条例（平成25年4月1日より施行）」

#### <令和元年10月時点での施行状況>

○都道府県（施行順）

熊本県、鹿児島県、静岡県、岐阜県、徳島県、宮崎県、群馬県、茨城県

○市町村（施行順）

石川県加賀市、長野県千曲市、和歌山県和歌山市、鹿児島県南九州市、愛知県豊橋市、埼玉県志木市

<家庭教育支援の具体例>

子育てサロン、子育てセミナー、家庭に対する個別訪問、学生に対する講座、リーフレット等による啓発、電話や来談での個別相談

2. 文科省の家庭教育支援に関する検討委員会の要点と解説

<これまでの家庭教育支援に関する審議の経過>

・「つながりが創る豊かな家庭教育」

～親が元気になる家庭教育支援を目指して～（平成24年3月）

①親の学びの機会の充実②親子と地域のつながりづくり③支援者ネットワーク

↓

家庭教育支援チームの在り方に関する検討委員会（平成25年度）

↓

・ ←訪問型支援

↓

「家庭教育支援の推進方策に関する検討委員会報告書」（平成29年1月）

2020年度予算・地域における家庭教育支援基盤構築事業

（家庭教育支援チーム強化促進プラン補助事業）

今後、自治体ごとに家庭教育支援の基本方針を定めるように求められる

<家庭教育支援に関する予算（2020年度予算概算要求）>

地域における家庭教育支援基盤構築事業

～家庭教育支援チーム強化促進プラン～

令和2年度要求・要望額 128百万円（前年度予算額 73百万円）

【補助率】 国：都道府県：市町村=1/3:1/3:1/3

↓

○地域人材の確保

・家庭教育支援員の養成

○家庭教育支援体制の構築

・家庭教育支援員の配置

・家庭教育支援チームの組織化

○家庭教育を支援する取組

・学習機会の効果的な提供

・親子参加型行事の実施

・相談対応や情報提供

\* 支援が届きにくい家庭への対応の充実、虐待の未然防止・早期発見

\* 全ての保護者が安心して家庭教育を行うことができるよう支援体制の整備

<家庭教育支援チームとは>

家庭教育支援チームは孤立しがちな保護者や仕事で忙しい保護者等、学習機会の確保が難しい保護者への支援を行う。

保護者の多様なニーズに応えるために、子育て経験者をはじめとする地域人材を中心に、教員OBやスクールソーシャルワーカー、民生児童委員等の様々な人材によって家庭教育支援チームは構成される

<家庭教育支援チームの役割>

- ①保護者への学びの場の提供、情報提供
- ②地域の居場所づくり及び、相談対応
- ③訪問型家庭教育支援

<家庭教育支援チームに求められる要素>

当事者性 保護者と同じ目線で寄り添う

地域性 地域の課題を共有し、地域の身近な存在になる

専門性 業務によっては専門的な能力・スキルが求められる

\*この3つのバランスが重要

チームが3つのバランスを維持していくために、チーム員同士が情報や経験を共有し、互いに学び合っていく場を設けることが重要である

<家庭教育支援チーム型支援が求められる背景：保護者のニーズの変化>

これまでの家庭教育支援は保護者が能動的に参加するタイプが中心だった

(参加型の家庭教育支援～具定例～家庭教育学級、家庭教育講座、子育てサロン 等)

課題：

- ・参加型の支援だけでは保護者のニーズとうまくマッチングしないことが多い
- ・行政が学びの場を提供しても意識の高い保護者しか集まらない
- ・本当に来てほしいのは意識の低い保護者

↓

参加型の家庭教育支援がうまくマッチングしない保護者には訪問型家庭教育支援が効果的だ  
～訪問型家庭教育支援の特徴～

- ・忙しい保護者にとって時間や場所等の都合が良い
- ・保護者の悩みや相談に直接耳を傾けることができる
- ・保護者が話しやすい環境になる
- ・支援員と保護者が信頼関係を築きやすい
- ・支援員が家庭の状況や課題を把握することができる
- ・保護者のニーズに合わせたイベントや学習機会等の情報提供が行いやすい
- ・保護者のニーズに合わせて専門機関へ橋渡しすることができる

\*\*現代の行政支援では学びの場に参加してもらう前段階として「来てくれないなら行ってあげる」というおせっかいが必要

ゆえに、訪問型(アウトリーチ型)の家庭教育支援の充実が求められている\*\*

↓

++訪問型の家庭教育支援を導入することで・・・++

・支援が行き届きにくい事情のある保護者のニーズにこたえることができ、家庭教育支援の入口を広げることができる

・一対一のきめ細かな対応により、問題を抱えている家庭への早期対応や問題の未然予防につながる

<訪問型家庭教育支援とは>

家庭教育支援チーム等が家庭を訪問して個別の相談に対応したり、情報提供を行ったりする活動のことを訪問型家庭教育支援と呼ぶ

<家庭教育支援の支援モデルイメージ>

家庭教育への関心が低い保護者（第3層） ←訪問型支援

中間的な保護者（第2層） ←家庭と地域のつながりの場の提供

関心が高い保護者（第1層） ←学びの場の提供

→支援者として家庭教育支援チームへ参加（循環型人材養成）

<家庭教育支援モデルの類型化>

・主体別の類型

①行政（学校教育担当部局）主導型 ○先行事例：大阪府大東市 等

②行政（社会教育担当部局）主導型 ○先行事例：新潟県南魚沼市 等

③NPO 主導型 ○先行事例：東京都青梅市 等

・活動別の類型

①総合型 ○先行事例：愛媛県大洲市 等

②講座型 ○先行事例：千葉県千葉市 等

③拠点型 ○先行事例：宮城県石巻市 等

④訪問型 ○先行事例：和歌山県湯浅町 等

### 3. 家庭教育支援の先進事例の紹介と解説

・大東市の取組

～大東モデルの3つの特徴～

1. ベルト型の訪問型家庭教育支援

2. 課題から逆算して組織を作るという視点

3. 活動指標として具体的な目標値を設定

↓

1. ベルト型の支援モデルとは

・新小学校1年生の全家庭に対して、訪問型の家庭教育支援を行う

<市内の全小学校（12校）で実施>

・小1全戸訪問を実施するため、大規模な支援体制を構築している

→市内全小学校区（12校区）に相談・訪問チームを設置

<チーム員166人（2019年12月時点）>

2. 課題から逆算して組織を作るという視点とは

①縦割り行政の解消

②人材育成プラン

③予算の確保

④個人情報の取り扱いに関する特例



### 3. 活動指標として具体的な目標値を設定

#### <小学1年生全家庭訪問>

新1年生の児童保護者に対する訪問目標値

初年度（平成28年度）年1回実施 1,000件

\*平成29年度は年2回、平成30年度以降は年3回が目標

いくカフェ

全小学校区（12区）で年3回いくカフェを開催

（令和元年度の目標値）

#### <課題>

- ①家庭訪問で保護者に会えなかった家庭への対応
- ②チーム員の増員拡充
- ③いくカフェの開催日程、回数、場所、内容の工夫が必要
- ④いくカフェに参加しやすいような広報・周知方法の工夫が必要

#### <成果>

- ①小学1年生全家庭を訪問できた（複数回訪問等の工夫により保護者に会えた件数が増加）
- ②保護者と地域やSSW等とのつながりができた
- ③家庭の状況に関する情報量が高まった
- ④学校、家庭、地域の良い関係づくりにつながった
- ⑤入学説明会、入学式への参加によるチーム認知度が上昇した（チーム認知度75.4%）
- ⑥不在家庭などからの問い合わせ件数が増加した（保護者の関心の高まり）
- ⑦学校外での児童の様子により気になる児童を発見することができ、家庭の支援につながった
- ⑧保護者の話を丁寧に聞き取ることができ、悩みや不安の軽減が図れた
- ⑨内容を工夫したことにより、いくカフェの参加者が増加した

### 4. 家庭教育から始まる自治体教育改革

- ①家庭教育支援の予算
- ②家庭教育支援条例
- ③支援における個人情報の取り扱い
- ④家庭教育支援に関わる組織体制
- ⑤セミナー・サロンの改善

#### <所感>

近年とみに増加する不登校、ひきこもりの問題については、相談を受けるケースも年々増えてきているところであった。その関連性、要因を探るべく、この研修会に参加した。教育委員会と福祉部局との連携の課題も抽出できた。また、解決の方途の一つであり、重要であると捉えていた訪問型の支援の位置づけも明確にすることができた。今後どのように施策の充実につないでいけるかが課題ではあるが、本市として取組を進めていく上で、大いに参考と受け止めることができた。

## 教育と福祉の先進国フィンランドから学ぶ

# これからの日本の教育と福祉のあり方

### 1/9<sup>木</sup> in大阪

### 2/13<sup>木</sup> in東京

10:00~12:30

## 大人のひきこもり問題を考える【日本】

～40歳以上のひきこもりの現状把握がされた今、議員としてどうすべきか～

- ・日本のひきこもりの現状と課題
- ・もはやひきこもりは若者問題ではない
- ・合理的な社会投資としての若者支援とは

14:00~16:30

## 福祉先進国フィンランドから学ぶ 子育て支援政策【フィンランド】

- ・フィンランドの子育て支援政策の現状
- ・なぜフィンランドでは切れ目のない子育て支援が実現されているのか
- ・フィンランドのネウボラの目指す未来



講師

みずの たつろう  
水野 達朗

一般社団法人家庭教育支援センターベアレンツキャン  
代表理事、文部科学省「家庭教育支援の推進方策に関する検討委員会」委員、文部科学省「家庭教育支援チームの在り方に関する検討委員会」委員、「家庭教育支援手法等に関する検討委員会」委員、大阪府大東市教育委員、など

不登校の復学支援や予防・開発的な家庭教育支援を精力的に行っている。自治体対象の家庭教育支援プロジェクトなどの社会的支援や、国の家庭教育支援政策、家庭教育の重要性を啓発する講演会やセミナーなども行っている。

著書に、「無理して学校へ行かなくてもいい、は本当か!」(PHP研究所 2015年10月出版)、「子どもにほとんどん失敗させなさい」(PHP研究所 2019)など。

### 1/10<sup>金</sup> in大阪

### 2/14<sup>金</sup> in東京

10:00~12:30

## 教育先進国フィンランドから学ぶ 教育政策【フィンランド】

- ・フィンランドの教育政策の現状
- ・日本とフィンランドの学校教育の比較
- ・なぜフィンランドの子どもたちの学力は高いのか

14:00~16:30

## 家庭教育支援から教育改革は切り込め【日本】

～国の有識者会議の委員が解説する最新議論～

- ・日本の家庭教育の現状と課題
- ・文科省の家庭教育支援に関する検討委員会の要点と解説
- ・家庭教育から始まる自治体教育改革

↑ FAX 06-7878-6308 ↑

お申込みは  FAX または  メールにて

お申込み後、事務局から折り返し「受講確認書」を一両日中にFAXまたはメールにて送付します。「受講確認書」に従って、事前に口座へお振込みください。



メール申込み方法

mail@chihogiken.jp



FAX申込み書

申込書に明記の上、FAXで06-7878-6308宛にお送りください。  
参加される講座にチェックボックスへ  チェックください。

in大阪

1月9日 (木曜日)	10:00~12:30	<input checked="" type="checkbox"/> 大人のひきこもり問題を考える【日本】
	14:00~16:30	<input checked="" type="checkbox"/> 福祉先進国フィンランドから学ぶ子育て支援政策【フィンランド】
1月10日 (金曜日)	10:00~12:30	<input checked="" type="checkbox"/> 教育先進国フィンランドから学ぶ教育政策【フィンランド】
	14:00~16:30	<input checked="" type="checkbox"/> 家庭教育支援から教育改革は切り込め【日本】

in東京

2月13日 (木曜日)	10:00~12:30	<input type="checkbox"/> 大人のひきこもり問題を考える【日本】
	14:00~16:30	<input type="checkbox"/> 福祉先進国フィンランドから学ぶ子育て支援政策【フィンランド】
2月14日 (金曜日)	10:00~12:30	<input type="checkbox"/> 教育先進国フィンランドから学ぶ教育政策【フィンランド】
	14:00~16:30	<input type="checkbox"/> 家庭教育支援から教育改革は切り込め【日本】

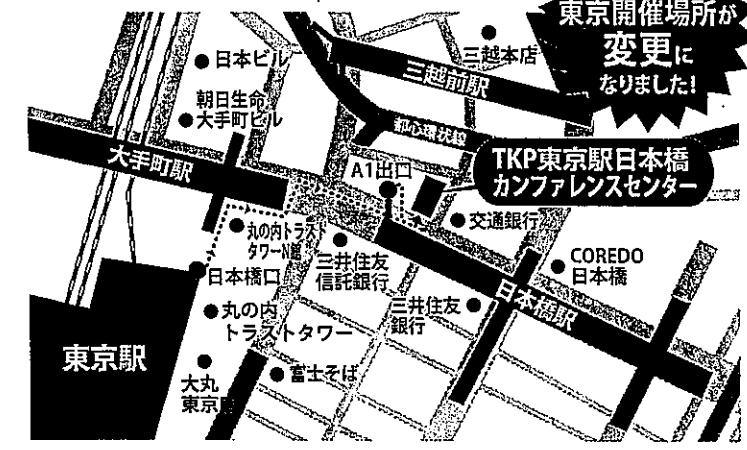
お名前	(フリガナ) 藤岡 知枝	貴議会名	寝塚市 (4期目)
電話番号	[REDACTED]	FAX番号	(0797) 74 - 9957
E-mail	[REDACTED]		
領収証宛名	ご本人様名・その他( )		
当日不参加の場合はチェックください		<input type="checkbox"/> 当日不参加(資料、USB音声データ、領収証 郵送希望) <small>音声データの無断転載等はいしらないことに同意して申込みます</small>	

開催場所 in大阪 新大阪丸ビル別館  
4講座 | 〒533-0033 大阪市東淀川区 同場所 | 東中島1-18-22 丸ビル別館



JR新大阪駅 東口より徒歩2分 地下鉄御堂筋線・新大阪駅⑨番出口より徒歩8分  
近隣に「本館」や「新館」もございますが、会場は「別館」です。お間違えのないようご注意ください。 京都・神戸まで約30分

開催場所 in東京 TKP東京駅日本橋カンファレンスセンター  
4講座 | 〒103-0028 東京都中央区 同場所 | 八重洲1-2-16 TGビル



東京メトロ東西線 日本橋(東京駅)A1より徒歩1分 都営浅草線 日本橋(東京駅)A1より徒歩1分  
東京メトロ銀座線 日本橋(東京駅)A1より徒歩1分 JR京浜東北線 東京駅 日本橋口より徒歩4分  
JR京葉線 東京駅 日本橋口より徒歩4分 JR快速エアポート 成田東京駅 日本橋口より徒歩4分  
JR快速アクティエー 東京駅 日本橋口より徒歩4分

2020年1月より、東京開催場所が変更になりました!

受講料 1講座 15,000円(税込)  
受講料は「受講確認書」到着後に事前にお振込みをお願いします。  
※キャンセルは、7日前までにご連絡ください。

お問い合わせ 事務局  
TEL 06-7878-6297  
FAX 06-7878-6308  
メール mail@chihogiken.jp  
〒532-0004 大阪市淀川区西宮原2丁目6-16-639

※当社類似名称を名乗る企業、団体から案内チラシが届くとの相談が寄せられておりますが、当社とは全く関係ございません。ホームページ/アウトプット等と同じ要領な団体もございますので、お間違えのないようご注意ください。

(会派名または議員名 藤岡 和枝)

政務活動費支出書

支出科目	研究・研修会費	内 訳	出席者負担金・会費	支出番号	9
支 出 日	令和2年1月9日		支出金額	60,000 円	
支 出 先	一般社団法人地方議員研究会				
支出内容	研修会受講代 出張研修会費は過去領収書にて 添付				
<領収書等添付欄> 裏面使用または別紙添付可			ポイント	0	円減額

領 収 証

藤岡 和枝 様 2020年1月9日

★ ￥60,000

但 1/9,10 「これからの日本の教育と福祉のあり方」  
研修会受講代として

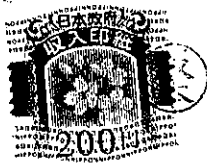
上記正に領収いたしました

一般社団法人地方議員研究会

〒532-0004

大阪市淀川区西宮原2丁目6-16-639





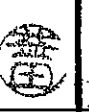



TEL 06 (7878) 6297



(会派名または議員名 藤岡 和枝)


## 政務活動費支出書

支出科目	調査費	内 訳	旅費	支出番号	10
支 出 日	令和2年1月15日		支出金額	460 円	
支 出 先	阪急				
支 出 内 容	旅費				
<領収書等添付欄> 裏面使用または別紙添付可			ポイント	0	円減額

供	議長	副議長	局長	次長	課長	副課長	係長	係	合
別紙様式B		 議員用							議

出張調査（研究・研修会参加）報告書

宝塚市議会議長 様

議員名 藤岡 和枝 

出張調査（研究・研修会参加）の結果について、次のとおり報告します。

- 1 調査先（研究・研修会会場）・大阪府池田市
- 2 期間 令和 2年 1月15日 ～ 令和 2年 1月15日
- 3 出張者氏名（議員名） 藤岡 和枝
- 4 調査項目、テーマ ※調査結果の概要、所見等については別紙を添付
  - ・「教育のまち池田」の取り組みについて
  - 「いけだの教育がわかる本」について

5 旅費  
①鉄道賃等

月日	交通機関	経路	金額	領収書の有無※	備考
20200115	阪急	逆瀬川～池田	230円	有・ <del>無</del>	
	阪急	池田～逆瀬川	230円	有・ <del>無</del>	
		～		有・無	
		～		有・無	
		～		有・無	
		～		有・無	
		～		有・無	
		～		有・無	
合計			460円		

※原則として領収書の添付が必要だが、券売機での切符購入等で領収書が徴しがたい場合は、2,000円以内の支出に限り、本報告書への記入をもって領収書の添付に代えるものとする。

②宿泊料

1人	1泊	金額	計	円
6	交通費	ガソリン代		円
		高速代		円
		駐車場代		円
		自動車借上料		円
		計		円

7 出席者負担金・会費 @ × 人 = 円

【記入要領】

- ア 出張調査（市内を除く）、研究・研修会参加（市外、市内とも）の場合、この報告書を作成すること。
- イ 調査（研究・研修）結果の概要、所見等については別紙を添付すること（書式は任意）。
- ウ 鉄道賃等は、現に要した実費を記入すること（領収書を別紙に添付する）。ただし、行程等については経済的かつ合理的な経路及び方法によるものとする。
- エ 通常の経路以外の経路を用いた場合は、その合理的な理由を備考欄に記入すること。
- オ 宿泊料は、上限額（13,000円）以内で現に要した実費を記入すること（領収書を別紙に添付する）。
- カ 鉄道賃等と宿泊料がセットになっている場合は、鉄道賃等の項に合計金額を記入し、その旨を備考欄に付記すること。
- キ 交通費は、自家用車（バイクを含む）等を利用した場合に記入すること（領収書を別紙に添付する）。
- ク 出席者負担金・会費は、支出があった場合に記入すること（領収書を別紙に添付する）。



出張調査（研究・研修参加）報告書（別紙）

日 時	令和2年 1月15日（水）13時00分～ 令和2年 1月15日（水）15時00分
調査先（研修・研究会会場） ・大阪府池田市	
<調査・研究の報告> 1. 「教育のまち池田」の取り組みについて パワーポイントを用いて「いけだの教育がわかる本」を元に説明。 * 「いけだの教育がわかる本」は平成30年7月に発刊。 <学びつづけ ともに生きる子どもを育むために、いけだは「教育日本一」をめざす> ・いけだは、就学前から義務教育の9年間を見通した小中一貫教育を大切にしながら多彩な取り組みを推進している。 2. 教育課程特例校について 平成18年度より、小学校全学年において「英語活動」を教科として導入。 小学校高学年に新教科として「科学・情報の時間」導入。新学習指導要領の移行に伴い平成23年度より、小学校5・6年生において「外国語活動」として年間35時間、1～4年生は、生活科や総合的な学習の時間を活用して年15時間実施。平成30年度の新学習指導要領への移行期間を迎え、「科学・情報の時間」については発展的に解消。「英語活動」については、引き続き1・2年生で実施。 3. 小中一貫教育について ・平成20年度から小中一貫教育の研究がスタート。 ・5つの中学校区に公立小学校、公立幼稚園で構成する5つの学園で小中一貫教育を実施。 ・そのうち、一つの学園（ほそごう学園）は、平成30年4月1日に大阪府で3番目の義務教育学校として開校。校舎一体型、コミュニティスクール、「特認校制度」を採用。 4. 英語教育の充実 ・オンラインで英会話 ・はばたきイングリッシュ ・最新の英語検定を導入 5. 学習環境の充実 ・先生の授業力向上 ・いじめ・不登校問題等の未然防止・早期対応 ・スマイルファクトリーでの不登校支援 ・先生のとまごを育てる「ふくまる教志塾」を開塾 ・教職員人事権の移譲 ・少人数学級の推進 ・「子どもみんなプロジェクト」への参加	



#### 6. ICT 教育支援

- ・ 100体の Pepper と「プログラミング」を学ぶ
- ・ 電子黒板&タブレットを整備

#### 7. 家庭学習支援&子育て支援

- ・ 「ふくまるはばたき塾」を無料で開塾
- ・ 「親の力」を引き出す学習会を開催

#### 8. 幼児教育の充実

- ・ 幼稚園「通級指導教室」の開設
- ・ 幼児の知力・体力づくりを応援する学びをスタート
- ・ 「幼児教育サポートチーム」の設置

#### 9. 豊富な外部人材の活用

- ・ 指導者派遣事業
- ・ 「池田市アスリート会議」を開催
- ・ 元プロ野球選手やアスリートによる授業のサポート

#### <所見等>

池田市教育委員会では、「教育日本一のまち」をめざして、平成28年度から多様な新しい教育事業に取り組んでおられる。教育委員会だけでなく、市行政自体も「教育」こそが、次の時代の人材を育てる礎になるという理念の元、教育の充実に努められている。その「教育日本一」の目標を掲げていることを具体的に示すために「いけだの教育がわかる本」を平成30年7月に発刊されている。子どもたちにとって、最善の教育環境を整備していくのが大人の責任であるという自覚を強く持つての取り組みは非常に参考となるものであった。限られた予算の中で、教育の充実のためにトップダウンで取り組む姿勢を強く受け止めることができた。

## 配付資料一覧（宝塚市議会「公明党議員団」行政視察）

- ・質問事項回答書

- ・「教育日本一」をめざす いけだの教育がわかる本

## 宝塚市議会「公明党議員団」行政視察

### 1. 「教育のまち池田」の取り組みについて

パワーポイントを用いて説明。

### 2. 教育課程特例校について

#### 【取組の経緯・概要・特色】

平成18年度より小学校全学年において「英語活動」を教科として導入。また、小学校高学年に新教科として「科学・情報の時間」を導入した。新学習指導要領の移行に伴い平成23年度より、小学校5・6年生において「外国語活動」として年間35時間、1～4年生は、生活科や総合的な学習の時間を活用して年15時間実施。平成30年度の新学習指導要領への移行期間を迎え、「科学・情報の時間」については発展的に解消。「英語活動」については、引き続き1・2年生で実施。

#### 【文部科学省からの支援内容】

特になし

#### 【効果・検証・課題・今後の方向性】

小学校1年生から英語に触れることで、中学生になり本格的な英語学習に取り組む際、スムーズな学習が行われており、全国学力・学習状況調査においても、全国平均を上回る結果となった。今後も継続した取り組みとしていく。

### 3. 小中一貫教育について

#### 【取組の経緯・概要・特色】

平成20年度から小中一貫教育の研究がスタート。教育特区の取組みの中で、中学校の英語の先生が6年生に英語を教えに行っていた(いきいきスクール)が、入学前の小学生を知ることや小学校の先生と教育の話をするは大変意義深いと聞いていた。

平成23年度に全ての中学校区で、小中一貫教育の研究委託を行った。3年間研究をした後、平成26年度から小中一貫教育を本格実施した。

本格実施の26年度、各中学校区を学園と呼び、5つの学園のリーフレット、学園ごとに保護者、地域住民へ配付。ポスター、のぼり旗、シンボルマーク等を作成した。

各小・中学校に小中一貫教育推進委員を配置し、中学校の推進委員をチーフコーディネーターとして、学園内の交流や合同の会議の調整を行うなど、一貫教育の窓口となり、小中一貫教育を進めている。また、学期ごとに小中一貫教育の取り組み状況を地域の方々に発信し、地域の方々から小中一貫教育の取り組みについてのご意見もいただいている。

#### 【効果・検証・課題・今後の方向性】

児童・生徒の交流、教職員の交流は充実しており、情報交換や共同作業・共同事業がスムーズに進んでいる。児童・生徒の意識の中にも学園意識が芽生えており、小学生は中学生に憧れを持ち、中学生においては、学園の小学生を意識した取り組みの提案や発言が増えてきていると、現場より報告を受けている。

しかし、分離型一貫校では交流の機会を意識しなければならず、地理的な距離感を埋めることは時間がかかる。チーフコーディネーターと推進委員で、学園内で交流がスムーズに動くよう調整している。

今後も池田市としては、分離型一貫教育が基本であり、さらなる充実を目指している。

#### 【事業に係る予算概要】

小中一貫教育を実施するにあたり、職員研修開催時の講師報酬金や各学園での研修会費、小中一貫教育推進委員会での講師報酬金、小中一貫教育推進委員の時間軽減に関わる時間講師配置に伴う人件費などが計上されている。

#### 【義務教育学校の概要・検証・課題・今後の方向性】

平成27年4月、池田市立細河中学校と池田市立細河小学校・伏尾台小学校の2小1中が施設一体型の小中一貫校「ほそごう学園(細郷小・細郷中)」が開校。平成29年4月に学校運営協議会を設置し、コミュニティスクールとなる。また、校区にとらわれなく入学・転入学が可能な特認校制度を採用し、平成30年4月より義務教育学校「ほそごう学園」となる。

メリットとしては、児童・生徒や教職員が校種を超えて日常的に交流が可能であり、異学年交流や中学校教員による小学生への授業や小学校教員による中学生への授業も日常的に行うことができる。また、児童・生徒の学習指導や生徒指導上の情報交換も日常的に行えることは大変大きな利点である。また、低学年に対して中学生が優しく接するようになり、自律心が伸びる。低学年は中学生への憧れや目標が生まれ、より成長が促されるなども挙げられる。デメリットとしては、小学6年生における最高学年としての自覚や成長についての指導や工夫が必要になることや学校行事における一人ひとりの出番の減少が挙げられる。2ndステージ(5・6・7年)の捉え方を検討し、学園の中核として活動していくよう取り組んでいる。また、転勤等による職員の入れ替わりに伴い、義務教育学校として大切にしている内容や経緯の継承については、現在も検討課題である。

池田市としては、分離型小中一貫教育を基本としているので、義務教育学校はあくまでもリーディング校として、今後も取り組みを続けていく。

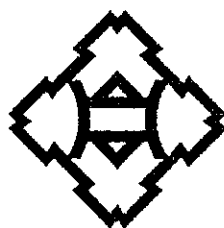
## 4. 「いけだの教育がわかる本」について

1. と同様。

「教育日本一」をめざす

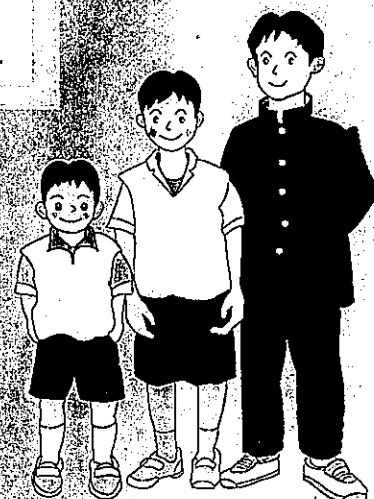
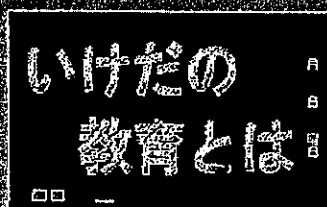
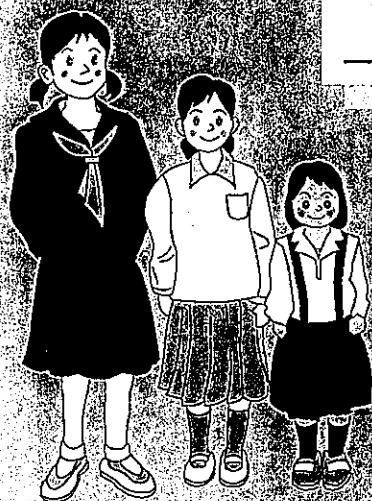
# いけだの教育が わかる本

学びつづけ  
ともに生きる  
池田の子ども



## IKEDA

教育日本一のまち



「教育日本一」に向けた取り組みとは？

「いけだの教育」がこれからめざす姿とは？

子どもたちの学びを分かりやすくお伝えします



池田市教育委員会

教育部 教育政策課

指導主事 磯村 悟史

〒563-8666 大阪府池田市城南1丁目1番1号  
TEL 072(754)6294  
FAX 072(754)1011  
E-mail: isomura-satoshi@city.ikeda.osaka.jp





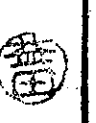





別紙様式 1

(会派名または議員名 藤岡 和枝)

政務活動費支出書

支出科目	研究・研修会費	内 訳	旅費	支出番号	11
支 出 日	令和2年2月3日		支出金額	560 円	
支 出 先	阪急				
支出内容	旅費				
<領収書等添付欄> 裏面使用または別紙添付可			ポイント	0	円減額

供	議長	副議長	局長	次長	課長	副課長	係長	係	合
覧									議
	別紙様式	3-2	(議員用)						

出張調査（研究・研修会参加）報告書

宝塚市議会議長 様

議員名 藤岡 和枝



出張調査（研究・研修会参加）の結果について、次のとおり報告します。

- 1 調査先（研究・研修会会場）・三宮研修センター（神戸市中央区八幡通4丁目2-12）
- 2 期間 令和 2年 2月 3日 ～ 令和 2年 2月 3日
- 3 出張者氏名（議員名） 藤岡 和枝
- 4 調査項目、テーマ ※調査結果の概要、所見等については別紙を添付  
・「自治体会計・自治体監査研修会」

5 旅費

①鉄道賃等

月日	交通機関	経路	金額	領収書の有無※	備考
2020203	阪急	逆瀬川～神戸三宮	280円	有・ <u>無</u>	
	阪急	神戸三宮～逆瀬川	280円	有・ <u>無</u>	
		～		有・無	
		～		有・無	
		～		有・無	
		～		有・無	
		～		有・無	
		～		有・無	
合計			560円		

※原則として領収書の添付が必要だが、券売機での切符購入等で領収書が徴しがたい場合は、2,000円以内の支出に限り、本報告書への記入をもって領収書の添付に代えるものとする。

②宿泊料

1人	1泊	金額	計	円
6	交通費	ガソリン代		円
		高速代		円
		駐車場代		円
		自動車借上料		円
		計		円
7	出席者負担金・会費	@	×	人＝ 円

【記入要領】

- ア 出張調査（市内を除く）、研究・研修会参加（市外、市内とも）の場合、この報告書を作成すること。
- イ 調査（研究・研修）結果の概要、所見等については別紙を添付すること（書式は任意）。
- ウ 鉄道賃等は、現に要した実費を記入すること（領収書を別紙に添付する）。ただし、行程等については経済的かつ合理的な経路及び方法によるものとする。
- エ 通常の経路以外の経路を用いた場合は、その合理的な理由を備考欄に記入すること。
- オ 宿泊料は、上限額（13,000円）以内で現に要した実費を記入すること（領収書を別紙に添付する）。
- カ 鉄道賃等と宿泊料がセットになっている場合は、鉄道賃等の項に合計金額を記入し、その旨を備考欄に付記すること。
- キ 交通費は、自家用車（バイクを含む）等を利用した場合に記入すること（領収書を別紙に添付する）。
- ク 出席者負担金・会費は、支出があった場合に記入すること（領収書を別紙に添付する）。





出張調査（研究・研修参加）報告書（別紙）

日 時	令和2年 2月 3日（月）13時00分～ 令和2年 2月 3日（月）17時00分
調査先（研修・研究会会場） ・三宮研修センター（神戸市中央区八幡通4丁目2-12）	
<p>&lt;調査・研究の報告&gt;</p> <p>「自治体会計・自治体監査研修会」</p> <p>演題1 「地方公共団体における内部統制制度の導入・実施ガイドライン」及び 「監査基準（案）」「実施要領」について</p> <p>講師 公認会計士 清水涼子 氏 関西大学大学院 会計研究科 教授</p> <p>パートI 内部統制ガイドラインの解説</p> <p>1 地方公共団体における内部統制の基本的枠組み</p> <p>(1) 定義</p> <p>住民の福祉の増進を図ることを基本とする組織目的が達成されるよう、行政サービスの提供等の事務を施行する主体である長自らが、組織目的の達成を阻害する事務上の要因をリスクとして識別及び評価し、対応策を講じることで、事務の適正な執行を確保すること</p> <p>(2) 4つの目的</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・事務の効率的かつ効果的な遂行</li> <li>・財務報告等の信頼性の確保</li> <li>・業務に関わる法令等の遵守</li> <li>・資産の保全</li> </ul> <p>(3) 6つの構成要素</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>①統制環境</li> <li>②リスクの評価と対応</li> <li>③統制活動</li> <li>④情報と伝達</li> <li>⑤モニタリング（監視活動）</li> <li>⑥ICT（情報通信技術）への対応</li> </ol> <p>2 内部統制に関する方針</p> <p>(1) 内部統制の目的</p> <p>(2) 内部統制の対象とする事務</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・財務事務は必須。長が定める事務を追加できる。</li> </ul> <p>(3) 法第150条第1項又は第2項に規定する内部統制に関する方針である旨</p> <p>(4) 長の氏名</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・遅くとも令和2年4月1日N時点で公表→必要に応じて見直しを検討</li> </ul>	

### 3 内部統制体制の整備

- ・全庁的な体制

内部統制最高責任者（長）の元に

内部統制推進部局と内部統制評価部局→各部局

### 4 内部統制評価報告書の作成

- ・長は、全庁的な内部統制及び業務レベルの内部統制の整備状況及び運用状況について評価を行い、内部統制評価報告書を作成。監査委員の審査意見を付け、議会に提出するとともに、公表（法第150条第4項～第8項）

### 5 監査委員による内部統制評価報告書の審査

#### (1) 審査

以下の(1)～(3)により審査する限りにおいて、評価が評価手続きに沿って適切に実施されたか、内部統制の不備について重大な不備に当たるかどうかの判断が適切に行われているかといった観点から検証・意見を付す。

#### (2) 内部統制評価報告書の審査とその他の監査等の関係

その他の監査等において把握した評価対象期間中における内部統制の不備について、把握した段階で早期の改善又は是正を求める。

内部統制の不備による影響を受ける事務について監査等を実施する場合には、当該不備による影響の程度に応じて、当該事務に係る内部統制に依拠する程度を勘案し、適切に監査等を実施することが適当。

## パートⅡ 監査基準（案）・実施要領

### 1 平成29年地方自治法改正

#### (1) 監査基準（案）の制定の趣旨

一般に公正妥当と認められるものとして、監査を実施するに当たっての基本原則か実施手順等について、地方公共団体に共通する規範として、統一的な基準を策定する必要がある。

（第31次地制調答申（ガバナンス関係））

### 2 監査基準（案）のポイント

#### (1) 監査基準（案）・実施要領の位置付け

#### (2) 監査基準の策定

#### (3) 自治法条文との関係

#### (4) リスク・識別と対応

#### (5) 監査対象とする事務事業の選定

#### (6) リスクー内部統制

#### (7) 内部統制に依拠した監査

#### (8) 監査リスクを低い水準に抑える

#### (9) 勧告の新設

#### (10) 指導的機能との関係

#### (11) 合規性と3E（経済性・効率性・有効性）

#### (12) 結果、意見、勧告の関係

#### (13) 重要性

#### (14) フォローアップ

## 演題2 「我が国自治体における内部統制の諸課題」

～より自律的な自治体運営を目指して～

講師 公認会計士 遠藤尚秀 氏

大阪市立大学大学院 都市経営研究科 教授

0 地方自治体を取り巻く外部環境

①わが国のパラダイム・チェンジ

②厳しい地方財政

③行政経営→地域経営

\* 内部統制を学ぶ意味

▶高まるリスクを予防・発見し、頑張る職員の誇り、シビック・プライドの維持・回復

▶環境の変化にしなやかに適応し、業務の有効性・効率性の促進

⇒「リスク」を洗い直し、「ガバナンス（とりわけ内部統制）の仕組み」の見直しを各部署で実施。行政に「イノベーション」を！

1 パブリック・ガバナンス原則と内部統制

①パブリック・ガバナンス原則

②重層的内部統制（I/C）体制

2 自治体内部統制の概念と留意事項

①機能

②目的・構成要素

▶4つの目的

①業務有効性及び効率性

②財務報告の信頼性

③法令等の遵守

④資産の保全

▶6つの構成要素

①統制環境

②リスクの評価と対応

③統制活動

④モニタリング

⑤情報と伝達

⑥ITへの対応

3 今後の監査実務の方向性

①今後の監査実務の類型

②監査の経済性・効率性向上の方策

・リスク・アプローチ；内部統制（IC）を意識した監査

・監査・検査・審査の有機的な連携

・リスクに対応した優先度合い

・会計管理者との棲み分け

- ・評価機能と監査機能の連携
- ・監査委員・監査職員の教育

### ③結び

#### \* 内部統制の整備・運用の留意点（1/2）

1 「無謬神話」は捨てよう（人は神ではない）

100%完璧な「統制」もなく、職員全員による不断の見直しが必要

2 まずは、「既存の内部統制」（事務事業評価・業務引き継ぎ書・委託等のチェック等）の充実のため、担当部局長、制度所管課のリーダーシップにより、現状の仕組みを見直し、より有効な内部統制の構築を模索。

3 ICTを含む「統制上の穴」はないか？

統制の空白地帯を見つけ出し、その対策が必要。

#### \* 内部統制の整備・運用の留意点（2/2）

4 「陳腐化した規則・ルール」の見直し

現状に適合しないルールはないか？陳腐化した規則はないかの見直しも必要

5 外部化した業務の「統制」も必須！

委託、指定管理等を利用しても、何かおこれば責任は「自治体」にあり。

### <所見>

特例市である本市においては、内部統制に関する方針の策定等は、努力義務であり、必要な体制の整備は義務づけられているわけではない。が、想定される様々なリスクを回避するためにどのような施策が講じられようとしているのかという観点が必要であり、これまでに経験したことがないが今後想定されるリスクに自治体がどう立ち向かっていくのかということをつめる上で、非常に重要な視点を学ぶことができた。

2019年12月吉日

各位

日本公認会計士協会兵庫会  
会 長 宮 田 勇 人  
担当副会長 遠 藤 眞 廣  
公会計委員長 森 山 恭 太

日本公認会計士協会兵庫会主催  
『自治体会計・自治体監査研修会』

拝啓 皆様におかれましては、ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。平素は格別のご高配を賜り、厚くお礼申し上げます。

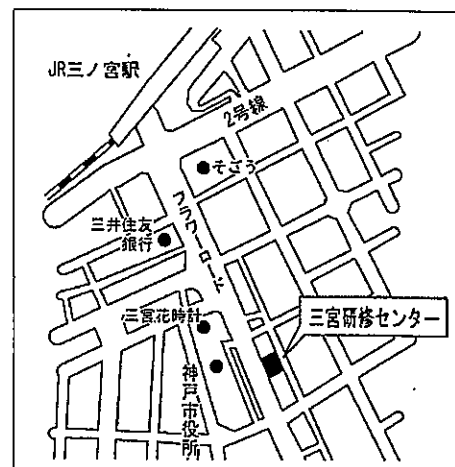
さて、このたび日本公認会計士協会兵庫会 公会計委員会主催により、「自治体会計・自治体監査研修会」を開催いたします。地方自治体のガバナンスを担われる地方議員等の先生方にとって、解りやすく有益な公会計・監査の講義を行います。

何かとご多忙の折ではありますが、万障お繰り合わせのうえ、多数ご出席賜りますようご案内申し上げます。

記

開催日時 2020年(令和2年)2月3日(月)  
13:00~17:00

開催場所 三宮研修センター  
神戸市中央区八幡通4丁目2-12 FRⅡビル  
TEL078-232-0081



演題1 「地方公共団体における内部統制制度の導入・実施ガイドライン」及び「監査基準(案)」、「実施要領」について

講師 公認会計士 清水涼子 氏  
関西大学 会計研究科 教授

演題2 我が国自治体における内部統制の諸課題(仮題)

講師 公認会計士 遠藤尚秀 氏  
大阪市立大学大学院 都市経営研究科 教授

申込締切 定員(80名)となりました締め切らせていただきますので、ご了承願います。  
(申込期限:1月27日)

問合せ 日本公認会計士協会兵庫会 (TEL:078-252-3281 担当:豊海・内山)

# 自治体会計・自治体監査研修会 次第

日 時：2020年2月3日(月)

13:00~17:00

場 所：三宮研修センター

(司 会) 日本公認会計士協会兵庫会 公会計委員長 森 山 恭 太

開会の挨拶 日本公認会計士協会兵庫会 会 長 宮 田 勇 人

演 題 1 「地方公共団体における内部統制制度の導入・実施ガイドライン」及び「監査基準(案)」  
「実施要領」について

講 師 関西大学大学院会計研究科 教授  
公認会計士 清水涼子 氏

演 題 2 「自治体内部統制と監査の深化—より自律的な自治体運営を目指して—」

講 師 大阪市立大学大学院 都市経営研究科 教授  
博士・公認会計士 遠藤尚秀 氏

閉会の挨拶 日本公認会計士協会兵庫会 副 会 長 遠 藤 眞 廣

主催：日本公認会計士協会兵庫会

日本公認会計士協会兵庫会  
自治体会計・自治体監査研修会

# 「地方公共団体における内部統制制度の 導入・実施ガイドライン」 及び「監査基準(案)」「実施要領」について

関西大学大学院会計研究科

清水涼子

# 我が国自治体における内部統制 の諸課題

—より自律的な自治体運営を目指して—

令和2年2月3日（月）  
大阪市立大学大学院  
都市経営研究科教授  
博士・公認会計士

遠藤 尚秀



(会派名または議員名 藤岡 和枝)

政務活動費支出書

支出科目	調査費	内 訳	旅費	支出番号	12
支 出 日	令和2年2月6日		支出金額	7,450 円	
支 出 先	JR等				
支出内容	旅費				
<領収書等添付欄> 裏面使用または別紙添付可			ポイント	0	円減額

供	議長	副議長	局長	次長	課長	副課長	係長	係	合
別	議式3	2(議員)	酒	市議	議	○	西	井	議

出張調査（研究・研修会参加）報告書

宝塚市議会議員 様

議員名

藤岡 和枝



出張調査（研究・研修会参加）の結果について、次のとおり報告します。

- 1 調査先（研究・研修会会場）・兵庫県朝来市
- 2 期間 令和 2年 2月 6日 ～ 令和 2年 2月 6日
- 3 出張者氏名（議員名） 藤岡 和枝
- 4 調査項目、テーマ ※調査結果の概要、所見等については別紙を添付
  - ・議会モニター制度について
  - ・議会だよりアンケートについて

5 旅費

①鉄道賃等

月日	交通機関	経路	金額	領収書の有無※	備考
2020206	阪急	逆瀬川～宝塚	160円	有・ <del>無</del>	
	JR	宝塚～和田山	3,730円	<del>有</del> ・無	
	JR	和田山～宝塚	3,400円	<del>有</del> ・無	
	阪急	宝塚～逆瀬川	160円	有・ <del>無</del>	
		～		有・無	
		～		有・無	
		～		有・無	
		～		有・無	
合計			7,450円		

※原則として領収書の添付が必要だが、券売機での切符購入等で領収書が徴しがたい場合は、2,000円以内の支出に限り、本報告書への記入をもって領収書の添付に代えるものとする。

②宿泊料

1人	泊	金額	計	円
6	交通費	ガソリン代		円
		高速代		円
		駐車場代		円
		自動車借上料		円
		計		円
7	出席者負担金・会費	@	×	人＝ 円

【記入要領】

- ア 出張調査（市内を除く）、研究・研修会参加（市外、市内とも）の場合、この報告書を作成すること。
- イ 調査（研究・研修）結果の概要、所見等については別紙を添付すること（書式は任意）。
- ウ 鉄道賃等は、現に要した実費を記入すること（領収書を別紙に添付する）。ただし、行程等については経済的かつ合理的な経路及び方法によるものとする。
- エ 通常の経路以外の経路を用いた場合は、その合理的な理由を備考欄に記入すること。
- オ 宿泊料は、上限額（13,000円）以内で現に要した実費を記入すること（領収書を別紙に添付する）。
- カ 鉄道賃等と宿泊料がセットになっている場合は、鉄道賃等の項に合計金額を記入し、その旨を備考欄に付記すること。
- キ 交通費は、自家用車（バイクを含む）等を利用した場合に記入すること（領収書を別紙に添付する）。
- ク 出席者負担金・会費は、支出があった場合に記入すること（領収書を別紙に添付する）。



領 収 書 藤岡 和枝 様

Receipt  
領収年月日 2020.-1.24  
金額 ¥3,730 (消費税等込み)

上記金額確かに領収いたしました

購入商品 JR乗車券類 JR tickets  
(60202 2枚)

西日本旅客鉄道株式会社

宝塚駅  
宝塚駅F2発行

00203-01

印紙税申告納  
付につき大淀  
税務署承認済

領 収 書 藤岡 和枝 様

Receipt  
領収年月日 2020.-2.-6  
金額 ¥3,400 (消費税等込み)

上記金額確かに領収いたしました

購入商品 JR乗車券類 JR tickets  
( ) (枚)

西日本旅客鉄道株式会社

和田山駅  
和田山駅F1発行

20212-01

印紙税申告納  
付につき大淀  
税務署承認済

## 出張調査（研究・研修参加）報告書（別紙）

日 時	令和2年 2月 6日（木）13時00分～ 令和2年 2月 6日（木）15時00分
調査先（研修・研究会会場） ・兵庫県朝来市	
<p>&lt;調査・研究の報告&gt;</p> <p>（1）市議会モニター制度について</p> <p>◎目的：朝来市議会の運営等に関し、市民からの要望、提言その他の意見を広く聴取し、市議会の運営等に反映させ、もって市議会の円滑かつ民主的な運営を推進し、市民により開かれた市議会とすることを目的として市議会モニターを設置。</p> <p>◎平成30年5月1日「朝来市議会モニター設置要綱」制定</p> <p>◎平成30年7月 市議会モニター募集開始</p> <p>◎募集概要 15名以内</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・地域自治協議会依頼 11人 公募 4名</li> <li>・内訳 有職者5名 無職者9名</li> <li>・任期 1年</li> </ul> <p>◎職務内容</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・会議を傍聴、または視聴（ケーブルテレビ、インターネット中継、録画）し、当該会議の運営に関する意見を提出すること。</li> <li>・市議会の広報紙及びホームページに関する意見を提出すること。</li> <li>・議長が依頼する市議会の運営に関する調査事項に回答し、又は意見を提出すること。</li> <li>・公開された政務活動費の使途に関する意見を提出すること。</li> <li>・年に1回以上開く市議会議員との意見交換会に参加し、意見を述べること。</li> <li>・その他、議長が必要と認めること。</li> </ul> <p>◎事業費 謝礼（1000円×人数）クオカード</p> <p>◎モニターからの主な意見</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・臨場感を感じた</li> <li>・旧町の頃と比べると威厳がある</li> <li>・もっと議員は政策提言すべき</li> <li>・議員はいったい何をしているのか（→事前に議会全般についての研修は行っているが）</li> <li>・記者席が邪魔だ</li> <li>・議場に出席する議員が多い。全員出席しなくてもよい。</li> <li>・議員と話す機会を増やして触れ合う場の提供を</li> <li>・地域での活動を見えるような工夫を</li> <li>・議員定数の削減を 増やすべき</li> <li>・議員報酬の削減を 増やすべき など</li> </ul>	

◎成果、課題及び検証

- ・年齢層が高い（34歳～85歳 平均年齢 63歳）
- ・メンバーの固定化
- ・女性、若い人の参画への工夫（14名の内訳 男性12名 女性 2名）
- ・モニターによる議会傍聴が増えたことから一定の緊張感が生まれて良い影響が出ている
- ・モニターに就任いただける人の確保（特に公募）
- ・先進地への視察・・・三重県四日市市、滋賀県大津市

（2）議会だよりアンケートについて

◎調査の目的及び概要

議会だよりが市民により親しまれ、分かりやすく読みやすい紙面となるよう、また市民と議会を繋ぐツールとなるよう、毎号の編集作業を行っている。この度、市民の議会だよりに対する思いを聴取するため「議会だよりアンケート」による調査を行った。

アンケートの配布は、5月に市内11会場で開催した議会報告会で参加者に配布したほか、8月発行の議会だより（第68号）への挟み込みにより配布した。

◎事業費 アンケート用紙印刷代、郵便料等 約15万円

◎結果及び本事業の今後の方向性

分析精度を上げるため、対象者を無作為抽出することが望ましい。

◎今後は、2年に一回はアンケートを実施する方向で調整。

◎編集技術向上のため、兵庫県議会広報主催の議会広報クリニック等の研修を隔年程度で受講することが望ましい。グラフィックデザイナーのアドバイスを受けられる。

◎毎日新聞社大阪支社に依頼して研修も。（出張して来てくれる）

◎議会への関心が低い女性層、若年層の関心があるとの答えが多かった「ようこそ朝来市へ」というシリーズの充実。

◎先進地への視察・・・東京都あきる野市、丹波市、東京都寄居町

<所見>

限られた予算で、より広く市民の声を聞くために、議会モニター制度、議会だよりアンケートを実施して、工夫を重ねておられる取り組みを伺うことができた。課題も具体的にお聞きできたことの収穫は大きいと受け止めた。今後、本市で取り組むに当たっては、いくつものヒントをいただいた。大いに参考とさせていただき、さらに調査、研究を続けていきたい。



兵庫県朝来市議会

ふちもと みのる  
議長 渕本 稔  
いつでもご連絡ください  
携帯 090-8575-4537  
E-mail ginzan21@yahoo.co.jp

Facebook「渕本稔」で毎日情報発信  
ブログ「生野タイムズ」<http://ameblo.jp/ginzan-ikuno>



朝来市議会  
*Asago-city assembly*

議会運営委員長

日下 茂  
くさ か しげる  
*Musaka Shigeru*

朝来市議会議員  
公明党朝来支部長

文教民生常任委員会  
議会広報委員会 委員長

上田 幸 広  
Ueda Yukihiro

〒679-3301 兵庫県朝来市生野町口銀谷402  
TEL・FAX 079-679-3411  
携帯 090-1909-0924  
eey78720@sasayuri-net.jp  
<http://www.komel.or.jp/km/asago-ueda-yukihiro/>



兵庫県朝来市議会

議会運営委員会

副委員長 鈴木 逸朗

〒669-5292  
兵庫県朝来市和田山町東谷213-1  
TEL:079-672-1930 FAX:079-672-1931

あなたほまちの未来  
ASAGOing

あなたほまちの未来  
ASAGOing

あなたが好きなまち 朝来市

議会事務局

局長 北垣 敏彦  
Toshihiko Kitagaki



〒669-5292 朝来市和田山町東谷 213-1  
TEL:079-672-1930(ダイヤルイン) FAX:079-672-1931  
E-mail:kitagakii-toshihiko@city.asago.lg.jp  
URL:<http://www.city.asago.hyogo.jp>

ようこそ朝来市へ



## 宝塚市議会 議会改革検討委員会分科会 行政視察 次第

日時 令和2年2月6日 午後1時から

場所 朝来市役所5階 第2委員会室

1. 開 会

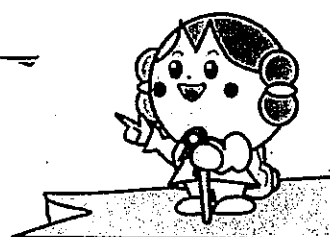
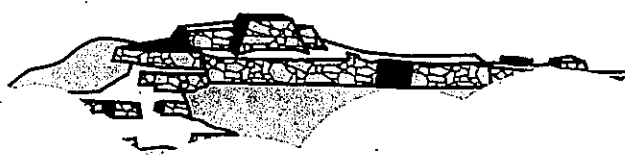
2. あいさつ

3. 研 修

- ・朝来市議会モニター制度について
- ・議会だよりアンケートについて

( 質疑・応答 )

4. 閉 会



宝塚市議会 議会改革検討委員会分科会 行政視察資料

(1) 市議会モニター制度について 【参考資料① 市議会モニター設置要綱】

①目的

朝来市議会の運営等に関し、市民からの要望、提言その他の意見を広く聴取し、市議会の運営等に反映させ、もって市議会の円滑かつ民主的な運営を推進し、市民により開かれた市議会とすることを目的として市議会モニターを設置。

②導入経緯

◎平成28年12月26日

議会基本条例等関係例規の見直しに加え、市内外の状況を踏まえながら、市民の声を市政に反映するにふさわしい議会の活性化等について調査を行うことを目的に、「議会改革調査特別委員会」を設置した。

◎平成29年9月29日

議会改革調査特別委員会が先進市議会の行政視察や委員会（13回開催）での議論の結果、早期の実現に向け、具体的な取り組みを進める事項の一つとして「市議会モニター制度」を報告した。

◎平成29年11月1日

議員改選後の初議会において、湊本議長が就任あいさつの中で、「市議会モニター制の」を含めた議会改革を早急に取り組むことを表明される。以降、議会運営委員会で協議開始。

◎平成30年5月1日

「朝来市議会モニター設置要綱」制定

◎平成30年7月

市議会モニター募集開始

◎平成30年8月28日

市議会モニター委嘱状交付

③制度概要

◎募集人員 15名以内

◎任期 1年

◎応募資格

朝来市内に住所を有する18歳以上の方で、市議会の運営や市政に関心がある方なら応募できます。ただし、次に該当する方は除きます。

- ・国及び地方公共団体の議会の議員
- ・常勤の公務員
- ・市の各種行政委員会の委員



## (2) 議会だよりアンケートについて

### ①調査の目的及び概要 【参考資料④ アンケート用紙】

議会だよりが市民により親しまれ、分かりやすく読みやすい紙面となるよう、また市民と議会とを繋ぐツールとなるよう、毎号の編集作業を行っている。この度、市民の議会だよりに対する思いを聴取するため、「議会だよりアンケート」による調査を行った。

なお、アンケートは5月に市内11会場で開催した議会報告会で参加者に配布したほか、8月発行の議会だより（第68号）への挟み込みにより配布した。

### ②事業費

アンケート用紙印刷代、郵便料等 約15万円

### ③結果及び本事業の今後の方向性 【参考資料⑤ 議会だより抜粋（第69号P.7）】

- ・アンケートは読者分析を行う上で効果的かつ有意義な手法であるため、議会だよりアンケートを定期的・継続的に実施することが望ましい。なお、分析精度を上げるため、対象者を無作為抽出することが望ましい。
- ・議会だよりの読者層を増やすため、女性や若年層にも興味を持ってもらいやすい記事や特集を掲載することや、片仮名や難しい行政用語の使用をなるべく避け、止むを得ない場合には必ず説明書きを付けることなどの配慮を行うことが望ましい。
- ・編集技術向上のため、議会広報クリニック等の研修を隔年程度で受講することが望ましい。

## 朝来市議会要綱第1号

## 朝来市議会モニター設置要綱

## (設置)

第1条 朝来市議会(以下「市議会」という。)の運営等に関し、市民からの要望、提言その他の意見を広く聴取し、市議会の運営等に反映させ、もって市議会の円滑かつ民主的な運営を推進し、市民により開かれた市議会とすることを目的として市議会モニターを設置する。

## (定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 市民 朝来市内に住所を有する者
- (2) 会議 市議会及び委員会の会議その他朝来市議会基本条例(平成21年朝来市条例第16号)及び朝来市議会会議規則(平成17年朝来市議会規則第1号)で定める会議等

## (定員)

第3条 市議会モニターの定員は、15人以内とする。

## (資格)

第4条 市議会モニターは、市議会の運営や市政に関心がある18歳以上の市民で、次に掲げる要件を満たす者とする。

- (1) 国及び地方公共団体の議会の議員でない者
- (2) 常勤の公務員でない者
- (3) 市の各種行政委員会の委員でない者

## (職務)

第5条 市議会モニターは、次に掲げる職務を行う。

- (1) 会議(非公開のものを除く。)を傍聴し、又は視聴し、当該会議の運営に関する意見を提出すること。
  - (2) 市議会の広報紙及びホームページに関する意見を提出すること。
  - (3) 議長が依頼する市議会の運営に関する調査事項に回答し、又は意見を提出すること。
  - (4) 公開された政務活動費の用途に関する意見を提出すること。
  - (5) 年に1回以上開く市議会議員との意見交換会に参加し、意見を述べること。
  - (6) 前各号に掲げるもののほか、議長が必要と認めること。
- 2 前項第1号から第4号までに規定する意見の提出については、文書(電子メールによるものを含む。)をもって行うものとする。

## (意見等の処理)

第6条 議長は、市議会モニターから意見等が提出されたときは、必要に応じ関係する会議に当該意見等を送付し、当該会議において検討させるものとする。

2 議長は、前項の規定による検討の結果の報告があったときは、議長が別に定める方法により、議会モニターに通知するとともに、公表するものとする。

## 朝来市議会モニターを募集します

市民の皆様から議会運営等についての要望、提言その他の意見を広くお聴きし、市民により開かれた市議会とするため、「朝来市議会モニター」を募集します。

◆募集人員 15名以内

◆応募資格

朝来市内に住所を有する18歳以上の方で、市議会の運営や市政に関心がある方なら応募できます。ただし、次に該当する方は除きます。

- ① 国及び地方公共団体の議会の議員
- ② 常勤の公務員
- ③ 市の各種行政委員会の委員

◆職務内容

- ① 会議(非公開のものを除く。)を傍聴し、又は視聴し、当該会議の運営に関する意見を提出すること。
- ② 市議会の広報紙及びホームページに関する意見を提出すること。
- ③ 議長が依頼する市議会の運営に関する調査事項に回答し、又は意見を提出すること。
- ④ 公開された政務活動費の使途に関する意見を提出すること。
- ⑤ 年に1回以上開く市議会議員との意見交換会に参加し、意見を述べること。
- ⑥ その他、議長が必要と認めること。

◆任 期 平成32年4月30日まで

◆謝 礼 謝礼はありません。



◆応募方法 裏面の「朝来市議会モニター応募申込書」で応募してください。  
郵送・ファックス・Eメール・持参のいずれの方法でも受け付けます  
※市のホームページにも募集記事を掲載しています。

◆募集期限 平成31年3月29日(金)(郵送の場合は〆切当日の消印有効)

◆選考方法 書類選考とし、選考結果については応募者全員に郵送にて通知します。  
選考過程の公表はしませんので、予め御了承のうえ応募してください。

－ 応募・お問い合わせ －

〒669-5292 朝来市和田山町東谷 213 番地 1 朝来市議会事務局

TEL 672-1930 / FAX 672-1931 / E-mail : gikai@city.asago.lg.jp



市内経済を支えている  
中小零細業者への支援を

岡田 和之



○中小零細業者の現状と支援は

市内の事業者数の推移は。

◎ 平成22年度に1053あつ

た事業所が平成30年度は884に減少した。

◎ 年齢構成と事業継承は。

◎ 65歳以上が37・5%。廃業

を検討する事業者も多い。

◎ 市内経済の維持発展のため、事業者の経営や事業継承への実情に沿った支援が必要では。

◎ あさご元気産業創生センターを中心

に相談業務を行い、事業者の課題解決につなげたい。

また、商工会、金融機関と市が連携して6月に開設した「あさご事業承継サポートセンター」で効果的な支援を行いたい。

◎ 商工会が窓口となり「小規模事業者持続化補助金」が活用

されているが、零細業者にも使

い勝手のいい制度ができないか。

◎ 制度の内容や事業者の意見も伺いながら検討してみたい。

◎ 小規模事業者への発注支援は

市は事業者にとって大きな

消費

品

の

発

注

支



▲さまざまな業者が営業する街並み

方法があれば検討したい。

◎ 小規模事業者に周知できる

方法があれば検討したい。

◎ 大変有効な制度であり活用

いただきたいが、市のホーム

ページで市民への周知が不十分

だ。もっと市民に広報すべきだ。

◎ 小規模事業者に周知できる

方法があれば検討したい。

◎ 小規模事業者に周知できる

方法があれば検討したい。

◎ 小規模事業者に周知できる

方法があれば検討したい。

### 議会モニターとの意見交換会

昨年発足した「議会モニター制度」に応募いただいた第1期議会モニターの皆さんには、9月定例会から傍聴などの活動を精力的に行っていただきました。

平成31年4月10日、議会モニターの皆さんと瀧本議長はじめ6人の議員との意見交換会を開催し、議会活動や政務活動費のことなど、様々な意見交換を行いました。

議会モニターの皆さんから頂いたご意見は、今後の議会活動の参考とすべく、全議員に配付しました。

\*ここでは、意見交換会の後に行ったインタビューの内容をご紹介します。

議会モニター制度を通じて、市民の声を議会に伝えていきたい。

議会や議員は市民との距離を縮めてほしい。

議員はもう少し真剣に議論してほしい。  
議会モニター制度を活用し、自由に市民の意見を伝えれば、自然と議会や議員も変わると思う。



▲意見交換会の様子

自分でももっと勉強し、議会に対して物申せるようになりたいと思った。

本会議は重々しい雰囲気、議員や市長、職員は議場に尊敬の念を持っていると感じた。

貴重なご意見をありがとうございました。  
これからも、議会モニター活動にご協力をお願いします。

# 「議会だよりに関するアンケート」



朝来市議会では、議会の活動状況をお知らせする「朝来市議会だより」を年4回発行しています。

市民の皆様により親しまれ、わかりやすく読みやすい紙面づくりを進めていくため、「議会だよりに関するアンケート」を実施いたします。

ご理解とご協力をお願いします。

資料④

問1 性別・年代を教えてください。

性別 ①男性 ②女性

年代 ①20歳未満 ②20代 ③30代 ④40代 ⑤50代 ⑥60代 ⑦70歳以上

問2 議会だよりを読んでいますか。

①いつも読む ②ときどき読む ③あまり読まない ④読んだことがない

問3 議会だよりの記事の中で、関心があるものはどれですか。(複数回答可)

①議案審議 ②賛否の状況 ③委員会報告 ④一般質問 ⑤シリーズ ようこそ朝来市へ

切り取り

## 議会だよりアンケート 回答はがき

※回答番号を○で囲んでください。

問1 ①男性 ②女性

①20歳未満 ②20代 ③30代 ④40代

⑤50代 ⑥60代 ⑦70歳以上

①いつも読む ②ときどき読む

③あまり読まない ④読んだことがない

問3 ①議案審議 ②賛否の状況 ③委員会報告

④一般質問 ⑤シリーズ ようこそ朝来市へ

問4 ①時間がない ②関心がない ③つまらない

④他の手段で議会の情報が得られる

⑤議会だよりを知らない

問5 ①読みやすい ②どちらでもない ③読みにくい

問6 ご意見・ご感想をお聞かせください。

※お名前がとろろぎいきました (裏面にも記載できます)

問4 議会だよりをあまり読んでいない、読んだことがない理由はなんですか。(複数回答可)

①時間がない ②関心がない

③つまらない

④他の手段で議会の情報が得られる

⑤議会だよりを知らない

問5 現在の紙面は読みやすいですか。

①読みやすい

②どちらでもない

③読みにくい

問6 議会だよりについて「ご意見・ご感想」をお聞かせください。

※左の「はがき」に記入していただき、8月末までに投函してください。(切手は不要です)

議会広報特別委員会調査報告

議会だよりアンケートから

見えたこと

【調査概要】

議会広報特別委員会では、議会だよりが市民の皆さんにより親しまれ、分かりやすく読みやすい紙面となるよう、また市民と議会とをつなぐツールとなるよう、毎号の編集作業を行っています。この度、皆さんの議会だよりに対する思いを聴取するため、「議会だよりアンケート」による調査を行いました。アンケートは5月に行った議会報告会に参加者へ配布し、8月発行の議会だより第68号に挟み込んで全戸配布しました。

【分析結果】

問1 性別・年代

男性が115件(82%)、女性が26件(18%)で、年代別は60代が69件(45%)と最も多い。回答に占める男性の割合が非常に高く、若年層の回答は少なかった。性別、年代共に偏りのある結果となった。

問2 議会だよりを読む頻度

「いつも読む、ときどき読む」を合わせると136件(89%)で、全体として概ね読まれているが、女性や若年層には読まれていない傾向にある。

問3 関心のある記事

「一般質問」が119件(42%)で最も読まれているが、女性は「シリーズ」に比較的関心がある。

問4 読まない理由

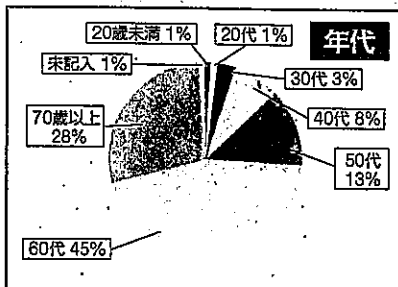
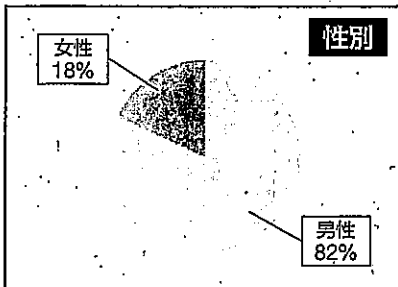
「関心、時間が無い」が最も多いが、60代以上の男性は、「他の手段で議会の情報が得られる」との回答が多い。

問5 読みやすい

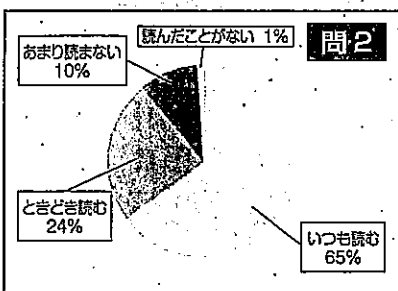
「読みやすい」が75件(52%)と概ね肯定的に受け止められているが、70歳以上の方からは「どちらでもない」との回答が最も多くなっている。

議会だよりアンケート結果

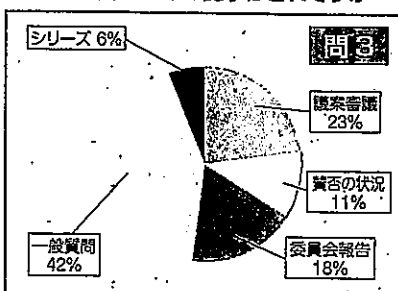
問1 あなたの性別と年代を教えてください



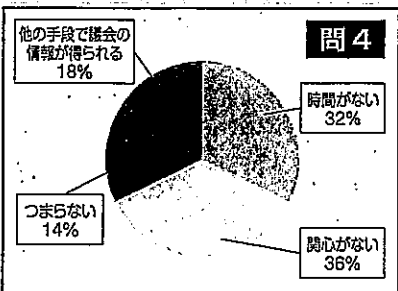
問2 議会だよりを読んでいますか



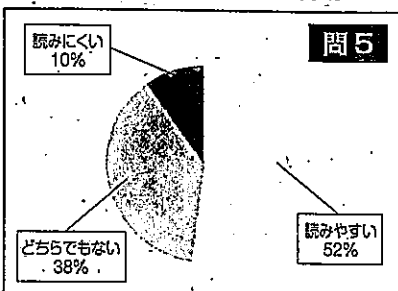
問3 関心のある記事はどれですか



問4 読んだことのない理由はなんですか



問5 紙面は読みやすいですか



【委員会のまとめ】

今期委員の2年間の活動と今回のアンケート集計を踏まえ、次のとおりまとめました。○アンケートは読者分析を行う上で効果的かつ有意義な手法であるため、定期的・継続的に実施すること、対象者を無作為抽出することが望ましい。

○読者層を増やすため、女性や若年層にも興味を持ってもらいやすい記事や特集を掲載することや、片仮名や行政用語の多用を避けることが望ましい。○編集技術向上のため、議会広報クリニックス等の研修を隔年程度で受講することが望ましい。

議会だよりアンケート結果

## 行政視察（朝来市）について

1 視察日時 令和2年（2020年）2月6日（木） 午後1時から2時間程度

2 視察先 兵庫県朝来市

3 視察項目

(1) 議会モニター制度について

(2) 議会だよりアンケートについて

※詳細は別紙のとおり

4 視察行程

午後1時00分 議会事務局（担当：主任 おおばやしひろゆき 大林厚之様）

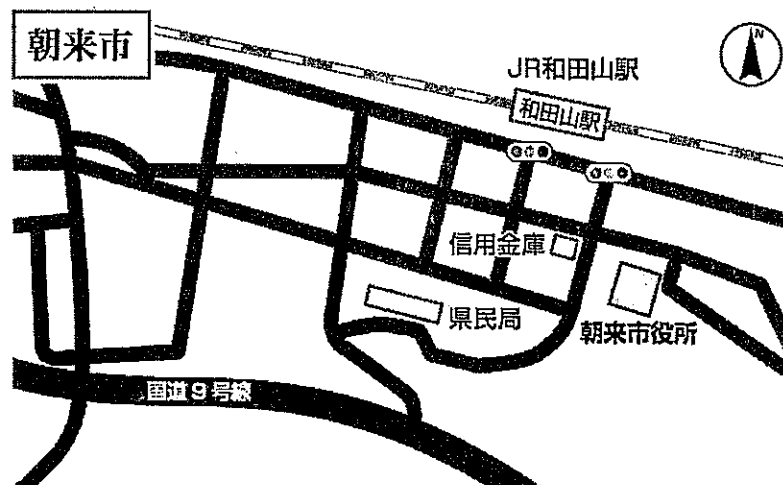
住所：朝来市和田山町東谷213番地1

電話：079-672-1930 FAX：079-672-1931

E-mail：[gikai@city.asago.lg.jp](mailto:gikai@city.asago.lg.jp)

5 視察申込先 同上

6 市役所案内図



【朝来市 行政視察項目】

1 議会モニター制度について

- (1) 本制度の目的及び導入に至った経緯
- (2) 本制度の概要及び事業費
- (3) 議会モニター募集の経過及び課題など（議会モニターを多様な住民から選出するために、どのようにされたのか）
- (4) 議会モニターの活動状況
- (5) 本制度の成果、課題及び検証
- (6) 本制度の今後の方向性
- (7) 本制度に対する反響（市民及び議会（議員））
- (8) 議会改革、議会運営等への応用、活用

2 議会だよりアンケートについて

- (1) 本事業の目的及び導入に至った経緯
- (2) 本事業の概要及び事業費
- (3) 本事業の成果、課題及び検証
- (4) 本事業の今後の方向性
- (5) 本事業に対する反響（市民及び議会（議員））
- (6) 議会だよりへの応用、活用



(会派名または議員名 藤岡 和枝)

政務活動費支出書

支出科目	研究・研修会費	内 訳	旅費	支出番号	13
支 出 日	令和2年2月12日		支出金額	37,340 円	
支 出 先	JR等				
支 出 内 容	旅費				
<領収書等添付欄> 裏面使用または別紙添付可			ポイント	0	円減額

出張報告書  
及表NO.14に添付

# 領 収 書

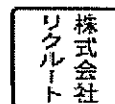
再 発 行 ( 1 )

発行: No. JJP0000724801  
表示日: 2019年12月17日

下記、正に領収いたしました。

宛名	藤岡和枝様
金額	¥35,600- ※但し、航空券代・宿泊代等として(クレジットカード決済)
予約番号	JJP2A6C863
旅行期間	2020年02月12日 ~ 2020年02月13日
決済日	2019年12月17日

※本紙は電子的に保持している領収データを画面表示したものです。







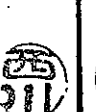



株式会社リクルート  
〒100-6640  
東京都千代田区丸の内1-9-2グラントウキョウサウスタワー

(会派名または議員名 藤岡 和枝)


## 政務活動費支出書

支出科目	研究・研修会費	内 訳	出席者負担金・会費	支出番号	14
支 出 日	令和2年2月12日		支出金額	27,500 円	
支 出 先	地方から考える「社会保障フォーラム」事務局				
支出内容	セミナー参加費				
<領収書等添付欄> 裏面使用または別紙添付可			ポイント	0	円減額

供 覧	議長	副議長	局長	次長	課長	副課長	係長	係	合 議
									

出張調査（研究・研修会参加）報告書

宝塚市議会議長 様

議員名 藤岡 和枝 印

出張調査（研究・研修会参加）の結果について、次のとおり報告します。

- 1 調査先（研究・研修会会場）・ビジョンセンター  
（東京都中央区銀座1-6-2 銀座Aビル 3階）
- 2 期間 令和 2年 2月12日 ~ 令和 2年 2月13日
- 3 出張者氏名（議員名） 藤岡 和枝
- 4 調査項目、テーマ ※調査結果の概要、所見等については別紙を添付

・第21回 地方から考える社会保障フォーラム

5 旅費

①鉄道賃等

月日	交通機関	経路	金額	領収書の有無※	備考
2020212	阪急バス	宝塚インター前~伊丹空港	240円	有・ <del>無</del>	往復航空券代・宿泊代 が含まれます
	航空機	伊丹~羽田	35,600円	<del>有</del> ・無	
	JR等	羽田空港~有楽町	630円	有・ <del>無</del>	
20200213	JR等	有楽町~羽田空港	630円	有・ <del>無</del>	
	航空機	羽田~伊丹		有・無	
	阪急バス	伊丹空港 ~鶴の荘	240円	有・ <del>無</del>	
		~		有・無	
		~		有・無	
合計			37,340円		

※原則として領収書の添付が必要だが、券売機での切符購入等で領収書が徴しがたい場合は、2,000円以内の支出に限り、本報告書への記入をもって領収書の添付に代えるものとする。

②宿泊料

1人	1泊	金額	計	円	上記往復航空機・宿泊代に含まれています
6	交通費	ガソリン代		円	
		高速代		円	
		駐車場代		円	
		自動車借上料		円	
		計		円	
7	出席者負担金・会費	@	27,500 × 1人 =	27,500 円	

【記入要領】

- ア 出張調査（市内を除く）、研究・研修会参加（市外、市内とも）の場合、この報告書を作成すること。
- イ 調査（研究・研修）結果の概要、所見等については別紙を添付すること（書式は任意）。
- ウ 鉄道賃等は、現に要した実費を記入すること（領収書を別紙に添付する）。ただし、行程等については経済的かつ合理的な経路及び方法によるものとする。
- エ 通常の経路以外の経路を用いた場合は、その合理的な理由を備考欄に記入すること。
- オ 宿泊料は、上限額（13,000円）以内で現に要した実費を記入すること（領収書を別紙に添付する）。
- カ 鉄道賃等と宿泊料がセットになっている場合は、鉄道賃等の項に合計金額を記入し、その旨を備考欄に付記すること。
- キ 交通費は、自家用車（バイクを含む）等を利用した場合に記入すること（領収書を別紙に添付する）。
- ク 出席者負担金・会費は、支出があった場合に記入すること（領収書を別紙に添付する）。



領収証

藤岡 和枝 様

¥27,500円

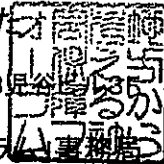
但

第21回 地方から考える「社会保障フォーラム」セミナー参加費として  
2020年2月12日

上記正に領収いたしました

〒101-0047 東京都千代田区内神田2-5-3

地方から考える「社会保障フォーラム」事務局



出張調査（研究・研修参加）報告書（別紙）

<p>日 時</p>	<p>令和2年 2月12日（水）12時30分～ 令和2年 2月13日（木）14時35分</p>
<p>調査先（研修・研究会会場） ・（貸会議室）ビジョンセンター東京有楽町 （東京都中央区銀座1-6-2銀座Aビル3階）</p>	
<p>&lt;調査・研究の報告&gt; ◎第21回地方から考える社会保障フォーラム 2月12日（水）1日目 講義1「社会保障改革の展望～2040年を見据えて～」 講師：鈴木俊彦氏 厚生労働事務次官</p> <p>1. 人口構造と社会構造の変化</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○社会保障の1丁目1番地はこれからの人口減少局面にどう対処していくのか</li> <li>○2065年には総人口が9000万人を割り込み、高齢化率は38%台の水準になる</li> <li>○高齢者人口は増加し、生産年齢人口は減少する</li> <li>○合計特殊出生率をどう上昇させていくか</li> <li>○人口構造は地域間で大きな差が出てくる。∴地域ごとの対策が重要になる</li> <li>○単身世帯、高齢者単身世帯、ひとり親世帯ともに、今後とも増加</li> <li>○単身世帯は、2035年には約4割に達する</li> <li>○下支え力の減速化</li> </ul> <p>2. 2040年を展望した社会保障のビジョンづくり</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○団塊の世代が全員75歳以上となる2025年に向けて高齢者人口が急激に増加した後、高齢者人口の増加は緩やかになる</li> <li>○一方で、既に減少に転じている生産年齢人口は、2025年以降さらに減少が加速</li> <li>○社会保障給付費の対GDP比             <ul style="list-style-type: none"> <li>・2018年度21.5%（名目額121.3兆円）⇒2025年度21.7%～21.8%（同140.2兆円～140.6兆円）</li> <li>・その後15年間で2.1～2.2%上昇⇒2040年度23.8%～24.0%（同188.2～190.0兆円）</li> </ul> </li> <li>○お金の問題より人の問題</li> <li>○働いている人の数を増やす 社会参加、労働参加の人を増やす</li> <li>○全世代型社会保障の構築に向けて、厚生労働省に「2040年を展望した社会保障・働き方改革本部」を立ち上げ</li> </ul> <p>以下の取組を推進</p> <p>①雇用・年金制度改革②健康寿命延伸プラン③医療・福祉サービス改革プラン</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○2040年を展望すると、高齢者の人口の伸びは落ち着き、現役世代（担い手）が急減⇒「総就業者数の増加」と「より少ない人手でも回る医療・福祉の現場の実現」が必要</li> <li>○今後、国民誰もが、より長く、元気に活躍できるよう①～④の取組を進める</li> </ul>	

①多様な就労・社会参加の環境整備、②健康寿命の延伸、③医療・福祉サービスの改革による生産性の向上、④社会保障の持続可能性の確保（給付と負担の見直し等）

### 3. 全世代型社会保障の読み解き方

○令和元年9月20日「全世代型社会保障検討会議」第1回会議を開催

○令和元年12月19日「中間報告」とりまとめ

- ・年金—厚生年金の適用範囲の拡大（50人を超える企業の規模まで拡大）  
受給開始時期の選択肢を75歳まで引き上げ
- ・労働—70歳までの就業機会確保
- ・医療—75歳以上の一定所得以上の方の窓口負担割合を2割に  
紹介状なしでの大病院受診の定額負担を求める

○令和2年夏に最終報告を取りまとめ予定

### 4. 当面の主な論点

（1）全世代型社会保障検討会議の最終報告に向けて

- ①改革案の具体設計（後期高齢者医療の窓口負担、紹介状なし大病院受診時の定額負担）
- ②医療・介護の将来像

（2）2022年度予算

- ①骨太方針—次期（集中）改革期間の設定？
- ②財源の在り方の再検討

（3）少子化（人口減少）対策の充実・強化

### 5. 社会保障改革「次の一手」を考える

～地域共生社会の実現に向けて～

【視点1】今後の社会経済構造の変化を見通した総合的な取組

- 「格差」「貧困」～特に留意すべきは、子どもの貧困と高齢低所得者の増加
- 年金・医療・介護を通じた低所得者支援の強化
- 「住まい」む含め、生活保障という観点に立った支援の枠組みの構築

【視点2】地域共生社会の構築

- 「制度があって人があるのではない、人があって制度がある」
- 国民生活を支えてきた各種制度、サービスが機能不全に陥らないように手を打つ
- 各制度の縦割りを越えたシステムの構築～全世代・全対象型地域包括支援

【視点3】国民は共有できる理念の形成「社会保障は国民の共有財産」

- 格差の拡大・固定化、外国人との共生
- Trump現象、Brexit現象、ポピュリズムの台頭 etc.
- 社会・国民の統合に向かう「理念」の形成

講義2「子どもをめぐる最近の動向と今後の展望について

～待機児童対策と児童虐待防止対策を中心に～

講師：渡辺由美子氏 厚生労働省子ども家庭局長

◎少子化の進行と人口減少社会の到来

○平成30年の出生数は91万8400人で過去最少。合計特殊出生率は平成17年に1.26を底として、やや持ち直しの傾向。令和元年の出生数（推計値）は、86万4000人。

○平成17年には死亡数が出生数を上回り、我が国の人口は減少局面に入った。

#### ◎少子化対策への取組の主な推移

- ・1990（平成2）年 「1.57 ショック（前年（平成元年）の合計特殊出生率が1.57であったことが注目される）
- ・1994（平成6）年 エンゼルプラン  
⇒ ⇒ ⇒
- ・2007（平成19）年 「子どもと家族を応援する日本」重点戦略
- ・2008（平成20）年 「社会保障国民会議 最終報告」
- ・2012（平成24）年 子ども・子育て関連3法の成立・公布（平成27年施行）
- ・2013（平成25）年 待機児童解消加速化プラン
- ・2015（平成27）年 少子化社会対策大綱
- ・2016（平成28）年 ニッポン一億総活躍プラン
- ・2017（平成29）年 子育て安心プラン 働き方改革実行計画
- ・2018（平成30）年 働き方改革関連法 成立
- ・2019（令和1）年 幼児教育・保育の無償化

#### ◎消費税5%（段階的に）引き上げによる社会保障制度の安定財源確保

そのうち、子ども・子育て支援の充実に0.7兆円程度を充当するというものであり、10%まで引き上げた時点で合計1兆円を充当するという計画だが、あと0.3兆円をどこから充てるのか。

#### ◎子育て安心プランの推進

- ・「M字カーブ」を解消するため、2020（令和2）年度末までの3年間で女性就業率80%に対応できる約32万人分の受け皿整備（当初5年間の計画を3年間に2年前倒し）。
- ・待機児童解消に向けた取組の状況について  
⇒女性就業率（25歳から44歳）は年々上昇、待機児童数は調査開始以来最小の結果。
- ・市町村の特性（待機児童の増減、申込数の推移などを分析し、ニーズに応じた整備計画の検討や保育コンシェルジュを活用した支援等を実施するなど）に応じた待機児童解消支援の重点化・強化
- ・保育士等の処遇改善  
保育士と全産業の賃金比較⇒（男女）月額で9.8万円の差  
保育士の94%程度が女性であることから女性の賃金月額と比較した場合 2.2万円の差（まずはこの解消かを目指す）
- ・保育人材の確保に向けた総合的な対策  
「子育て安心プラン」に基づく約32万人分の保育の受け皿整備に伴い、保育の担い手となる保育人材（新たに約7.7万人）を確保するため、処遇改善のほか、新規の資格取得、就業継続、離職者の再就職といった支援に総合的に取り組む。
- ・放課後児童クラブの受け皿整備（「新・放課後子ども総合プラン」）  
放課後児童クラブの量的拡充を図り、2021年度末までに約25万人分を整備し待機児童の解消を目指し、女性就業率の上昇を踏まえ2023年度末までにさらに約5万人分を整備し、5年間で約30万人分の受け皿を整備する。

#### ◎児童虐待防止対策の推進

- ・平成30年度における児童相談所の児童虐待相談件数（速報値）は、159,850件。平成11



年度に比べて約 13.7 倍。

- ・心理的虐待の割合が最も多く (55.3%)、次いで、身体的虐待の割合が多い (25.2%)。
- ・相談経路は、警察等 (50%)、近隣知人 (13%)、家族 (7%)、学校等 (7%) からの通告が多くなっている。

- ・児童虐待防止対策に関する現状・課題と対応

【現状】平成30年度における児童相談所の児童虐待相談件数は過去最多の 159,850 件。一貫して増加。死亡事例 (平成 29 年度 65 人) をはじめ痛ましい事案も発生。

【課題】

①児童虐待の発生予防・早期発見②児童虐待発生時の迅速・的確な対応③被虐待児童への自立支援

【主な対策・取組】

- ・体罰禁止規定の創設
- ・DV 対策との連携強化規定の創設
- ・子育て世代包括支援センターの全国展開
- ・乳幼児健診未受診者、未就園児等の緊急把握の実施
- ・相談窓口等の周知・啓発 全国共通ダイヤル (189) の無料化
- ・児童相談所の体制強化等新プランによる体制強化
- ・児童相談所の設置促進のための規定の創設
- ・市町村における相談体制の強化 市町村子ども家庭総合支援拠点の設置促進 (2022 年度末までに全市町村で設置 (100%))
- ・体罰等によらない子育てのために (素案) (概要)

◎妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援

- ・産後ケア事業の法制化 (公布日: 令和元年 12 月 6 日)
- ・産後ケア事業

実施主体: 市町村

実施方法: ①宿泊型②デイサービス型③アウトリーチ型

講義 3 「地域共生と就職氷河期世代支援」

講師: 伊原和人氏 厚生労働省政策統括官

◎世帯構造の変化 (平成初期～現代～2040 年)

- ・平成初期に 65 歳以上の人のいる世帯の 4 割を占めていた三世帯同居は、2018 年に 1 割まで減少。他方、高齢者の単独世帯は約 15%から 3 割へ増加。
- ・2040 年にかけて、世帯主年齢 65 歳以上の単独世帯は 1.5 倍、夫婦のみ世帯は 1.1 倍増加する見込み。

◎社会参加等に向けた支援が必要な現役世代

- ・引きこもり状態にある人 (内閣府調査)  
15 歳～39 歳⇒54 万 1 千人 (2018 年) 40 歳～64 歳⇒61 万 3 千人 (2018 年)

◎2040 年を見据えて進めていく必要があること

- \*「人口減少」への対応が最大のポイント
- ・就業者数を増やす (女性も高齢者も世界最高水準の就業率を目指す)

- ・健康寿命を延ばす（エイジフリーで活躍できる）
- ・テクノロジーをフル活用し、より少ない人手でも回っていく医療・福祉現場を実現する
- ・人口減少が進む地域社会の中にあっても、暮らし続けるために必要な支えが得られる条件を整える

⇒2040年の先を見据えると、「少子化対策」が最重要

#### ◎地域共生社会とは何か

- ・「共生社会（例：障害者との共生）と「地域共生社会」
- ・他国でも、Compassionate Community
- ・日本では、「人口減少」と結びつき「地域社会の持続的発展」「地域における人と資源の循環」の視点が加わる
- ・あくまでも「目指すべき社会像」であり「理念」とはなり得るが、射程が広く、抽象的。
- ・対象者の範囲が明確ではない（→でも、そこが地域共生のコンセプトの魅力）
- ・本質は、「地域において誰も孤立させないこと（social inclusion）ではないか？

#### ◎「地域共生社会」の実現に向けた2つのアプローチ

##### ①「縦割り」をどう乗り越えていくか（制度が人を排除することを防ぐ）

- ・「制度」ごとのアプローチではなく、「当事者（人・世帯）」を基本にアプローチする⇒8050問題等の複合ケース、生活困窮に該当しない引きこもりケース等も対象に
- ・地域の実情に応じ、既存の資源を柔軟に活用していく。
- ・多職種によるチーム対応により、難度の高いケースこそ支える

##### ②人と人のつながり（地域の支え）をどうつくるか（地域が人を排除することを防ぐ）

- ・伴走者の確保が最大の課題。人数に制約のある専門職のほか、地域住民（特にシニア層）の育成、活用方策を真剣に考える
- ・民間サービスを含め、あらゆる社会資源を活用して、つながりの場と生活支援が提供される環境を整える。
- ・地域づくりの観点から、地域住民、NPO、社会福祉法人、民間事業者など多様な主体が積極的に参画する形をつくる。「福祉」にこだわらず、他分野とのコラボを楽しむ。

#### ◎地域共生・地域の支え合いの取組—市町村の包括的支援体制の構築—

相談支援（市町村による断らない相談支援体制）などの新たな事業の創設

#### ◎就職氷河期世代への支援について

- ・「就職氷河期世代」⇒2019年4月現在、大卒で概ね37～48歳、高卒で概ね33～44歳
- ・当該世代の中には、就職活動を行ったが、雇用環境が厳しい時期であり、加齢（特に35歳以降）に伴い企業側の人事・採用慣行等により、安定した職業に転職する機会が制約されてきたことから、現在も、不本意ながらも不安定な仕事に就いている、無業の状態にある者が存在

##### \*就職氷河期世代への支援

- ①不安定な就労状態にある方（不本意非正規）
- ②長期にわたり無業の状態にSる方
- ③社会参加に向けた支援を必要な方（ひきこもり）

##### \*市町村プラットフォーム

\*地域就職氷河期世代支援加速化交付金（令和元年度補正予算案 30億円）

\* 就職氷河期世代は 2040 年には 65 歳になる⇒ここに支援」がきちんと届かなくてはいけない

2月13日(木) 2日目

講義 1 「2020 年度診療報酬改定とこれからの医療」

講師：八神敦雄氏 厚生労働省審議官

### 1 2040 年に向けた社会保障の課題

◎人口構造の推移を見ると、2025 年以降、「高齢者の急増」から「現役世代の急減」に局面が変化⇒新たな局面における課題への対応が必要。

<新たな局面に対応した政策課題>

①現役世代の人口が急減する中での社会の活力維持

⇒多様な就労・社会参加の促進

⇒健康寿命の延伸

②労働力の制約が強まる中での医療・介護サービスの確保

⇒テクノロジーの活用等による医療・福祉サービスの改革

### 2 診療報酬改定がめざすもの

◎令和 2 年度診療報酬改定の概要

I 医療従事者の負担軽減、医師等の働き方改革

II 患者・国民にとって身近であって、安心・安全で質の高い医療の実現

III 医療機能の分化・強化、連携と地域包括ケアシステムの推進

IV 効率化・適正化を通じた制度の安定性・持続可能性の向上

◎令和 2 年度診療報酬改定について

○診療報酬改定

1 診療報酬 +0.55%

\* うち、消費税財源を活用した救急病院における勤務医の働き方改革への特例的な対応 +0.08%

2 薬価

①薬価 ▲0.99%

②材料価格▲0.02%

○勤務医への働き方改革への対応について

診療報酬として 公費 126 億円程度

地域医療介護総合確保基金として 公費 143 億円程度

### 3 働き方改革支援

◎医師等の働き方改革の推進

○地域医療の確保を図る観点から早急に対応が必要な救急医療体制等の評価

[施設基準]

【救急医療に係る実績】

・救急用の自動車又は救急医療用のヘリコプターによる搬送件数が、年間で 2000 件以上であること

○タスクシェアリング/タスクシフティング

○業務負担の軽減

◎年間救急搬送受入件数のシェア

○年間 2,000 件以上救急搬送を受け入れている救急医療機関が、全体のおよそ 71%の救急搬送を受け入れている。

○年間 1,000 件以上では、およそ 85%の救急搬送を受け入れている。

◎地域の救急医療体制において重要な機能を担う医療機関に対する評価

新 地域医療体制確保加算 520 点（入院初日に限る）

◎タスクシェアリング/タスクシフティングのための評価の充実

○医師事務作業補助者の配置に係る評価の充実

○看護職員の夜間配置に係る評価の充実

○看護補助者の配置に係る評価の充実

◎麻酔科領域における医師の働き方改革の推進

○麻酔管理料（Ⅱ）の見直し

◎薬剤師の病棟業務に対する評価の充実

○病棟薬剤業務実施加算の評価の充実

○薬剤師の常勤要件の緩和

◎医師等の従事者の常勤配置及び専従要件に関する要件の緩和

◎情報通信機器を用いたカンファレンス等の推進

◎医療機関における業務の効率化・合理化

○会議や研修の効率化・合理化

○記録の効率化・合理化

○事務の効率化・合理化

4 これからの医療

◎レセプト情報・特定健診等情報データベース

◎介護関連データベース

◎マイナンバーカードの健康保険証利用に向けた取組

5 利用者・患者サイドが望むこと

“もっとなんとかならないの？”「若手職員の提案から」

子育て中の母親である厚生労働省の職員から当事者目線で直面する現実の課題からのぬ提案があり、それらを政策提言に生かしていくことの重要性の解説があった。

講義 2 「社会保障再考—地域で支える」

講師：菊池馨実氏 早稲田大学法学学術院副学術院長

1 はじめに

社会保障制度の改革動向

社会保障制度改革国民会議報告書（2013 年 8 月 6 日）

社会保障 4 分野・・・少子化対策分野、医療・介護分野、年金分割

高齢者中心型から全世代型へ

年齢別負担から負担能力別負担へ

全世代型社会保障検討会議中間報告（2019 年 12 月 19 日）

年金、労働、医療、予防・介護

## 2 社会保障の持続可能性

### (1) 持続可能性の諸側面

- ・ 財政的基盤・・・財政的な持続可能性の確保
- ・ 人口的基盤・・・少子高齢化の克服（女性と高齢者の就労促進）
- 社会的基盤・・・家庭・企業・地域（血縁・社縁・地縁）の脆弱化
- 市民的基盤・・・社会保障を支えようとする市民意識の脆弱化・理念的な基盤の欠如

### (2) 社会保障の社会基盤

- ① 家族
- ② 企業
- ③ 地域（社会）

## 3 社会保障の理念的基盤

### (1) 個人の自律支援

- ・ 自律支援と自立支援～社会保障の本来的目的  
ただし、「自立」支援そのものが最終目的ではない～「自立」支援を通じて、「自律」的な生が達成され得る。

### (2) 生存権論の限界

## 4 社会保障の変容

- (1) 伝統的な社会保障の捉え方
- (2) 従来への捉え方の限界と政策展開
- (3) 相談支援の制度化に向けた方向性

## 5 社会保障の市民的基盤

- (1) 市民的基盤の脆弱化の背景
- (2) 地域共生社会の構想

## 6 相談支援の体制整備に向けて

- (1) 最近の法改正
  - ・ 2018 年生活困窮者自立支援法改正
  - ・ 2020 年社会福祉法改正へ
- (2) 相談支援の意義と課題

## 7 地域の再構築

### <所見>

人口構造の変化、少子高齢社会への対応や 2040 年問題と言われる大きな山場が目前に立ちふさがっている現代社会にあって、これからの時代を見据えて、全世代型社会保障制度の持続可能性の確保はどうあるべきなのかを考察する研修会であった。基礎自治体である市町村で、どこまで施策として充実させることができるのかを見通しながら、財源の裏付けを考慮して、政策提言に練り上げる重要性を考えるヒントをいただいた。

# 社会保障改革の課題と展望

## ～ 2040年を見据えて ～

令和2年2月12日  
厚生労働事務次官  
鈴木 俊彦

1. 人口構造と社会構造の変化
2. 2040年を展望した社会保障のビジョンづくり
3. 全世代型社会保障の読み解き方
4. 当面の主な論点
5. 社会保障改革「次の一手」を考える  
～ 地域共生社会の実現に向けて ～

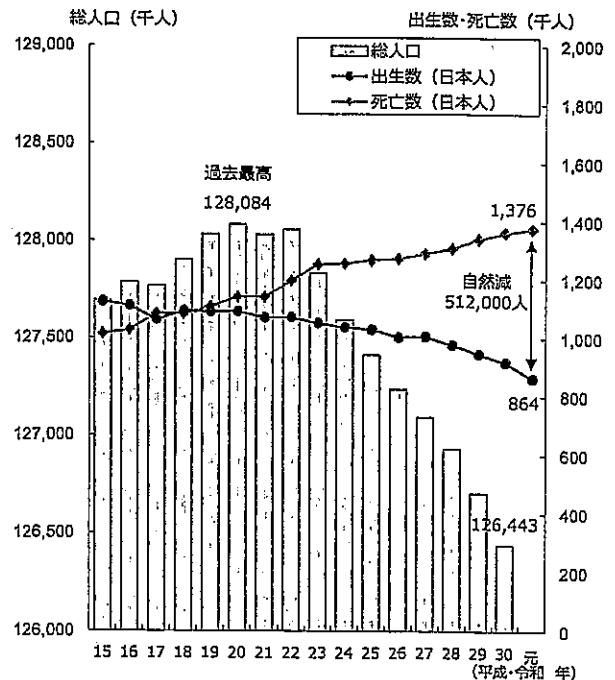
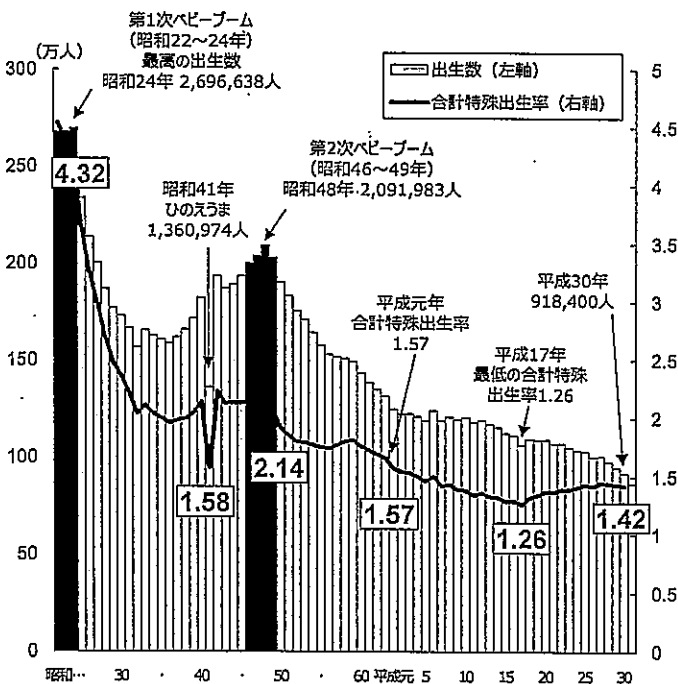
# 子ども家庭行政をめぐる最近の動向と今後の展望について

～待機児童対策と児童虐待防止対策を中心に～

令和2年2月12日(水)  
 厚生労働省子ども家庭局長  
 渡辺由美子

## 少子化の進行と人口減少社会の到来

- 平成30年の出生数は91万8,400人で過去最少。合計特殊出生率は平成17年に1.26を底として、やや持ち直しの傾向。令和元年の出生数(推計値)は、86万4,000人。
- 平成17年には死亡数が出生数を上回り、我が国の人口は減少局面に入った。



注:平成30年までは確定数、令和元年(864,000人)は推計数である。  
 (資料)厚生労働省「人口動態統計」、総務省「人口推計」

注1:出生数及び死亡数については、日本における日本人の数値  
 平成30年までは確定数、令和元年は推計数である。  
 注2:総人口については、日本における外国人を含む。  
 注3:総人口の増減は、自然増減(出生数及び死亡数)のほか、社会増減(国内外の流入・流出)等を含む。

# 地域共生と就職氷河期世代支援

厚生労働省政策統括官(総合政策担当)  
伊原 和人

1

## 2040年について予想できること

		1989年	現在	2040年
人口構成	65歳以上	1489万人(12%)	3575万人(28%)	3921万人(35%)
	15歳~64歳	8590万人(70%)	7518万人(60%)	5978万人(54%)
就業者	総数	6128万人	6724万人	5650万人
	医療・福祉	221万人(約28人に1人) 【推計・1988年(資格・職種の定められた 保健・医療・社会福祉関係者のみ)】	843万人(約8人に1人) 【事務従事者等を除き 699万人(約10人に1人)】	1065万人(約5人に1人)
患者数	外来 (医療保険+公費医療)	774万人/日 【医療保険のみ】	769万人/日 【医療保険のみ740万人】	753万人/日
	入院 (医療保険+公費医療)	135万人/日 【医療保険のみ】	128万人/日 【医療保険のみ116万人】	140万人/日
介護利用者	施設サービス	33万人 【1992年定員ベース】	104万人/月	162万人/月
	在宅サービス	67万人 【推計・1992年】	353万人/月	509万人/月
医療保険料(協会けんぽ)		8.30% 【標準報酬ベース】	10.0% 【総報酬ベース】	11.5~11.8% 【総報酬ベース】
介護保険料(1号:65歳以上)		—	5900円	9200円
消費税率		3%	10%	???
市区町村(5千人未満)		596/3435自治体(17%)	249/1682自治体(15%)	406/1682自治体(24%)
世帯数	総数	4067万世帯	5333万世帯	5075万世帯
	高齢単身世帯	162万世帯(3%)	593万世帯(11%)	896万世帯(18%)

2



# 2020年度診療報酬改定と これからの医療

- 1 2040年に向けた社会保障の課題
- 2 診療報酬改定がめざすもの
- 3 働き方改革支援
- 4 これからの医療
- 5 利用者、患者、医師、看護師、介護士、福祉士、行政関係者、自治体関係者、関係者からの意見

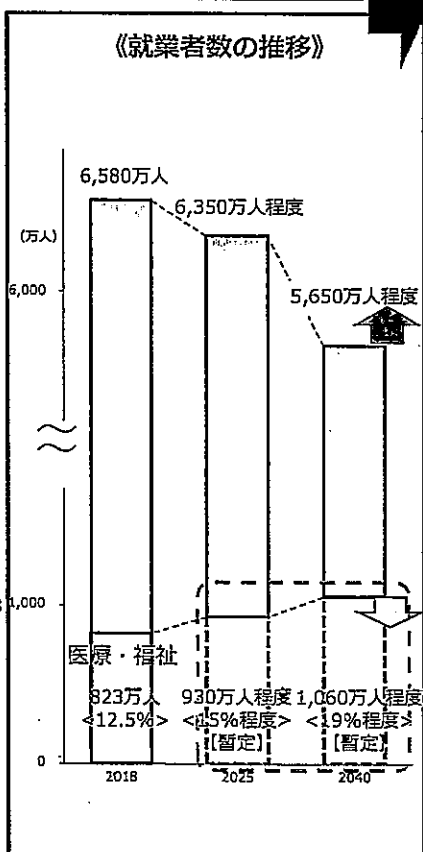
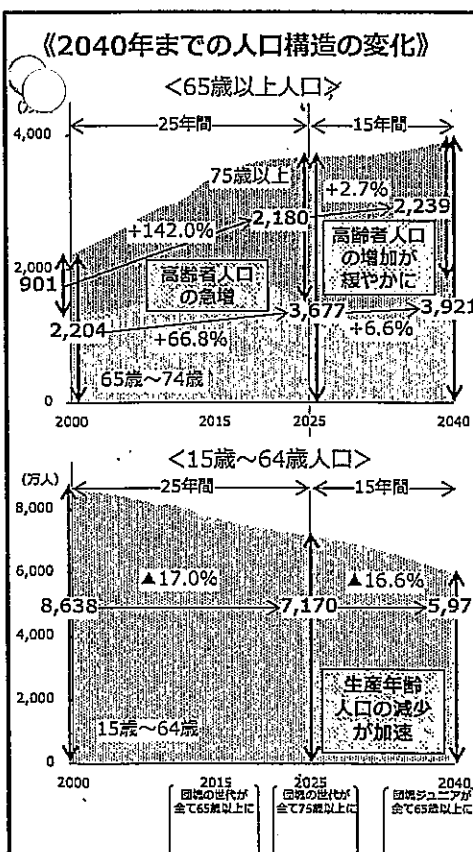
2020年2月13日  
八神 敦雄

「おとろけ世代の増加?」  
「若年職員の提案から」

## 2040年頃を展望した社会保障改革の新たな局面と課題

人口構造の推移を見ると、2025年以降、「高齢者の急増」から「現役世代の急減」に局面が変化。

2025年以降の現役世代の人口の急減という新たな局面における課題への対応が必要。



- これまで進めてきた給付と負担の見直し等による社会保障の持続可能性の確保も図りつつ、
- 以下の新たな局面に対応した政策課題を踏まえて、総合的に改革を推進。

### 《新たな局面に対応した政策課題》

1. 現役世代の人口が急減する中での社会の活力維持向上
  - ⇒ 多様な就労・社会参加の促進
  - ⇒ 健康寿命の延伸
2. 労働力の制約が強まる中での医療・介護サービスの確保
  - ⇒ テクノロジーの活用等による医療・福祉サービスの改革

2020.2.13

地方から考える社会保障フォーラム

社会保障再考 ― (地域) で支える ―

早稲田大学法学学術院  
菊池馨実

## 1 はじめに

社会保障制度の改革動向

社会保障制度改革国民会議報告書 (2013年8月6日)

社会保障4分野…少子化対策分野、医療・介護分野、年金分野

高齢者中心型から全世代型へ

年齢別負担から負担能力別負担へ

全世代型社会保障検討会議中間報告 (2019年12月19日)

年金…受給開始時期の選択肢の拡大、被用者保険の適用拡大、在職老齢年金の見直し等

労働…70歳までの就業機会確保、中途採用・経験者採用の促進、兼業・副業の拡大、雇用によらない働き方等

医療…医療提供体制の改革、後期高齢者の自己負担割合、大病院の定額負担の拡大等

予防・介護…保険者努力支援制度の強化、介護インセンティブ交付金の強化等

## 2 社会保障の持続可能性

### (1) 持続可能性の諸側面

- 財政的基盤…財政的な持続可能性の確保
- 人口的基盤…少子高齢化の克服 (女性と高齢者の就労促進)
- 社会的基盤…家族・企業・地域 (血縁・社縁・地縁) の脆弱化
- 市民的基盤…社会保障を支えようとする市民意識の脆弱化・理念的な基盤の欠如

### (2) 社会保障の社会的基盤

#### ① 家族

家族が有する扶養機能の外部化 (代替) としての社会保障…家族形態の多様化という大きな流れの中での不可逆的変化

単身世帯や高齢者のみ世帯の増加

#### ② 企業

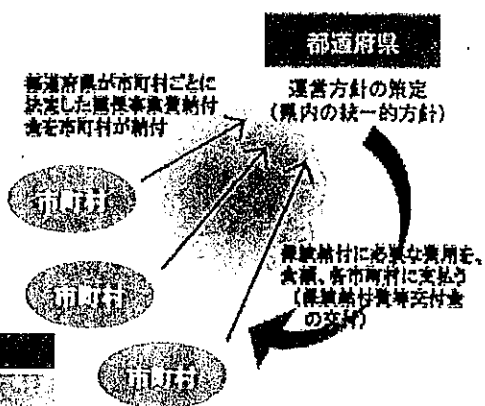
社会保障制度の代替的役割…生活給体系や企業福祉制度 (扶養手当、退職金・企業年金、

# 平成30年度の国民健康保険制度の改革

国民健康保険制度は、国民皆保険の基盤となる仕組み。しかし、「年齢構成が高く医療費水準が高い」「所得水準が低く保険料の負担が重い」「財政運営が不安定になるリスクの高い小規模保険者が多く、財政赤字の保険者も多く存在する」という構造的な課題を抱えていた。

## 見直しの柱

- ◎国の責任として、約3,400億円の追加的な財政支援（公費拡充）を行う。
- ◎都道府県と市町村がともに国民健康保険の保険者となり、それぞれの役割を担う。



## 都道府県と市町村の役割分担

都道府県の主な役割	市町村の主な役割
財政運営の責任主体 ・ 国保運営方針に基づき、事務の効率化、標準化、広域化を推進	国保事業費納付金を都道府県に納付 ・ 資格を管理（被保険者証等の発行）
市町村ごとの標準保険料率を算定・公表 ・ 保険給付費等交付金の市町村への支払い	標準保険料率等を参考に保険料率を決定 ・ 保険料の賦課・徴収 ・ 保険給付の決定、支給

# 国民健康保険制度の見直しによる効果

## ① 保険料負担の公平な支え合い

### 【新しい財政運営の仕組み】

○都道府県内で保険料負担を公平に支え合うため、都道府県が市町村ごとの医療費水準や所得水準に応じた国保事業費納付金（保険料負担）の額を決定する。保険給付に必要な費用を全額、保険給付費等交付金として市町村に対して支払う。これにより、市町村の財政は従来と比べて大きく安定。  
 ○都道府県は、市町村ごとの標準保険料率を提示（標準的な住民負担の見える化）し、市町村間で比較できるようになる。

### 【保険料の賦課・徴収】

○市町村はこれまで個別に給付費を推計し、保険料負担額を決定してきたが、今後は都道府県に納付金を納めるため、都道府県の示す標準保険料率等を参考に、それぞれの保険料算定方式や予定収納率に基づき、保険料率を定め、保険料を賦課・徴収する。

## ② サービスの拡充と保険者機能の強化

- 都道府県内の統一的な運営方針としての国民健康保険運営方針を定め、市町村が担う事務の効率化、標準化、広域化を推進。
- 同一都道府県内で他の市町村に引っ越した場合、引っ越し前と同じ世帯であることが認められるときは、高額療養費の上限額支払い回数のカウントが通算される。
- 市町村は、積極的に被保険者の予防・健康づくりを進めるための働きかけを行い、地域づくり・まちづくりの担い手として、関係者と連携・協力した取組みを進める。

**[kazue-leoleo7601@outlook.jp](mailto:kazue-leoleo7601@outlook.jp)**

---

差出人: tirare@abelia.ocn.ne.jp  
送信日時: 2020年2月4日 火曜日 17:42  
宛先: '藤岡 和枝'  
件名: RE: 第21回 地方から考える社会保障フォーラム参加申し込み

藤岡 和枝 先生

いつもご参加をいただきありがとうございます。

この度は第21回地方から考える「社会保障フォーラム」にお申し込みをいただきありがとうございます。

1月16日 参加費のご入金をいただきました。ありがとうございました。  
領収証の御宛名につきまして、個人名以外のご指定がございましたらこのメールに  
ご返信をお願いいたします。

開催も来週に迫って参りました。現在、70名程のお申し込みをいただいております。

案内パンフレットの2日目、10時からの調整中と印字の部分は、**人権教育審議会**にお越しいただきます。  
お話をいただく演題は『診療報酬改定とこれからの医療』となりました。

また、渡辺由美子局長にお話をいただく時間帯につきまして、国会対応の場合によっては、  
お越しいただけない可能性があり、その場合は、宮本総務課長に代理でお越しいただくよう  
ご配慮を賜りました。また、お話をいただく内容につきましても、  
子ども家庭行政をめぐる最近の動向と今後の展望について～待機児童対策と児童虐待防止対策を中心に～  
という演題でご講演いただきます。案内パンフレット記載とは違いがありますが、ご了承くださいませよう  
宜しくお願いいたします。

新型コロナウイルスの心配には、気休め程度にしかならないかもしれないのですが、  
空間除菌ポットやスプレー、手指消毒等の設置の準備をしております。

どうぞお気をつけてお越しくださいませ。  
お目にかかれず事を楽しみにお待ち申し上げます。

何かありましたら佐藤携帯 **03-3253-0570** までお願いいたします。

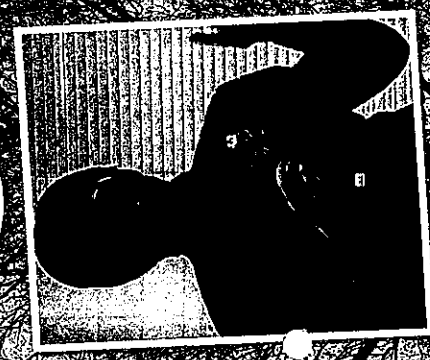
地方から考える「社会保障フォーラム」事務局  
☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆  
株式会社 社保研 TIRARE 佐藤 聖子  
〒101-0047  
東京都千代田区内神田 2-5-3 児谷ビル 3F  
TEL 03-3253-0570 FAX 03-3527-1028  
HP <http://tirare.jp> E-mail [tirare@abelia.ocn.ne.jp](mailto:tirare@abelia.ocn.ne.jp)  
☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆

---

**From:** 藤岡 和枝 [mailto:kazue-leoleo7601@outlook.jp]  
**Sent:** Tuesday, December 17, 2019 4:03 PM  
**To:** tirare@abelia.ocn.ne.jp  
**Subject:** 第21回 地方から考える社会保障フォーラム参加申し込み

# 第21回 社会保険旬報 地方から考える 社会保障フォーラム

最新の政策動向をつかむ / セミナー開催のご案内



平成の時代が幕を閉じて、令和の時代が始まりました。令和の時代の社会保障はどうかあるべきなのでしょうか。人生100年時代の到来を見据えながら、全世代を支えていくための医療、介護、福祉、年金などの、社会保障全般に渡る持続可能な制度の構築について、一緒に考えてみませんか。皆様のご参加を心からお待ちしております。

**鈴木俊彦氏** 厚生労働事務次官  
「社会保障改革の展望 ～2040年を見据えて～」

**渡辺由美子氏** 厚生労働省子ども家庭局長  
「子どもを巡る諸問題（児童虐待、子どもの貧困、犯罪被害、見守り、子ども食堂等）」

**伊原和人氏** 厚生労働省政策統括官  
「地域共生と就職氷河期世代への支援」

**菊池馨実氏** 早稲田大学法文学部副学術院長  
法学研究科長教授/博士(法学)  
「社会保障再考—(地域)で支える」

定員 **100**名  
定員になり次第締切

2020年2月12日(水)、13日(木)

日時 2月5日(水)まで27,500円(消税付込み)をお振込みください  
会場 (貸会議室)ヒシオンセンター東京有楽町 104-0061 東京都中央区新富1-6-2 銀座Aビル103階

＜主催＞ 地方から考える「社会保険フォーラム」事務局 〒101-0047 東京都千代田区神田2-5-3 坩谷ビル3F 社保研ティラレ内  
TEL 03-3253-0570 / FAX 03-3257-1028

＜協力＞ 社保研研究所 / 年友企画 / 社会保険出版社 / 菊フィスメック

**会場案内図**

(貸会議室) ヒシオンセンター東京有楽町 〒104-0061 東京都中央区銀座1-6-2 銀座Aビル3階

- JR 東京駅 八重洲南口 徒歩 8分(地下街5番出口徒歩7分、京葉地下八重洲口徒歩6分(2番出口))
- JR 有楽町駅 徒歩 5分
- 東京メトロ「銀座一丁目」徒歩 1分

八重洲南口 JR 東京駅

外堀通り(西銀座通り) 有楽町駅

中央通り(銀座通り) 有楽町駅

三軒UP階行 銀座一丁目 徒歩 1分

銀座Aビル 出口6

銀座Aビル 出口7

銀座Aビル 出口8

銀座Aビル 出口9

銀座Aビル 出口10

銀座Aビル 出口11

銀座Aビル 出口12

銀座Aビル 出口13

銀座Aビル 出口14

銀座Aビル 出口15

銀座Aビル 出口16

銀座Aビル 出口17

銀座Aビル 出口18

銀座Aビル 出口19

銀座Aビル 出口20

銀座Aビル 出口21

銀座Aビル 出口22

銀座Aビル 出口23

銀座Aビル 出口24

銀座Aビル 出口25

銀座Aビル 出口26

銀座Aビル 出口27

銀座Aビル 出口28

銀座Aビル 出口29

銀座Aビル 出口30

**Web版 無料会員登録集中です!**

**Web 医療と介護**  
<https://info.shahho.co.jp/tyou/>

**年金時代**  
SINCE 1973  
<https://info.shahho.co.jp/nenkin/>

**社会保険旬報** 一医療に関わる全ての情報を提供—

- 医療政策の動向や背景、展望についてわかりやすくお伝えします。
- 介護との連携や年金政策の動きなどもタイムリーに知ることができます。
- 社会保険フォーラムをダイジェストで講師のご講演の要旨と「討議」の概要を掲載。

見本誌をご希望の方、購読のお申込みをしたい方は(株)社会保険研究所までご連絡ください。  
TEL: 03-3252-7901(代)

第21回 地方から考える「社会保険フォーラム」セミナー 参加申込書

お申し込み先 FAX 03-3527-1028 または Email [tirare@abelia.ocn.ne.jp](mailto:tirare@abelia.ocn.ne.jp) でお申し込みください。

※ご記入いただいた個人情報、フォーラムにご参加いただく前後のご案内、情報提供の目的に使用させていただきます。管理にあたっては、必要かつ適切な安全管理措置を講じ、漏えい、紛失、毀損または不正アクセス等の防止に努めます。

●お申し込みをいただいた方には事務局から受付完了のメール(アドレス記載のない場合はFAXにて)をお送りいたします。3日経っても届かない場合はこちらへお知らせください。

●事務局からメールが届きましたら、右記の口座へお振込みをお願いします。

お問い合せ先 TEL 03-3253-0570 ご不明な点は、左記までお問い合わせください。

社研ティラレのホームページからもお申し込みいただけます。 <http://tirare.jp/>

お名前	〒□□□□-□□□□
ご住所	〒□□□□-□□□□
フリガナ	〒□□□□-□□□□
所属学会	〒□□□□-□□□□
電話番号	〒□□□□-□□□□
FAX	〒□□□□-□□□□
Eメールアドレス	〒□□□□-□□□□

(振込先) 三菱UFJ銀行 神保町支店  
[口座番号] (普) 0506395

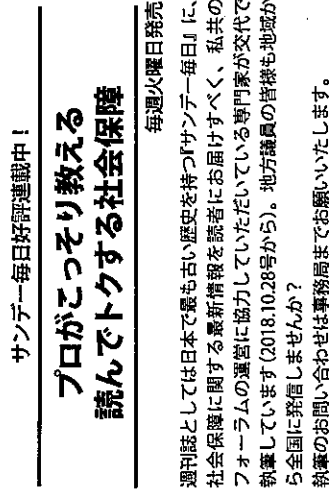
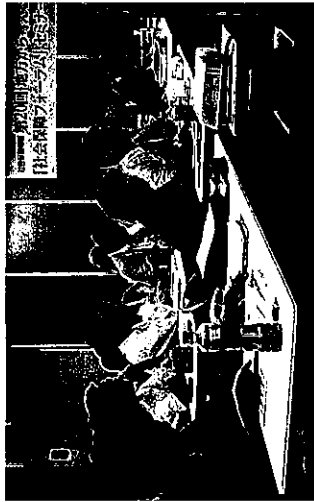
## 2/12 (水) 1日目

- 12:00~ 受付開始
- 12:30~ 開講の挨拶、オリエンテーション
- 12:45~13:45 **議題1**「社会保障改革の展望 ~2040年を見据えて~」  
鈴木 俊彦氏 厚生労働事務次官
- 13:45~14:15 討議 (30分間)
- 14:15~14:25 休憩 (10分間)
- 14:25~15:25 **議題2**「子どもを巡る諸問題(児童虐待、子どもの貧困、犯罪被害、見守り、子ども食堂等)」  
渡辺 由美子氏 厚生労働省子ども家庭局長
- 15:25~15:55 討議 (30分間)
- 15:55~16:05 休憩 (10分間)
- 16:05~17:05 **議題3**「地域共生と就職氷河期世代への支援」  
伊原 和人氏 厚生労働省政策統括官
- 17:05~17:35 討議 (30分間)
- 17:35~ 情報交換会 ※講師のご参加者はオリエンテーションにて告知します。
- 18:30 終了

## 2/13 (木) 2日目

- 9:30~ 受付開始
- 10:00~11:00 **議題1**「地域における医療と介護の連携」(仮)  
高橋 雅之氏 徳島県立中央病院 院長 (決まり次第、<http://firare.jp/> に掲載いたします)
- 11:00~11:30 討議 (30分間)
- 11:30~12:30 昼休み (60分間)  
※12:20~12:30 **ランデブレイクセミナー** (株)社会保険出版社 関宮 将人氏「地方自治体における地域包括ケアシステムの取組例」
- 12:30~12:50 **議題2**「国民健康保険の都道府県単位化 — 保険料の平準化は進むか」  
「読んでトクする 社会保障」 (株)社会保険研究所 谷野 浩太郎氏
- 12:50~13:00 休憩 (10分間)
- 13:00~14:00 **議題2**「社会保障再考 —〈地域〉で支える」  
菊池 馨英氏 早稲田大学法学部大学院副学術院長 法学研究科長 教授/博士(法学)
- 14:00~14:30 討議 (30分間)
- 14:30~ 終了の挨拶 次回開催のお知らせ
- 14:35 終了

第20回 地方から考える「社会保障フォーラム」セミナーの様子



サンデー毎日好評連載中!

### プロがこっそり教える 読んでトクする社会保障

毎週火曜日発売

週刊誌としては日本で最も古い歴史を持つ『サンデー毎日』に、社会保障に関する最新情報を読者にお届けすべく、私共のフォーラムの運営に協力していただいている専門家が交代で執筆しています(2018.10.28号から)。地方議員の皆様も地域から全国に発信しませんか? 地方議員の皆様も地域が執筆のお問い合わせは事務局までお願いいたします。